
平成30年 第1回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成30年3月6日

閉会 平成30年3月22日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (3月6日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行政報告	2
○日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	4
○日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について (東1線排水路整備工事 (H28 国債) 請負契約の変更について)	5
○日程第 6 報告第 3 号 監査・例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 7 報告第 4 号 委員会所管事務調査報告について	6
○日程第 8 報告第 5 号 議会懇談会開催結果報告について	9
○日程第 9 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度上富良野町一般会計補正予算 (第8号))	9
○日程第 10 議案第 11 号 平成29年度上富良野町一般会計補正予算 (第9号)	10
○日程第 11 議案第 12 号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	15
○日程第 12 議案第 13 号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	16
○日程第 13 議案第 14 号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第4号)	16
○日程第 14 議案第 15 号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第5号)	17
○日程第 15 議案第 16 号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)	18
○日程第 16 議案第 17 号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)	19
○日程第 17 議案第 18 号 平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算 (第2号)	20
○日程第 18 議案第 19 号 平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第4号)	21
○日程第 19 議案第 29 号 東1線排水路整備工事 (H29 国債) 請負契約の締結について	21
○散 会 宣 告	22

目 次

第 2 号 (3月7日)

○議 事 日 程	2 5
○出 席 議 員	2 5
○欠 席 議 員	2 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 5
○議会事務局出席職員	2 5
○開 議 宣 告	2 6
○諸 般 の 報 告	2 6
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2 6
○日程第 2 執行方針	2 6
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君	
○日程第 3 議案第 1号 平成30年度上富良野町一般会計予算	2 6
○日程第 4 議案第 2号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 6
○日程第 5 議案第 3号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	2 6
○日程第 6 議案第 4号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 6
○日程第 7 議案第 5号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 6
○日程第 8 議案第 6号 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 6
○日程第 9 議案第 7号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 6
○日程第10 議案第 8号 平成30年度上富良野町水道事業会計予算	2 6
○日程第11 議案第 9号 平成30年度上富良野町病院事業会計予算	2 6
○散 会 宣 告	5 1

目 次

第 3 号 (3月13日)

○議 事 日 程	5 3
○出 席 議 員	5 3
○欠 席 議 員	5 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 3
○議会事務局出席職員	5 3
○開 議 宣 告	5 4
○諸 般 の 報 告	5 4
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	5 4
○日程第 2 町の一般行政について質問	5 4
7番 北 條 隆 男 君	5 4
1 クリーンセンター焼却施設について	
9番 荒 生 博 一 君	5 7
1 合葬式施設について	
2 観光振興策について	
3番 佐 川 典 子 君	6 3
1 高齢者を情報弱者にしないための施策について	
2 協働のまちづくり推進助成金について	
3 スマートフォン決済について	
6番 金 子 益 三 君	6 9
1 子どもの医療費無料化について	
2 白銀荘の改修について	
○散 会 宣 告	7 5

目 次

第 4 号 (3月14日)

○議 事 日 程	7 7
○出 席 議 員	7 7
○欠 席 議 員	7 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	7 7
○議会事務局出席職員	7 7
○開 議 宣 告	7 8
○諸 般 の 報 告	7 8
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	7 8
○日程第 2 町の一般行政について質問	7 8
1 1 番 米 沢 義 英 君	7 8
1 障がい者の地域生活支援事業について	
2 中学生の医療費の無料化について	
3 定住移住策について	
4 人材の確保の補助制度について	
5 給食費の負担軽減について	
8 番 竹 山 正 一 君	8 6
1 上富良野町商業振興計画について	
1 0 番 高 松 克 年 君	8 9
1 今年度の除雪対応について	
2 演習場の騒音対策と情報開示について	
○休 会 の 議 決	9 7
○散 会 宣 告	9 7

目 次

第 5 号 (3月22日)

○議 事 日 程	9 9
○出 席 議 員	9 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	9 9
○議会事務局出席職員	1 0 0
○開 議 宣 告	1 0 1
○諸 般 の 報 告	1 0 1
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 0 1
○日程第 2 予算特別委員会付託	1 0 1
議案第 1号 平成30年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6号 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8号 平成30年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9号 平成30年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第 3 議案第20号 上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例	1 0 2
○日程第 4 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例	1 0 4
○日程第 5 議案第22号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	1 0 6
○日程第 6 議案第23号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	1 0 9
○日程第 7 議案第24号 上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	1 1 0
○日程第 8 議案第25号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	1 1 0
○日程第 9 議案第26号 上富良野町国営土地改良事業負担基金条例を廃止する条例	1 1 1
○日程第10 議案第27号 しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例を廃止する条 例	1 1 1
○日程第11 議案第28号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	1 1 1
○追加日程第1 議案第33号 財産の取得について	1 1 2
○日程第12 議案第30号 上富良野町道路線の廃止について	1 1 3
○日程第13 議案第31号 上富良野町道路線の認定について	1 1 3
○日程第14 議案第32号 監査委員の選任について	1 1 4
○日程第15 発議案第1号 町長の専決事項の指定について (上富良野町税条例等の一部を する条例等の一部を改正する条例)	1 1 5
○日程第16 閉会中の継続調査申し出について	1 1 5
○閉 会 宣 告	1 2 0

第 1 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成30年度上富良野町一般会計予算	3月22日	原 案 可 決
2	平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
3	平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
4	平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
5	平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
6	平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
7	平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月22日	原 案 可 決
8	平成30年度上富良野町水道事業会計予算	3月22日	原 案 可 決
9	平成30年度上富良野町病院事業会計予算	3月22日	原 案 可 決
10	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第8号））	3月6日	原 案 可 決
11	平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	3月6日	原 案 可 決
12	平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月6日	原 案 可 決
13	平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月6日	原 案 可 決
14	平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月6日	原 案 可 決
15	平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）	3月6日	原 案 可 決
16	平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	3月6日	原 案 可 決
17	平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	3月6日	原 案 可 決
18	平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	3月6日	原 案 可 決
19	平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	3月6日	原 案 可 決
20	上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	3月22日	原 案 可 決
21	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3月22日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
22	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	3月22日	原案可決
23	上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	3月22日	原案可決
24	上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	3月22日	原案可決
25	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	3月22日	原案可決
26	上富良野町国営土地改良事業負担基金条例を廃止する条例	3月22日	原案可決
27	しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例を廃止する条例	3月22日	原案可決
28	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3月22日	原案可決
29	東1線排水路整備工事（H29国債）請負契約の締結について	3月6日	原案可決
30	上富良野町道路線の廃止について	3月22日	原案可決
31	上富良野町道路線の認定について	3月22日	原案可決
32	監査委員の選任について	3月22日	同意可決
33	財産の取得について	3月22日	原案可決
	〔予算特別委員会付託〕 平成30年度上富良野町一般会計予算 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算 平成30年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 平成30年度上富良野町水道事業会計予算 平成30年度上富良野町病院事業会計予算	3月22日	原案可決
	執行方針	3月7日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	行 政 報 告	3月6日	
	町の一般行政について質問	3月13日 3月14日	
	報 告		
1	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	3月6日	報 告
2	専決処分の報告について（東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の変更について）	3月6日	報 告
3	監査・例月現金出納検査結果報告について	3月6日	報 告
4	委員会所管事務調査報告について	3月6日	報 告
5	議会懇談会開催結果報告について	3月6日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	3月22日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	3月22日	原 案 可 決

平成30年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成30年3月6日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 3月6日～22日 17日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第 5 報告第 2号 専決処分の報告について
(東1線排水路整備工事(H28国債)請負契約の変更について)
第 6 報告第 3号 監査・例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 7 報告第 4号 委員会所管事務調査報告について
第 8 報告第 5号 議会懇談会開催結果報告について
第 9 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第8号))
第10 議案第11号 平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)
第11 議案第12号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
第12 議案第13号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
第13 議案第14号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
第14 議案第15号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)
第15 議案第16号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
第16 議案第17号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
第17 議案第18号 平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)
第18 議案第19号 平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)
第19 議案第29号 東1線排水路整備工事(H29国債)請負契約の締結について

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	石田 昭彦 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
農業委員会会長	青地 修 君	会 計 管 理 者	藤田 敏明 君
総 務 課 長	宮下 正美 君	企画商工観光課長	辻 剛 君
町民生活課長	鈴木 真弓 君	保健福祉課長	北川 徳幸 君
農業振興課長	狩野 寿志 君	建設水道課長	佐藤 清 君
農業委員会事務局長	北越 克彦 君	教育振興課長	北川 和宏 君
ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬永 君	次 長	岩崎 昌治 君
主 事	大井 千晶 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成30年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

本定例会は、3月2日に告示され、同日、議案等の配付を行いました。

また、本定例会までの議会の運営につきましては、2月16日及び3月1日、議会運営委員会を開催し、会期及び日程等の審議をいたしました。

次に、本定例会まで受理いたしました陳情及び要望の件数は3件であり、その内容につきましては、さきに配付のとおりでございます。

次に、監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がございました。

次に、本定例会に提出の議案は、町長より提出の議案32件、報告案件2件、議会側からの報告案件2件、発議案件1件でございます。

次に、町長より、行政報告などの申し出があり、その概要につきましては、本日配付のとおりであります。

次に、閉会中の主な公務につきましては、本日配付の議会の動向のとおりでございます。

次に、町長から平成30年度の町政執行方針、教育長から教育行政執行方針についての発言の申し出がございました。

最後に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定に

より、議長において、

2番 岡本康裕君

3番 佐川典子君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの17日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

町長から、本定例会までの主要な事項についての行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、昨年12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、町葬についてであります。名誉町民、前上富良野町長尾岸孝雄様が2月14日に急逝されたことから、2月18日に通夜を、19日に町葬並びに告別式を、社会教育総合センターにてとり行い、故人にゆかりのある延べ750名を超える皆様の御参列をいただき、尾岸前町長の人柄と御遺徳をしのび、故人の冥福を祈ったところであります。

次に、3月1日から2日にかけての暴風雨についてであります。事前の予報により、数年に一度の規模とされていたことから、安全確保のため、3月2日は、町内の小中高等学校においては、臨時休校とし、町営バス十勝岳線において、第3便以降を臨時運休としたところであります。人的な被害はなかったものの、農業用倉庫、格納庫、ビニールハウス、住宅の一部損壊等の報告を受けたところであります。

次に、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。2月21日から22日の2日間、十勝岳火山防災協議会の主催により実施いたしました。訓練実

施に当たっては、旭川地方气象台、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など多数の関係機関に御協力をいただいたほか、本年は北海道危機対策局にも参加いただき、北の災害食の提供や、現地対策本部会議を「Web会議」にて実施したところであります。

今回の避難訓練では、町内全域で21カ所の避難所を開設し、うち住民会、自主防災組織による独自の訓練を行った10カ所の避難所において、178世帯264人、7事業所11人の参加をいただいたところであります。

このたびの防災訓練に当たり、各防災関係機関の御協力に対し、改めて感謝申し上げますとともに、今後も訓練のみならず、日ごろからの防災意識の向上に努めてまいります。

次に、自衛隊関係であります。1月23日から24日、2月7日から8日にかけて、富良野地方自衛隊協力会及び同上富良野支部により「上富良野駐屯地現状規模堅持更なる拡充を求める要望」を、また、基地対策関係では、1月30日から31日に、上富良野町基地対策協議会により「防衛施設周辺整備対策等に関する要望」を防衛省及び関係国会議員に行っていました。

また、2月23日に上富良野町自衛隊退職者雇用協議会主催の自衛隊定年退官予定者激励会に、3月3日には富良野地方自衛隊協力会主催の富良野地方自衛隊入隊・入校予定者激励会に出席したところであります。

次に、金融機関との包括連携協定についてですが、昨年10月の旭川信用金庫に引き続き、「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実効性を高めることを目的として、1月16日、空知商工信用組合との間で「包括連携に関する協定」を締結いたしました。これらを通じ、地域経済の活性化や地域産業の振興など、四つの政策分野に掲げられた施策・事業の推進につなげてまいります。

次に、ふるさと応援寄附モニター事業についてですが、昨年6月21日にインターネットによる受付サイトが開設されて以降、2月20日時点の寄附件数は4,368件で、寄附金額は5,619万円となっております。また、企業版ふるさと納税につきましても、1件、70万円の御寄附をいただいたところであります。

なお、モニター商品に対するアンケートにつきましては、71件の回答があり、総合的には高い評価をいただいているところでありますが、寄せられた御意見等を参考に、商品の磨き上げや新たな商品の開発など、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、「泥流地帯」の映画化についてであります。1月19日、町内21団体で構成する『「泥流地帯」映画化を進める会』が設立されました。今後は、この会を核として、まずは映画化の実現に向けたさまざまな活動が予定されており、地域再生計画のプロジェクトとして、地域の活性化につながるよう、活動・運営に対する支援を行ってまいります。

次に、冬の観光イベントについてですが、昨年の大みそかから元旦にかけて、上富良野120年のフィナーレを飾る第31回「北の大文字」が行われ、大文字のかがり火と華麗な冬の花火の中、御来場いただいた約1,200人の皆様とともに、十勝岳の静穏と町民の幸せを祈念したところであります。

また、2月4日、本年で54回目となる「かみふらの雪まつり」を日の出公園を会場に開催し、当日は天候にも恵まれ、約2,500人の町民の皆様が御来場いただきました。

会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊製作によるアンパンマン大雪像を初め、商工会青年部製作の滑り台、役場職員互助会製作によるミニ雪像も披露され、お子様から大人までが参加できる多様なアトラクションとともに、楽しい冬の日を過ごしていただくことができました。

雪像製作やイベントの運営はもとより、御支援、御協賛をいただきました各機関・団体・事業者の皆様へ感謝を申し上げます。

次に、町税等の収納対策についてですが、今年度の取り組み状況については、1月末現在において、国税徴収法に基づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金、給与、動産など、合計80件の差し押さえを執行し、292万1,404円を換価収納したところであります。

この間、夜間納税相談窓口を開設し、12月期までに現年度分の未納805件に対し、納税催告を行うなど、納税の推進を図ってまいりました。

次に、平成29年分所得税の確定申告の受け付けについてですが、2月16日から3月15日までの間、また、消費税及び地方消費税の確定申告については、2月16日から4月2日までの期間で実施しており、申告者の皆様がスムーズに申告できるよう、所得税の申告と同時に、受け付け相談の対応を図っているところであります。

次に、クリーンセンターのダイオキシン類の測定結果についてですが、昨年6月の測定では、A系が0.023ナノグラム、B系は0.044ナノグラムであり、町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっております。

ころであります。2回目の測定は、2月19日と20日に実施され、検査結果については3月下旬に報告されることとなっております。

施設も平成11年度から稼働し、19年を迎えることから、設備の経年劣化も視野に入れ、安全で安定的な管理運営に努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。本町におきましては、3月3日に交通死亡事故ゼロ3,000日が達成できたところであります。

これもひとえに、町民一丸となった交通安全の取り組みを進めてきた結果であり、関係機関の御協力に感謝申し上げるところであります。

3月10日には、交通安全町民大会2018の開催を予定しており、今後とも町民一人一人が交通安全の意識を高め、交通死亡事故ゼロに対する意識を継続し、「安心して暮らせるまちづくり」に向けて活動を推進してまいります。

次に、成人式についてであります。1月7日、保健福祉総合センターかみんにおいて、町議会議員を初め来賓各位の御臨席をいただき、新成人80名の出席のもと、成人式を挙行いたしました。

式典では、東中清流獅子舞保存会と上富良野安政太鼓保存会による町の伝統芸能が披露され、出席者の皆様とともに新成人の門出を祝福したところであります。

次に、児童生徒の部活動における活躍についてであります。クロスカントリー競技では、中体連地区大会において、上富良野中学校の選手2名が優勝並びに入賞を果たし、1月12日から行われた全道大会に出場し、青野叶夢さんが優秀な成績をおさめ、2月8日から行われた全国大会に出場を果たしたところであります。

また、吹奏楽アンサンブルコンサートでは、地区予選において、上富良野小学校スクールバンドの児童4名が打楽器四重奏で金賞を受賞し、2月17日に行われた全道大会に出場し、銀賞を受賞したところであります。

児童生徒の健闘と活躍をたたえとともに、今後のさらなる活躍を期待するところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、3月5日現在、件数で4件、事業費総額で1億409万4000円、本年度累計では54件、事業費総額8億9,430万4,800円となっております。

詳細につきましては、お手元に平成29年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）、報告を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました報告第1号専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）、その内容を御説明申し上げます。

本件の発生状況につきましては、平成29年12月26日午前11時28分ごろ、ラベンダーハイツ臨時職員が運転、臨時職員の看護師が同乗し、富良野協会病院に入院していた入所者が退院するため迎えに行った帰りの途中、中富良野町の国道237号道路において、タイヤがスリップしハンドル操作がきかなくなり、対向車線に進入し、相手車両の右側面に接触し、相手車両は路肩に突っ込み、フロント部分が路外へ逸脱しました。

事故当時は路面が凍結し吹雪いており、速度を落として走行していましたが、タイヤがスリップし対向車線に進入し、相手車両の右側面に衝突し、相手車両を破損させたものであります。

なお、同乗の入所者、看護師にけがはありませんでしたが、相手車両の運転手は負傷し、現在、治療を行い、経過観察中であります。

原因としては、当時は路面が凍結し吹雪いており、劣悪な状況であったことによるものと思われるのですが、町の車両の過失により対向車線に一方的に進入し、相手方の車両を破損させたことから、当方の過失割合を10割、賠償金額を90万7,200円とし、平成30年2月21日付で示談、和解が成立したことから、同日付で専決処分いたしましたので、深くおわび申し上げるとともに、報告するものでございます。

今後は、道路状況に応じたさらなる安全運転を心がけ、再発防止に努めてまいります。

以下、朗読をもちまして、説明とさせていただきます。

報告第1号。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月21日、上富良野町長向山富夫。

記。

1、和解の相手方。

(1) 上富良野町 []、[]。

2、和解の内容。

(1) 上富良野町は、相手方、[] に対し金90万7,200円を支払う。

(2) 相手方、[] は、上富良野町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号専決処分の報告について（東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の変更について）、報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました専決処分に関する報告第2号東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の変更についての経過報告を説明させていただきます。

本工事は、平成29年3月7日に議決を賜り、工期を平成30年2月28日までとし、高橋建設株式会社により施工され、現場不都合があったことから設計変更を行ったところであります。

設計変更の内容につきましては、1点目は、水路工の数量精査による減額変更と、2点目は、車道路盤工数量精査により増額変更と、3点目に、地権者協議により管渠工及び落ち口工等の不施工箇所が発生したことによる減額変更と、4点目は、支障物件が施工範囲に影響したことによる増額変更と、5点目は、施工時に不良土が確認されたことから平板載荷試験による地耐力を確認したことによる増額変更となったことから、以上5点の増減内容に

ついて、北海道防衛局と協議を行い、了承いただきましたことから、平成30年2月8日の専決処分により、54万9,000円を減額する契約変更を行ったものであります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第2号。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の変更について。

次のページをお開きください。

専決処分書。

東1線排水路整備工事（H28国債）請負契約の締結（平成29年3月7日議決を経た議案第28号に係るもの）を、次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月8日、上富良野町長向山富夫。

記。

変更する事項。

契約金額（変更前）7,030万8,000円。
（変更後）6,971万4,000円。

以上、報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、減額補正の話が出たのですが、先ほど課長からの説明では、54万9,000円の減ということでありましたけれども、59万4,000円ではないでしょうか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの説明で、専決処分金額54万9,000円と申しましたが、間違いでございました。59万4,000円でございます。失礼しました。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査・例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

初めに、定期監査及び財政援助団体監査の結果について御報告申し上げます。

1ページから4ページをごらんください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査及び同条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

まず、定期監査です。

監査の対象及び範囲ですが、保健福祉課ラベンダーハイツ所管の財務事務の監査の対象として、平成29年12月20日、21日の2日間及び総務課所管の財務事務を監査の対象として、平成30年1月23日の1日間、平成29年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を一部、平成28年度執行分を含めて監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

財政援助団体監査についてですが、財政援助団体においては、社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会と上富良野町職員互助会を定期監査と同時に、町が交付した補助金に係る出納等、財務事務の執行が適切かつ効果的に行われているかについて、金銭出納簿、伝票、会計決算書等の資料を点検し、必要に応じて関係職員から内容等の説明を受け、聴取も行いました。

監査の結果を申し上げます。

保健福祉課ラベンダーハイツ、総務課所管の抽出により試査した財務に関する事務及び財政援助団体である社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会並びに上富良野町職員互助会の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、保健福祉課所管の在宅福祉事業について、日報の決裁区分を設け、決裁を受ける様式へと改めるよう指導、指摘をしました。

次に、5ページから16ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第

3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成29年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、17ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって、監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号委員会所管事務調査報告について、報告を求めます。

初めに、総務産建常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建設常任委員長（岡本康裕君） ただいま上程されました報告第4号委員会所管事務調査報告について、朗読をもって報告とさせていただきます。

1ページをごらんください。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件（会議規則第75条の規定）について申し出た調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告する。

平成30年3月6日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

総務産建常任委員長、岡本康裕。

記。

調査事件名、先進地市町村行政調査について。

調査及び研修の経過。

本委員会は、平成29年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出た「定住・移住について」を、平成29年9月から3回にわたり委員会を開催し、調査の日程、調査先の選定などを協議し、また事前研修による現状把握を行った。

平成30年1月29日から31日までの間、島根県邑南町及び飯南町を視察し、調査を行った。

1、定住・移住について。

(1) 島根県邑南町の概要、2ページ目、(2) 島根県飯南町の概要は、既に御高覧されているものとして、割愛させていただきます。

4ページをお開きください。

まとめ。

今回視察した邑南町、飯南町ともに少子高齢化による人口減少を抑制する対策として、若年層を対象とした子育て支援の充実とあわせ、徹底した移住対策に努めていた。

島根県自身が過疎の県であるという危機感から、町村に対してのバックアップが充実していた点が印象的であった。

今回の両町の移住に対する対応に共通しているのは、移住に特化した専従職員を複数配置し、県やNPOとも連携しながら取り組んでいたのが特徴的であった。また、大都市に赴き移住希望者と接点を持った場合は、積極的に連絡をとり合い、一度町を訪問してもらう努力をしていた。訪問した移住希望者に対しては丁寧な対応を心がけ、先に移住してきた人と話す場を設定したり、仕事に関しては豊富な支援策を用意し、いかなるケースにも対応し得るメニューが用意されていた。

働き方においても、農業から福祉まで幅広くあり、特に農業においてはさまざまな支援策があり、また、働き方においても専門の働き方ではなく、半農半Xという半分は農業、半分はほかの仕事で生計を立てるという暮らし方も選択できる制度が印象的で、多くの分野での地域おこし協力隊を迎え入れていたことも特徴的だった。

子育てにおいては、中学校まで医療費無料化や保育料第2子目以降無料などの施策や、病児保育等の充実が特徴的で、教育に関しても力を入れ、公営の塾の設置や地元の高校に通ってもらえるような制度を取りそろえ、卒業してからも、行く行くは地元に戻って働いてくれるような奨学金の制度の充実など、努力をされていた。

両町に共通していたのは、担当専従職員の移住者に対する首尾一貫したフォローアップを大切にしているということであった。

移住もまちづくりの一環と捉え、単に人口増と考えるのではなく、間口を広げた考え方をし、農業就業者対策や創業起業による働く場の提供と捉えた制度を拡充することも有効と考える。

本町においても、人口減少と高齢化が進んでいる現状を考えた場合、若年層を含めた定住・移住者に対して、実効性のある具体的な施策が求められると考えられる。

以上、報告といたします。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質

疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 質疑なければ、次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長(佐川典子君) 続きまして、議会運営委員会所管事務調査報告について、一部朗読をもって報告させていただきます。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出した次の事件について調査を終えたので、同規則第77条の規定により報告する。

平成30年3月6日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、佐川典子。

記。

調査事件名。先進市町村行政調査について。

調査の経過。

本委員会は、平成29年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した先進市町村行政調査について、平成29年10月から5回の委員会を開催し、調査を行い、1月22日、浦幌町議会で「議会モニター制度、議員のなり手不足」、1月23日、芽室町議会において「議会改革、議会サポーター制度」について、先進事例の調査を行った。

調査の概要。

1、浦幌町の概要。

総世帯数2,317世帯、総人口4,947人、男2,377人、女2,570人。

位置等につきましては、御高覧くださったものとして省かせていただきます。

浦幌町議会は、議員定数11名、総務文教厚生常任委員会5名、産業建設常任委員会5名、議会運営委員会5名、議会広報編集特別委員会5名の構成となっている。

(1) 議会モニター制度について。

ア、目的。

浦幌町議会基本条例第17条第1項の規定に基づき、町民が議会活動に参加する機会を確保し、町民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、町議会がより民主的に運営することを目的としている。

経緯については、御高覧いただいたとおりでございます。

次に、ウ、内容に行きます。

議会モニターとなる要件は、公務員、各種行政委員を除く、年齢が満18歳以上の町民で、町議会の仕組みや運営に関心のある方、町政や地域社会の発展に関心のある方の3点である。

議会モニターは、①議会や常任委員会を傍聴の上、感想・意見・提案を寄せる、②1年目は年5回（第1回モニター会議、4月、第2回モニター会議、9月、第5回モニター会議、3月、議会だより、ホームページ）ということでございます。その感想・意見・提案を寄せる、③議会改革及び活性化などに意見・提案を寄せる、④議員との懇談会に出席の上、意見交換する、⑤議会報告会に出席の上、意見や提案をする、⑥議会の評価を年2回する、以上6点が業務である。

任期は2年で、報酬はないが、1年間のお礼として記念品を贈呈している。

議員とのモニター会議は、前期（9月）と後期（3月）の2回開催し、意見交換を行う。

（2）議員のなり手不足につきましては、御高覧いただいたとおりでございます。

イ、内容。

改選後の2年を第2次議会の活性化とし、町民に身近な議会を目指すため、①地方議会の役割、②監視・評価機能の強化、③調査・研修・政策立案機能の充実、④議会組織、議会運営のあり方、⑤町民に身近な・開かれた・町民参加の議会の5項目を議会活性化の視点と位置づけ、検討をしている。

その中の、視点①地方議会の役割で「議員のなり手不足」を最優先課題と位置づけ、その詳細として11の課題項目を掲げ、協議し、欠員となった原因や、あるべき姿を町民とともに考えていった。

平成27年10月に、札幌大学教授による「議員のなり手不足」の議員研修会と、「議員のなり手不足を考える」と題して、町民に対し講演会を開催。また、町民2,000人を対象とした議会アンケート調査を実施し、町民からも議員のなり手不足の要因や解消策について尋ねた。この議会のアンケート調査を分析し、議員個々の対応、議会全員の対応、事務局の対応と、3者の立場で議会活性化を推進することで、町民の福祉の増進を図ることとした。

2、芽室町の概要。

総世帯数7,859世帯、総人口1万8,809人、男8,974人、女9,835人。

位置等につきましては、御高覧いただいたとおりでございます。

芽室町議会は、議員定数16名、総務経済常任委員会8名、厚生文教常任委員会8名、議会運営委員会7名の構成となっている。

（1）の議会改革については、御高覧いただいたとおりでございます。

8ページをお開きください。

（2）議会サポーター制度について。

ア、目的。

議会改革・活性化を議会及び議員のみでなし遂げることが至難のわざである。議会モニター制などにより町民の声を生かすとともに、外部機関のネットワークを積極的に活用し、任期の4年間の中で現実を重視する必要もある。

イ、経緯。

平成23年に議会改革・活性化の各研修を開催し、その後平成24年、北海道大学公共政策大学院包括連携協定で2識者の協力を得ることとなった。議会基本条例案策定で3識者の協力を得て、平成24年4月1日に5名のサポーターを委嘱し、栗山町議会サポーター制度を参考に制度を設計した。

ウ、内容。

議会基本条例にも明記し、現在、2代目のサポーターとして8人に議長が委嘱している。サポーターは主に、議員研修の講師となり、議会運営上のさまざまな分野でのアドバイスや政策形成をベースとした所管事務調査にも助言をしている。

サポーターには講演の際に謝礼を支払うが、それ以外の報酬等はない。

3、まとめ。

今回視察した浦幌町議会、芽室町議会とも、議会基本条例の制定が必要と考え、制定後に、その具体策として「議会の活性化」や「議会活性化計画」をつくり、議会モニター制度、議会サポーター制度、まちなかカフェ、議会白書発行などの取り組みを進め、ホームページのみならずSNSを活用し、広く公開していた。また、議会活性化のために議員全員がまとまり、同じ方向を向いて、「個々の議員」、「議会全体」、「議会事務局」の三者が一体となり議会活性化を進めているのがうかがえた。

本議会も議会と議員の意識改革により、従来から積み上げてきたものを点検整理しながら、いま一度、議会改革について議員間で協議し、町民の意見を聴取して町民のための議会活動に結びつく、住民参加型の「開かれた議会」にしていくための議論を深めていくことが重要だと感じた。

町民に「開かれた議会」を目指し、今後も議論を深めながら、一つ一つできる改革から進めていくべきである。

以上でございます。お認めいただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査報告について、報告を終ります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（西村昭教君） 日程第8 報告第5号議会懇談会開催結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） ただいま上程されました報告第5号につきましては、以下、朗読をもって報告させていただきます。

議会懇談会開催結果報告書。

平成29年第4回定例会において議決された議会懇談会について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成30年3月1日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

議会運営委員長、佐川典子。

記。

1、開催の目的。

上富良野町自治基本条例による「議会の役割と責務」の趣旨に基づき、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告する機会をふやし、理解を求めるとや広報広聴活動の充実を目指し、より町民との接点を設けるため、全議員による議会懇談会を町内3会場で開催した。

2、開催日。

平成30年2月14日水曜日。

3、会場及び参加人数、3会場、43人。

- (1) 東中会館（午後）、14人。
- (2) 江花会館（午後）、13人。
- (3) 保健福祉総合センターかみん（夜間）、16人。

4、出席議員数。

- (1) 1班（東中会館）、6人。
- (2) 2班（江花会館）、7人。
- (3) 1・2班（保健福祉総合センターかみん）、13人。

5、議会報告及び懇談内容等。

(1) 議会活動報告。

各常任委員会の1年間の活動や調査報告、条例案に対する付託等について、及び広域連合議会活動報告を担当議員により説明を行うとともに、質疑応答を行った。

(2) 懇談。

「町の将来を語ろう」のテーマで、参加された町民の方から自由に発言をいただき、懇談を行った。

次のページをごらんください。

まちづくり全般について、参加町民からの多くの意見・質問が寄せられ、議員との懇談が図られた。

(3) 参加者からのアンケート調査を実施した。

6、結果報告。

全会場で寄せられた意見や参加された方の個々の

疑問点等をまとめ、「かみふらの議会だより」で抜粋した内容を掲載し、周知報告する。

また、紙面上、掲載し切れなかった意見等については、後日、ホームページ等で周知報告する。

対応可能な意見等については、所管委員会で調査・審議し、その後、「かみふらの議会だより」を通して、お知らせをする。

7、まとめ。

第8回議会懇談会を開催し、できるだけ多くの意見を聞けるように実施した。

最初に、各常任委員会の活動報告として、委員会では調査した事項等について説明を行った。

続いて、参加町民と議会との直接的な懇談の場として、町民の質問に議会が答えるという一方方向ではなく、テーマ「町の将来を語ろう」について幅広く町民からの意見を聞き懇談でき、相互の意見交換が活発に図られた。

今後も引き続き、町民の意見を聞きながら議会活性化とともに、町民にとって身近で開かれた議会を目指していく。

今後も、アンケート結果をもとに多くの町民が参加できるよう、また、興味を持ちやすい議会懇談会のテーマや、参加しやすい実施方法などについて、さらに検討し、見直しをしていくことが求められる。

以上でございます。

報告第5号議会懇談会開催結果報告といたします。お認めいただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、議会懇談会開催結果報告を終わります。

◎日程第9 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第10号専決処分承認を定めることについて（平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第10号専決処分承認を定めることについて（平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第8号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、去る2月14日、名誉町民、前上富良野町長、尾岸孝雄氏が急逝されたことから、名誉町民

条例の規定に基づいて町葬を行うことに関し、当日、弔問の際、遺族の了承を得るとともに、遺族及び関係者と協議の結果、2月18、19日、社会教育総合センターを会場として実施する予定とし、翌日15日に開催した臨時課長会議において、町として町葬を実施することについて、組織決定をした上で、町葬執行に要する所要の経費について、2月15日付で専決処分を行ったところでございます。

そのようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第10号をごらんください。

議案第10号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め

記。

処分事項。

平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年2月15日、上富良野町長、向山富夫。

平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度上富良野町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

2款総務費338万9,000円、13款予備費338万9,000円の減。

歳出合計ゼロ円。

以上で、議案第10号専決処分の承認を求めることについて。

平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の説明といたします。御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第11号平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第11号平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、一般廃棄物ごみ袋作製に関する費用について、今年度当初におきまして、見込みを超える販売量の増加があり、新年度当初の在庫不足が懸念されることから、前倒して作製するため、その作製に要する費用の追加補正及び繰越明許費の追加をお願いするものであります。

2点目は、国の補正予算に伴い、経営体育成基盤整備事業、島津第2地区道営農業利水施設保全合理化事業及び上富良野地区道営農村地域防災減災事業の実施に係る事業費の補正とあわせて、繰越明許費の追加及び地方債の追加をお願いするものであります。

3点目は、議会広報紙印刷製本費を含む6件について、債務負担行為の追加をお願いするとともに、第6次総合計画策定業務を含む6件について、事業費の確定に伴い、債務負担の限度額を変更するものであります。

4点目は、町営住宅整備を含む4件について、事業費の確定に伴い、地方債の限度額を変更するものであります。

5点目は、一般廃棄物処理施設等で使用しておりますブルトラーについて、導入後相当の年数を経過しており、早期に更新を図るため、その費用について所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、各認定こども園及び保育園入所者の確定見込みに伴い、入所者及び国、道の負担金並びに施設型給付費及び運営委託費について所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、除排雪費用につきまして、これまでの降雪状況により、既に既定予算を執行し、この間、予備費をもって対応してきておりますが、今後の期間における除排雪に要する費用について所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、ふるさと応援モニター事業及びモニター事業以外のふるさと応援寄附について、12月補正予算に計上したものを以降に、これまで町に寄せられました寄附について、歳入に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれ目的基金の積み立て等、歳出予算に計上するため所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、各目的基金の利子について、それぞれの目的基金に積み立てを行うため所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、各事業費の確定及び確定見込みによります執行残の減額補正のほか、燃料単価上昇への対応などを含め、所要の補正をお願いするものであります。

以上申し上げた内容を主な要素として、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分については、今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の朗読につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第11号をごらんください。

議案第11号平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

平成29年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,069万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,572万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

12款分担金及び負担金86万3,000円の減、13款使用料及び手数料157万9,000円、14款国庫支出金2,123万8,000円、15款道支出金2,330万2,000円、16款財産収入21万1,000円、17款寄附金1,519万5,000円、18款繰入金205万円、20款諸収入88万円、21款町債6,710万円。

歳入合計1億3,069万2,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費120万6,000円の減、2款総務費250万4,000円の減、3款民生費25万9,000円の減、4款衛生費99万9,000円、6款農林業費1億4,570万8,000円、7款商工費323万6,000円、8款土木費1,953万8,000円の減、9款教育費266万8,000円の減、10款公債費404万2,000円の減、11款給与費249万2,000円の減、13款予備費1,345万8,000円。

歳出合計1億3,069万2,000円。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

一般廃棄物ごみ袋作製につきましては、前段御説明したとおり、前倒しで作製するところですが、納期が年度を越える見込みであることから、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

島津第2地区利水施設保全合理化事業、経営体育成基盤整備事業及び上富良野地区道営農村地域防災減災事業の3件については、事業着手及び完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

第3表、債務負担行為補正について申し上げます。

上富良野町議会広報紙印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、予約型乗り合いタクシー運行業務、上富良野町広報紙印刷製本費、町道維持管理業

務、スクールバス運行業務の6件については、新年度当初からの業務開始のため、本年度内にその契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

また、第6次総合計画策定業務、吹上保養センター指定管理業務、東1線排水路整備事業（平成29年度国債）、南部地区土砂流出対策事業（平成29年度）、教育委員会電話交換機等更新事業及び公民館電話交換機等更新事業の6件については、事業費が確定したことから、その限度額を変更するものであります。

5ページをごらんください。

第4表、地方債の補正について申し上げます。

国の補正予算に伴い、経営体育成基盤整備等事業、島津第2地区道営農業利水施設保全合理化事業及び上富良野地区道営農村地域防災減災事業の3件については、事業費の補正をお願いすることから、その適債に分について、地方債の限度を設定するものであります。

また、町営住宅整備、北17号道路道営農地整備事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業、経営体育成基盤整備事業の4件について、事業費の確定に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。

以上で、議案第11号平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 27ページ、まず伺いたいと思います。防災センターの管理費で、センサーが壊れたということになっておりますが、非常に子どもの出入り等の頻度が多いかというふうに思いますが、そういうものを含めて、故障というのがあったのかどうなのか確認したいのとあわせて、防災センターそのものの、外壁を見ていると、結構さびたりだとか、いろいろしているという状況が見受けられますが、そういうものも含めて、将来的な修繕計画等々があればお聞かせいただきたいというふうに感じております。

次に、33ページの児童福祉総務費の中で、延長保育、保育士の補助雇用上と、強化補助という形になっておりますが、当初予定していた人員よりは確保されなかったのかなというふうに思いますが、それぞれの事業所で何人、この事業を使って雇用されているのか、この点伺っておきたいというふう

に思います。

また、あわせて、現場へ行って聞きますと、保育士の確保が非常に難しいような実態も見受けられますが、町としては、この点どのように押さえられているのか伺いたします。

次に、37ページの保健福祉のところの地域医療センターの産婦人科医の、過去、退職事業負担という形で今回補正が上がりましたが、この補正負担のそれぞれの自治体の割合はどのようになっているのか、あわせて富良野、あるいは上富良野町から、富良野あるいは近隣における産婦人科の利用状況と、強制分娩等が行われていないというふうに思いますが、そういう実態があるのかなのか、あわせて伺っておきたいというふうに思います。

次に、一般廃棄物の有料化ということで、41ページの、予定した数量よりも多く売り切れたということの内容だったというふうに聞いております。通年、恐らく14万枚か15万枚ぐらいかというふうに覚えておりますが、今回購入する予定、それぞれ何枚購入されようとしているのか、当初の枚数とあわせて伺っておきたいというふうに思います。

次に、63ページの学校教育費の上富良野小学校の光熱費の点について伺いたします。ちょっと伺いましたら、燃料費等が高騰したというふうな、あわせてヒートポンプ等のふぐあいもあったということ聞いておりますが、ヒートポンプ等のふぐあいというのは、完全に解消されたのかということと、燃料費は実態として大体どのぐらい上がっているのか、あわせて、わかれば大まかに伺っておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員からの一般廃棄物有料化対策費、ゴミ袋の購入の関係についてお答えさせていただきます。

29年度におきましては、ゴミ袋、一般ごみの大が14万枚、一般ごみの小が7万枚、不燃ごみの大が1万枚、不燃ごみの小が3,000枚ということで購入させていただきました。

ちなみに、この購入枚数につきましては、毎年予算の時期に、例年5月末までの執行状況を勘案しながら、その枚数については予算計上させていただきました。

議員御質問のとおり、ことしは特に自衛隊の再編並びにゴミ袋の町内商店における保管数が、先を見込む予定数よりも販売が促進されていることから、この3月補正において予算計上させていただいてるところでございまして、一般ごみの3月補正におけるゴミ袋の購入枚数につきましては、一般ごみ大

につきましては17万6,000枚、一般ごみ小につきましては9万3,000枚、不燃ごみの大につきましては2万2,000枚、不燃ごみの小につきましては1万2,000枚ということで、前年に対して約2割程度以上購入数を多く見込みまして、30年度に備える予定ということで考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま米沢議員の何点かの御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の泉栄防災センターの管理費の関係ですけれども、今回、修繕費ということで32万4,000円補正をお願いしているところでございます。

内容的には、自動ドアの改修というようなことで、この建物については、たしか平成3年に開設されてから、ことしで27年程度を迎えまして、その間の経年劣化ということで、ベルト部分が故障というか、経年劣化しまして、一部ふぐあいが起きていることから、今回、補正をお願いするものでございます。

あわせて泉栄防災センターの全体の改修計画ということで、うちのほうでも今後、外壁並びにボイラー等々の改修計画がありますので、適時補修を行い、維持管理に努めていきたいと思っております。

それから、2点目の保育所の補助員の強化事業についてですが、これについて、当初各こども園等に確認したら、4施設とも希望があるということで、実は4施設、4人程度の予算措置をしたところでございます。

ただ、実際に始まってみますと、この補助者にも要件がございまして、看護師とか社会福祉士並びに一定の研修を受けた者という制約がありまして、なかなかそういうような対象者がいらっしゃらないということで、結果的に年度途中から高田幼稚園1名、西保育園1名ということで、2名の方が今、雇用者として雇用している状況でございます。これにつきましては、来年以降、要件が若干緩和されることから、また来年もあわせてこのような事業は継続しようという考えでございます。

あと、あわせて保育士の確保ですが、各園からは、恒常的に足りないというような内容は聞いています。ただ、園児の状況とあわせて、現状の体制で今は運営できているように聞いております。

次の点、産科医の確保の件です。これは、協会病院の産科医の確保という点で、今現在1名の常勤でやっております、ほかは出張医をお願いしている状況でございます。

その出張医に対しての補助なのですが、各自治体の割合ですけれども、まず、上富良野町が、これは3年間の外来患者数に伴いまして負担しているのですが、本町においては17.96%で431万8,000円、富良野市におきましては64.28%で1,545万3,000円、中富良野町においては9.86%で237万円、南富良野町においては5.98%で143万8,000円、占冠においては1.92%で46万2,000円となる負担内容でございます。

あわせて、協会病院のうちの患者の状況なのですが、28年の統計で申し上げますけれども、総出生数が全体で59人いらっしゃったのですが、結果、協会病院で出産された方は13人という内容でございます。あわせて、外来患者数については、平成28年度で4,967名の方がかかっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 11番米沢議員の5点目の上富良野小学校の暖房機、それから燃料の関係の御質問であります。まず、先ほど質問のありました暖房機のヒートポンプのエラーについては、一定程度温度があればエラーは発生しないということで、そのために稼働時間を若干延ばしたことにより、対応が図られているということで、現在、問題なく稼働しているのですが、その原因については、今、施工業者を通じてメーカーのほうで解析していただいているということで、その結果を今待っているところであります。それに伴いまして、若干燃料が必要になったということでの増額、それから、先ほど言いました昨年度の予算要求時と実勢単価の単価差分ということで、合わせて33万4,000円ということで、燃料費の増額補正となっております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかに。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 41ページの一般廃棄物の有料ごみ袋の作製のところでございます。この金額の補正につきましては、うちの有料ごみの袋でございますので、いいのですが、広域でつくっている生ごみの袋、水分を切っても底がぱくっと破れて、弱いということでございますので、機会があれば検討を申し出させていただきたいと、このように思うところでございますが、どうでしょうか。

それから、63ページ、学校管理費の運営費のところで、学校薬剤師2名から1名になったということで、9万5,000円減の補正予算でございますが、今後についても2名は必要ないということで、

1名ということでよろしいのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 13番村上議員の生ごみ袋の質の改善についての御質問にお答えさせていただきます。

生ごみの袋につきましては、富良野広域連合環境衛生センターで生ごみ処理を一括圏域で処理していることから、富良野生活圏という統一文字において、ごみ袋については5市町村ともに同質のものを使わせていただいているところでございます。この生ごみの袋につきましては、トウモロコシを原料とする、資源に優しい、溶ける材質ということで当初からつくっておりますので、かなり当初から、利用される住民の皆様から質の維持につきましては御意見を賜っているところでございまして、昨今におきましては、ある程度買い置きをしないような形で、商店においても表示をするなど努めているところでございますけれども、今後、町におきましても、ごみのカレンダーは既に配布させていただきましたが、広報においても、水分を、紙で少しくるんで、生ごみの袋を使っただけなことなども周知しながら、富良野広域でも担当者同士の情報交換もごさいますので、その関係については、意見として申し述べていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 13番村上議員の2点目の学校薬剤師の関係についてお答え申し上げます。

上富良野小学校のほうに配置しておりました学校薬剤師につきましては、町内の薬局の薬剤師にそれぞれ学校薬剤師としてお願いしているところですが、その方につきましては、他町村の薬局のほうで今、勤務しているということで、町内対応ができないということで1名減しまして、現在、教育委員会で委嘱しています学校薬剤師で上富良野小学校の対応もさせていただいているということで、1名減させていただいたということです。それぞれ対応できるということが考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 39ページのクリーンセンター管理費の中の備品購入費で、今回、ブルトローザーを1,000万円ということで計上されております。聞くところによりますと、壊れたものの部品

がなくなりまして、いろいろ探したところ、出物でいい中古があったということで、非常に定価で買うよりは安価で求められたということは聞いておりますが、本来こういったものに関しては、やはりしっかりと計画的に、いついつまでになったらもうパーツはないとか、それから、きょうあす中に壊れるというものではないと思っておりますので、しっかりとした計画性を持って、こういったものには、本来、調整交付金を使った中で、財源の拠出というものをしっかりと抑えていかななくてはいけないというふうに考えております。当然これらに類似するもので、除雪ドーザーであったりとか、また、その他の大きな重機等々については、計画的に進められていると思っておりますが、やはりこういったものは、本来そういう使い方をして、歳費を抑えるべきだと考えますが、その点、今回このような対応をとられたことは、どういう経緯だったのか御説明してください。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 6番金子議員のクリーンセンターにおける備品購入費、ブルトローザーの購入に関しての御質問にお答えさせていただきます。

このブルトローザーの購入につきましては、第5次総合計画における30年度計画に、実は新車ということで、当初計画には位置づけさせていただきました。29年度につきましては、維持管理にかかわる修繕についても予算を計上してきたところでございますが、実は、購入に当たりまして、フォークリフト、既に29年度については調整交付金を使わせていただいて、更新させていただいた経過もありますので、そのような年次計画を持つての整備計画であったことは、議員おっしゃるとおりでございます。

ただ、ブルトローザーにつきましても、新車で購入することを所管としても検討していたところでございますが、いろいろと新車並びに、各ユーザーのほうに問い合わせしたところ、たまたま今回、このブルトローザーにつきましては、10年ほどのリース期間を経たものがたまたまありますということでの情報を得たことから、その金額並びにブルトローザーの新車として購入するときの金額、あと、ブルトローザーの稼働状況、既に資料等でも議会のほうには御説明させていただいておりますが、このブルトローザーをきちっと整備していけば、約30年、40年と、今現在40年間ということで使わせていただいておりますので、約40年間を今後使えるということで、私たちが整備していくことを考えましたときに、新車で約2,800万円から3,000万円ほど係る新車を買うのか、今回、補正予算で計上させて

いただいている1,000万円で中古を買って、今後に備えるのかというのを所管としても十分検討した中で、稼働状況、整備状況も踏まえた上で、この中古1,000万円は、単費ではございますが、1,000万円で、補正で購入させていただけないかということで、今回提案させていただいたところでございます。

ただ、今後とも全て中古を探すということではなくて、きちんと備品整備の購入につきましては、あくまでも新品のものを更新していくことが前提で、計画については、各施設維持管理については考えておりますので、今回の中古としての補正につきましては、機器の故障並びに部品につきましては、議員おっしゃるとおり、どれぐらい部品はないというのは、既に2年ほど前から通告を受けておりましたので、本当に手作業で町内の自動車会社並びにメーカーにも問い合わせでの対応をここ2年間やってきた結果、この時期にどうしても購入しなければいけないことになったことを御理解いただきたいと思って、計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開は、45分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第12号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第12号平成29年度上富良野町国

民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、1点目、国庫支出金及び療養給付費交付金、道支出金、共同事業交付金について、被保険者の療養給付費の減に伴い、国及び道の療養給付費等負担金及び財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金交付金等について減額が見込まれること。

2点目、保険給付費について、一般被保険者の療養給付費が当初予算よりも下回ることが見込まれること。

3点目、共同事業拠出金について、高額医療費共同事業並びに保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い、減額が見込まれること。

4点目は、職員の給与費等と、保健事業として実施したインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン接種者数の確定によるものであります。

なお、収支の差額については、予備費を充当するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第12号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,917万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款国庫支出金3,635万円の減、3款療養給付費交付金680万8,000円の減、5款道支出金919万6,000円の減、6款共同事業交付金5,672万4,000円の減、8款繰入金197万8,000円。

歳入の合計は、1億710万円の減であります。

2、歳出。

1款総務費21万4,000円の減、2款保険給

付費4,543万円の減、6款共同事業拠出金2,851万6,000円の減、10款諸支出金205万円、11款予備費3,499万円の減。

歳出の合計は、1億710万円の減であります。

以上で、議案第12号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明いたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第13号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第13号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療保険料並びに事務費について確定したことから、補正を行うものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第13号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,838万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料264万円、3款繰入金14万円の減。

歳入の合計は、250万円であります。

2、歳出。

1款総務費14万円の減、2款広域連合納付金264万円。

歳出の合計は、250万円であります。

以上で、議案第13号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明いたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第14号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第14号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の主な内容ですが、1点目につきましては、介護給付費の実績見込みに基づきます歳入歳出の補正となっております。

その主な内容は、まず、居宅サービスにおいて、通所介護、短期入所生活介護等が、利用人数、利用回数等が伸びていることから、771万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、地域密着型サービスにつきましては、小規模多機能型居宅介護について、利用人数、給付単価が伸びていること、認知症対応型生活介護につきましては、利用人数が増加したことから、1,707万6,000円の増額補正をお願いするところがございます。

一方、施設サービスにつきましては、当初予算ベースでは、一定程度の利用者の伸びを予定して予算計上したところがございますが、利用人数については横ばい傾向で推移していることから、1,889万5,000円の減額補正をお願いするところがございます。

2点目につきましては、地域支援事業の実績見込みに基づきます歳入歳出の補正でございます。

その主な内容は、平成29年度からスタートいたしました新しい総合事業への一定程度の移行を見込みまして、当初予算を計上させていただいたところですが、特に緩和型サービスへの移行等が見込みより少なかったことなどにより、減額となっているところがございます。

収支の差額につきましては、予備費を充当して、今補正予算を調整したものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第14号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ560万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,485万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

2款分担金及び負担金264万7,000円の減、3款国庫支出金1万9,000円の減、4款道支出金134万7,000円の減、5款支払基金交付金313万1,000円の減、6款財産収入6,000円、7款繰入金26万6,000円の減、9款諸収入176万6,000円。

歳入合計560万円の減となっております。

2、歳出。

1款総務費14万円の減、2款保険給付費127万9,000円、3款地域支援事業費494万円の減、5款基金積立金6,000円、7款予備費18

0万5,000円の減。

歳出合計560万円の減となっております。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、既に御覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上、議案第14号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第15号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第15号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納による補正でございます。一般分2件、計505万円、ふるさと応援モニター事業分1件、5,000円、合計505万5,000円を歳入に計上するものであります。

2点目は、備品購入費で、ナースコール機器一式600万円を整備するに当たり、不足する財源100万円を町からの繰出金として計上するものであります。

3点目は、寄附採納分505万5,000円と繰出金100万円、合計605万5,000円を備品購入費に充当するものであります。

4点目は、職員給与費、賃金との精査に係る補正、負担金の精査及び介護従事者仕度準備金、介護初任者研修受講費助成に伴う補正を行い、予備費より不足する財源を充当するものであります。

5点目は、ナースコール機器一式を整備するに当たり、約2カ月程度を要するため、年度内の完了ができないことから、繰越明許費として計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第15号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

平成29年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億613万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金605万5,000円。

歳入補正額の合計は、605万5,000円でございます。

2、歳出。

1款総務費61万3,000円、2款サービス事業費610万円、5款予備費65万8,000円の減。

歳出補正額の合計は、605万5,000円でございます。

第2表、繰越明許費補正。

（1）追加。

2款サービス事業費、事業名、ナースコール機器一式整備事業、600万円。

これをもちまして、議案第15号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第16号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第16号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

まず、歳入におきましては、1点目は、事業費精査によります一般会計繰入金の減額と、2点目は、補償工事確定によります雑入の減と、3点目は、事業費確定によります起債借入額の減額であります。

次に、歳出におきましては、1点目は、一般管理費及び事業費精査によります減額と、2点目は、公債費元金の財源組み替えとなり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

議案第16号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ667万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,779万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金122万5,000円の減、4款諸収入54万8,000円の減、5款町債490万円の減。

歳入合計667万3,000円の減となっております。

次に、2、歳出。

1款衛生費、補正額667万3,000円の減。

歳出合計667万3,000円の減とするものです。

第2表、地方債補正。

1、変更。起債の目的、簡易水道事業。事業費確定によります簡易水道事業債の限度額を490万円減じ、310万円とするものであります。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第17号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第17号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

歳入におきましては、1点目は、下水道使用料及び手数料収入額の精査によります減額と、2点目は、事業費精査によります一般会計繰入金及び諸収入の減額と、3点目に、事業費確定に伴います下水道事業債の減額であります。

次に、歳出におきましては、1点目は、一般管理

費精査によります人件費の減額と、2点目は、浄化センター管理費精査によります減額と、3点目は、事業費確定に伴います建設事業費の減額と、4点目は、公債費の財源組み替えとなり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

議案第17号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ223万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億907万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款使用料及び手数料54万4,000円の減、4款繰入金49万1,000円の減、6款諸収入2,000円の減、7款町債120万円の減。

歳入合計223万7,000円の減となっております。

2、歳出。

1款下水道事業費223万7,000円の減。

歳出合計223万7,000円の減とするものであります。

第2表、繰越明許費補正。

1、追加。1款下水道事業費、2款事業費、根幹的施設建設工事委託2,360万円とする。

第3表、地方債補正。

1、変更。公共下水道事業（一般分）、事業費確定に伴います公共下水道事業債、限度額120万円を減じ、1,980万円とするものであります。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

た。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第18号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第18号平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第18号平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

収益的収支におきましては、1点目は、原水及び浄水費におきまして、水質検査料の精査に伴います減額と、2点目は、総係費精査に伴います減額と、3点目は、企業債利子確定に伴います減額となり、それぞれの減額に伴います補正額については、予備費で充当するため、予算総額の変更はありません。

次に、資本的収支におきまして、配水管布設替及び移設補償工事の確定に伴います企業債及び工事負担金確定によります減額と、資本的支出におきまして、1点目は、検満工事確定に伴います減額と、2点目は、配水管布設替工事確定に伴います減額補正となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第18号平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）。

第1条、平成29年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、款項別補正予定額のみを申し上げます。支出。

第1款水道事業費用第1項営業費用78万6,000円を減じ、第2項営業外費用5万円を減じ、第4項予備費83万6,000円を増とするもので、予算総額に変更のない組み替えとなっているものとあります。

次に、（資本的収入及び支出）。

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,401万7,000円は過年度分損益勘定留保資金5,145万2,000円、当年度分損益勘定留保資金2,256万5,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,089万5,000円は過年度分損益勘定留保資金5,145万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1,944万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入2,158万3,000円を減じ、第1項企業債440万円を減じ、第2項負担金1,718万3,000円を減じるものであります。

次に、支出。

第1款資本的支出2,470万5,000円を減じ、第1項建設改良費2,470万5,000円の減となるものであります。

次に、（企業債）。

第4条、予算第5条の定めた企業債は、次のとおり補正する。

起債の目的。配水管布設替工事。配水管布設替事業に伴います企業債限度額を440万円減じ、3,160万円とするものであります。

次に、次項につきましては省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第19号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第19号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第19号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の要旨について御説明申し上げます。

今回の補正は、二つの項目から構成されております。一つ目は、外来収益と材料費の補正であり、二つ目は、寄附金と特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の事業確定に伴う補正であります。

一つ目の内容は、収益的収入及び支出で、多発性骨髄腫などの血液腫瘍内科の治療費に伴う薬品費の購入費用であり、事業費用の薬品費に800万円を計上し、この費用に対する収入として、外来収益に同額を計上するものであります。

二つ目の内容は、資本的収入及び支出でありまして、3名の方からラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附金として、寄附金20万円を賜りましたので、収入として、出資金に20万円を計上し、支出として、建設改良費、什器備品に同額を計上するのであります。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の事業確定に伴う補正では、町からの出資金529万6,000円を減額すると、補助金として、特定防衛施設周辺整備調整交付金を190万円計上するものであり、この差し引き339万6,000円を建設改良費の資産購入費から減額するものであります。

以下、議案を朗読し、説明させていただきます。

議案第19号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）。

（総則）。

第1条、平成29年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、平成29年度上富良野町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益800万円、第1項医業収益800万円。

支出。

第1款病院事業費用800万円、第1項医業費用800万円。

（資本的収入及び支出）。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入319万6,000円の減、第1項出資金509万6,000円の減、第2項補助金90万円。

支出。

第1款資本的支出319万6,000円の減、第2項建設改良費319万6,000円の減。

以上で、議案第19号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の御説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第29号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第29号東1線排水路整備工事（H29国債）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第29号東1線排水路整備工事（H29国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の補助により、上富良野駐屯地拡張に伴います洪水被害の防止を目的とした排水路整備でありまして、総工断面1.3メートル掛ける1.1メートルの断面の大型U型トラフを236.45メートル施工するものであります。

入札に当たりまして、町内業者を含む6者を指名いたしまして、昨日3月5日に入札を行った結果、高橋建設株式会社が5,135万円で落札し、消費

税を加算しまして、本議案の5,545万8,000円となっております。

参考までに、2番札はアラタ工業の5,177万円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第29号東1線排水路整備工事（H29国債）請負契約の締結について。

東1線排水路整備工事（H29国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、東1線排水路整備工事（H29国債）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約の金額、5,545万8,000円。

4、契約の相手方、空知郡上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役、北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成31年2月22日。

以上、説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

午前11時24分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年3月6日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岡 本 康 裕

署名議員 佐 川 典 子

平成30年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成30年3月7日（水曜日）

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君

第 3 議案第 1号 平成30年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第 2号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第 3号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 6 議案第 4号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 7 議案第 5号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第 8 議案第 6号 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 9 議案第 7号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第10 議案第 8号 平成30年度上富良野町水道事業会計予算

第11 議案第 9号 平成30年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 德行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山 富夫 君	副町長	石田 昭彦 君
教育長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
農業委員会会長	青地 修 君	会計管理者	藤田 敏明 君
総務課長	宮下 正美 君	企画商工観光課長	辻 剛 君
町民生活課長	鈴木 真弓 君	保健福祉課長	北川 徳幸 君
農業振興課長	狩野 寿志 君	建設水道課長	佐藤 清 君
農業委員会事務局長	北越 克彦 君	教育振興課長	北川 和宏 君
ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

○議会事務局出席職員

局長	林 敬永 君	次長	岩崎 昌治 君
主事	大井 千晶 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成30年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 御報告申し上げます。

一般質問につきまして、3月1日に締め切り、7名から通告がございました。

同日、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程調整を行い、3月13日、4名、3月14日、3名にて一般質問の日程を決定いたしました。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 長谷川 徳 行 君

5番 今 村 辰 義 君

を指名いたします。

◎日程第2 執行方針から

日程第11 議案第9号まで

○議長（西村昭教君） 日程第2 町政執行方針及び教育行政執行方針並びに日程第3 議案第1号平成30年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成30年度上

富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成30年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成30年度上富良野町病院事業会計予算について、関連がございますので、一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 平成30年第1回定例町議会の開会に当たり、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

我が国の経済状況は、アベノミクスによる経済政策の推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調にあります。地方においては、その変化を実感できる状況とは言えず、経済の好循環に結びつくよう、町としましては各種施策の必要性を認識しているところであります。

このような中、国は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指すこととし、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげる「生産性革命」と人生100年時代を見据えた「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく「新しい経済政策」を閣議決定し、基礎的財政収支の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを示したところであります。

このような状況のもと、国の本年度予算については、経済再生と財政健全化を両立させるべく、過去最大となる9兆7,128億円の予算案を国会において審議しているところであります。

その中で、地方財政計画の一般財源については、前年度と同程度の6兆1,000億円とされたところですが、内訳では、景気回復などによる地方税及び地方譲与税の伸びなどにより、地方交付税が2.0%程度の減となっていることから、人口の少ない多くの地方公共団体においては、大企業などがなく地方税収の増が見込めず、財源の多くを地方交付税に依存している実態から、財源確保に当たっては依然厳しいものと受けとめているところであります。

さて、本町においても、同様に地方税収入の大きな伸びなどが見込めない中で、歳入一般財源の中で大きな比率を占める地方交付税においては、先ほど申し上げた要因などから、一定程度の減額が避けられない状況にあります。

一方、歳出においては、ここ数年にわたって実施してまいりました学校耐震改修事業などの公共投資に伴う償還費が高水準にあり、自立した地域を維持

するため産業振興や子育てや介護福祉の環境整備等、急速な少子高齢化への対応、懸案となっている大雨などの自然災害に対する恒久的防災対策を初め、老朽化が進む公共インフラの長寿命化など、さまざまな課題に対応するため、継続的な財政需要が想定され、今後も財政運営に当たっては、中長期的な見通しのもと、自治体経営の安定化に努めていかなければならないと考えているところであります。

このような状況のもとで、本年度予算については、私が目指しております「町民の皆様が安心して住み続けられるまちづくり」を念頭に、これまでの課題への対応を初め、それぞれの事業実施に対し緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見きわめながら予算編成を行ったところであります。

それでは、各分野の主要施策について、総合計画に示した「五つの暮らし」に沿って、その主なものについて申し上げます。

最初に、一つ目の「人や地域とつながりのある暮らし」についてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現」についてですが、町民共有の願いである生涯を通し、健康で生き生きとした暮らしの実現に向け、「健康づくり推進のまち」宣言の趣旨に沿い、「第2次健康かみふらの21計画」を着実に推進し、町民の皆様や地域、職場等で行われる健康づくり活動を支援してまいります。

また、第2次地域福祉計画を基本として、高齢であることや障害があること、あるいは経済的な要因などにより支援が必要とされる方々が、地域の中で豊かに安心して自立した日常生活を送ることができるよう、引き続き生活実態の把握に努め、真に必要なサービス、支援を通じ、安心な暮らしが実現できる福祉サービスを提供してまいります。

あわせて、地域住民、関係団体、行政が互いに協力して、「自助・共助・公助」といったそれぞれの役割を果たしながら、一体となった支え合いの仕組みづくりに取り組むとともに、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の方々とも連携して、地域全体で支え合う地域福祉の向上に努めてまいります。

なお、第2次地域福祉計画は最終年度を迎えることから、現行計画の評価を行うとともに、次期計画の策定作業を進めてまいります。

次に、「信頼と絆で結ばれる産業の実現」についてですが、日本の農業を取り巻く情勢は、アメリカがTPPから離脱し、一方で日欧EPAの交渉大筋妥結など、今後の先行きに不透明感があるものの、町としましては、農業が町の基幹産業として

今後も持続発展できるよう、「第7次農業振興計画」及び「農業・農村実践プラン」に沿った施策・事業を着実に展開するとともに、現計画及びプランが最終年度を迎えることから、この間の成果・課題等を検証し、「第8次農業振興計画」の策定に取り組んでまいります。

また、昨年度スタートした『農業窓口のワンストップ化』については、事業手続や相談窓口の一元化などにより、農業者への情報提供や利便性向上等を通じ、農業経営の安定化や農業所得の向上につながるよう、戦略性を持った施策の展開を図り、農業の体質強化に努めてまいります。

また、一番身近な消費者である町民の皆様へ地元農畜産物の提供を通じて、信頼性や安心感を高めていくことは大変重要であり、健康づくりや食育の推進を図るとともに、収穫祭などのイベントや機会を通じて、農業や農産物への理解を深めていただくため、生産者が取り組む活動についても支援を行ってまいります。

また、直売や加工など、高付加価値化への取り組みも活発化してきており、それらの取り組みがさらに広がり、安定した経営につながるよう、6次産業化など新たな事業展開に対しても引き続き支援するとともに、これらの取り組みが町内他業種との連携へもつながるよう努めてまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてですが、予約型乗合タクシー事業については、交通弱者の足を確保する公共交通手段として、利用者のニーズを捉え、利便性の向上に努めてまいります。

拡幅整備が計画されている道道吹上上富良野線については、地域の重要な生活道路であり、また、日の出公園及び十勝岳温泉郷など本町の重要な観光地へ誘導する幹線道路であることから、改修工事の早期着手・完了に向け、引き続き要望活動を実施してまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、「情報共有」、「自助・共助・公助」、「協働と参画」をまちづくりの基本原則とした自治基本条例の施行から10年目を迎え、条例に基づく所期の目的達成等について検証するとともに、町民のニーズや課題を把握し、地域みずから積極的に活動に取り組める支援体制づくりを進めてまいります。

特に、災害時などにおける地域住民による自主的な活動は極めて重要であることから、自主防災組織の活動を継続して支援してまいります。

次に、二つ目の「穏やかに安心して過ごせる暮らし」についてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてですが、住みなれた地域で安心して暮らすために、必要な支援が行われるよう、既存サービスの検証・検討を行いながら、事業の充実を図ってまいります。

高齢者福祉については、福祉・保健・医療サービスを総合的に提供し、地域福祉の確立と在宅福祉の推進に努めるとともに、長寿を背景に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、介護や生活支援を必要とする高齢者が増加している現状から、全ての町民が不安のない生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関、地域住民が一体となって見守り支え合うネットワークの充実に努めてまいります。

また、新たな取り組みとして、後期高齢者医療保険の被保険者を対象に、長寿・健康増進事業特別対策補助金を活用し、町内の温泉入浴施設を利用できる優待券を1人当たり2枚交付し、温泉効用による心身の健康増進・保持につなげてまいります。

障がい者福祉については、第2期障害者計画における第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画のスタートの年に当たり、各計画に示した「ともに生き、支え合う社会づくり」の視点に立って、一人一人のニーズに対応した事業の充実に努めてまいります。

また、判断能力が不十分であるために日常生活に支障を来す高齢者や障がい者の方々の権利擁護事業の充実を図るため、さまざまな機会を通じて、成年後見制度などについて啓発普及に努めてまいります。

また、町内外の障がい者福祉事業所などと連携しながら、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き各種事業の充実に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設からの優先的、積極的な調達にも取り組んでまいります。

ラベンダーハイツについては、慢性的な人材不足状況にある介護環境にあって、ラベンダーハイツも同様に介護士確保など新たな課題を抱え、厳しい運営状況が続いており、一般会計から一定の支援を行うことで、平成29年度単年度ベースでは収支均衡を図ることができましたが、累積赤字分については、平成30年度からの繰り上げ充用を行うとともに、経営改善に向け一層の改善に努め、地域の高齢者福祉・在宅福祉施設の拠点として、より質の高いサービスの提供とともに、職員研修の充実や処遇改善を図り、効率的かつ安定した経営に努め、利用者の増はもとより、信頼される施設運営に努めてまいります。

介護保険事業については、本年度から第7期の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が始まることから、第6期で掲げた「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」の理念を継承し、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築を目指してまいります。

また、高齢者の方々が生涯にわたり、健康で生きがいや役割を持って充実した暮らしが送られるよう自立支援・介護予防、重度化予防を目的とした住民主体の活動を支援するとともに、介護予防・日常生活支援のサービスを提供する「新しい総合事業」の充実に取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、少子高齢化、医療の高度化により、医療費負担が増加し、厳しい状況にはありますが、本年度から北海道と市町村が保険者として共同運営を行うことで、これまでの脆弱な財政基盤という国保制度の構造的な課題の解決に努めるとともに、引き続き住民の特定健診及び保健指導に力点を置いた生活習慣病予防を実施し、医療費増嵩の抑制を図りながら、事業運営に努めてまいります。

病院事業については、地域に密着した町内の唯一の有床医療機関として、慢性期医療から救急医療、介護サービス等を担うとともに、それらを支える医師や医療・介護スタッフの人材確保と、旭川医科大学を初め、富良野協会病院との病連携の充実により、専門医療の提供に努めてまいります。

また、安全で快適な医療環境の整備に向け、第6次総合計画での位置づけを念頭に、富良野圏域地域医療構想の推移や新たな公立病院改革プランの策定を見据えながら、保健・福祉と連動した身近な医療機関として、町立病院の将来像について検討を進めてまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、子育て家庭を包括的に支援する「子ども・子育て包括センター」の体制を充実し、妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない支援はもとより、子育てに対するさまざまな課題に対応するため、養育支援や障がい児・不登校・思春期の支援など、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指してまいります。

教育・保育施設の運営については、施設運営者と連携して、子ども・子育て支援新制度の本来の目的である、幼児教育の充実、保育の質の向上に取り組んでまいります。

さらに、親の経済的負担の軽減策として、北海道による「多子世帯の保育料軽減支援事業」を活用し、教育・保育施設を利用する第2子以降の3歳未

満児の保育料の無償化を実施してまいります。

また、子育て世帯の低所得者対策として、町民税均等割のみ課税世帯の中学生までの通院・入院医療費の自己負担分についても、引き続き全額助成を実施してまいります。

なお、子どもの貧困問題への対応に向けて、子育て世帯の実情や課題を把握し、検証・分析をしながら施策の評価及びよりよい施策の展開につなげていくため、アンケート調査を実施します。

次に、「本気・やる気が実を結ぶ産業づくり」についてですが、「経営所得安定対策制度」を初め、「日本型直接支払制度」に位置づけられている各事業や防衛省所管の民生安定事業など、地域農業の実態に配慮して、機械・施設導入に係る助成事業を有効に活用するとともに、「第7次農業振興計画」に即して、多様な営農類型を支援し、農業所得の向上、農業経営の安定化・近代化に努めてまいります。

また、農地の有効利用や合理的な生産活動につながるよう、農地中間管理機構事業の活用や農用地利用改善組合への活動支援などを行い、人・農地プランに位置づけられた「中心的担い手」への集約化を進めるとともに、農地を健全に保全する観点から、降雨などによる農地被害を抑制するための減災対策も継続して取り組んでまいります。

農業農村基盤整備については、農業の生産性向上を図るため、6地区において、引き続き基盤整備事業を進めるとともに、事業効果の早期発現の観点から、十分な予算の確保と早期の完了に向け、促進期成会の皆様とともに、関係機関への要望活動を行ってまいります。さらに、生産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての機能と輸送の安全性向上を目的に、北17号道路の整備を継続してまいります。

畜産環境整備については、畜産担い手総合整備事業「新ふらの地区」が終了したことから、道営草地畜産整備事業（ふらの地区）の取り組みを関係機関と連携して進めるとともに、「ふらの沿線地域畜産クラスター協議会」を通じ、各種制度活用による施設・機械整備やTMRなど、営農支援組織の配置検討など、酪農経営の安定化を進めてまいります。

エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会の皆様の御協力と国の支援制度も活用しながら駆除対策の充実を図ってまいります。また、猟銃免許取得費用の助成など駆除の担い手養成対策も継続して行うとともに、電牧柵設置などの被害軽減対策を講じてまいります。

商工業の振興については、消費低迷に加え、購買

力の町外流出など、町内小規模事業者には依然として厳しい経営状況にあることから、「商業振興計画」に基づき、事業改善のために個店が行う各種取り組みや店舗改装などの事業基盤の強化などに対する商工業者持続化補助事業や商店街活性化事業などを商工会と連携して支援を行ってまいります。

観光振興については、本町の恵まれた自然環境や食資源を生かした戦略的な取り組みをあらゆる機会を通して実施するとともに、閑散期対策の取り組みや各種イベントの実施、支援を行ってまいります。

また、富良野・美瑛広域観光推進協議会を通じた広域観光圏事業も有効に活用し、幅広い観光振興もあわせて取り組んでまいります。

観光は、地域経済への波及が大きく期待できることであり、観光事業者はもとより多角的な産業連携を図り、地域全体の活性化につながるよう、観光振興計画に位置づけられた行動計画の実践に努め、魅力あふれる観光地づくりを目指してまいります。

また、十勝岳ジオパーク構想推進活動とも連携し、相乗効果が発揮できるよう努めてまいります。

なお、本年度は商工振興と観光振興の計画がともに最終年度となることから、現計画の総括とともに、経済情勢や地域情勢並びに観光ニーズなどの諸情勢を踏まえ、平成31年度から5カ年を計画期間とする商工振興計画と観光振興計画を策定してまいります。

企業立地の促進や既存立地企業の事業拡大については、地元雇用機会の拡大や地域経済の発展につながることから、助成措置を講じるとともに、既存企業との信頼関係を維持しつつ、引き続き本社などへの事業の拡大要望や新規企業誘致に向けた情報発信、PR活動など積極的な対応を図ってまいります。

また、新たに事業を起こそうとする事業者や特産品を開発しようとする事業者への支援につきましても、関係機関と連携して制度の活用を一層促進し、空き店舗の利活用や商店街の活性化につながるよう取り組んでまいります。

雇用の創出・確保については、新規開業等支援制度や企業振興優遇措置による雇用環境の整備を図り、新卒者の若者などの求職者が町内で就労機会を得ることができるよう、ハローワークの求人情報のほか、町独自の対応として、金融機関窓口やコンビニ等を活用し、地元求職者への情報提供を引き続き行ってまいります。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる生活道路の安全な利用は、日常の暮らしにおいて欠くことはできないものであり、これら生活道路の機

能維持のため、本年度については、改良舗装2路線を含む全12路線の整備、修繕を行い、凍上等により傷みが激しい道路を優先に、年次計画をもって改良工事、簡易舗装、歩道補修、側溝補修等を実施してまいります。

橋梁維持について、本年度は橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を1橋、修繕実施計画を2橋行うとともに、道路法に基づく近接目視点検を38橋実施してまいります。

環境問題については、引き続き地域産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築に向け、官学連携を活用し調査・研究に取り組み、本町における再生可能エネルギー等の賦存量・利用可能量の推定を行うとともに、具体的な環境政策の構築に向けて検討してまいります。

また、住宅リフォーム等助成については、昨年度において制度改善を図ってきたところであり、より多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、引き続き実施してまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、防災対策は、町民の皆様の安全を確保する上からも最優先で取り組むべき課題であり、地域防災計画に基づく、近年発生するさまざまな災害も想定した適切な対応を図ってまいります。特に、十勝岳は、活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、十勝岳火山防災協議会で策定した避難計画に基づき、さらなる体制の充実を図ってまいります。

災害時における避難行動要支援者対策については、各住民会・自主防災組織で作成いただいた個別支援計画が機能し、住民の安心につながるよう、地域と一体となり、取り組んでまいります。

また、防災備蓄についても計画的に整備を進めるとともに、各防災協定を有機的に機能できるよう構築し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

降雨災害については、近年、短時間の局地的な集中豪雨による被害が発生しており、これら災害発生時における道路・河川・排水路の被災箇所については、早期復旧を図ってまいります。

また、除排雪等への対応についても、パトロール等適切な管理体制のもと、生活環境と安全確保につながるよう取り組んでまいります。

障害防止対策事業については、引き続き東1線排水路整備事業による排水路老朽化対策を実施するほか、演習場内ベベルイ川については、平成28年度に被災した箇所の復旧工事を実施してまいります。

十勝岳泥流対策砂防事業等の砂防施設や河川及び排水路整備などについては、国・北海道・関係地域と協調しながら、災害に強い基盤整備や適切な維持

管理を推進してまいります。

また、北海道による農村地域防災減災事業として、日の出地区の西1線排水路の改修工事が本年度から着工されることとなっており、減災に大きな効果が期待できることから、早期の事業完了に向け、関係機関へ働きかけを行ってまいります。

交通安全、防犯、消費生活の安全などに関する対策については、何よりも一人一人の意識を高めることが重要であり、家庭や関係機関との連携強化を図りながら、町民の皆様が見守る・見守られる環境づくりを進め、事件・事故のない、安全で安心の生活が持続できるまちづくりを推進してまいります。

また、交通死亡事故ゼロの継続と、今後とも悲惨な交通死亡事故の根絶に向けて、交通安全に対する町民のさらなる意識向上を図られるよう啓発運動を推進してまいります。

次に、三つ目の「快適で楽しく潤いある暮らしづくり」についてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり」についてですが、町民の皆様一人一人が、みずからの健康を考え、生活習慣をコントロールして、健康に暮らすことができるよう、各種健康診査と保健指導の充実に努めてまいります。

昨年度策定した「第2期上富良野町保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、増加傾向にあるメタボリックシンドローム該当者に対する効果的な保健指導や小児生活習慣病健診（かみふっ子健診）の実施などを推進するとともに、引き続き脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の重症化予防の取り組みを推進してまいります。

特に、がん検診については、早期発見・早期治療が何よりも重要であり、受診率の向上を図るとともに、生活習慣と関連するがんの発症予防の学習とあわせ、がん予防対策を強化してまいります。

これらの取り組みを通じ、より町民の健康意識を高め、「健康づくり推進のまち」宣言に掲げる健康長寿のまちづくりを着実に進めてまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、「食」による地域の魅力づくりについては、既に町内の飲食店で地元食材を活用したメニューづくりが活発に行われ、農業者による6次産業化への取り組みも積極的に行われており、商品化されたものについては、イベントへの出展やインターネット販売・店舗販売を通じて、消費者からも高い評価を得ており、販売実績も着実に伸びてきている状況にあります。これらが地域ブランドとして定着するよう、ふるさと応援モニター制度の活用を促進する等、新たな商品開発を目指す事業者に対し、設備投資やノウハウの習得など、ハード・ソフ

ト両面で支援してまいります。

本町の特産品であるホップとビール大麦を使用した、上富良野産原材料100%にこだわったプレミアムビール「まるごとかみふらの」については、道内で唯一、ホップとビール大麦をともに生産している本町の特異性をアピールし、知名度アップを図りながら、地元産品の販売拡大や誘客のツールとして定着するよう支援してまいります。

まちなかのにぎわいづくりについては、大型テントの活用が町民の皆様にも浸透してきており、市街地中心部への誘客によって、商店街・飲食店への波及や町民相互のふれあい・交流の場として、さらに利用促進が図られるように努めてまいります。

地域の活力創生を具現化するため、第6次総合計画での位置づけを目指し、準備を進めております複合型拠点施設整備については、本町の潜在力や地域資源が最大限に生かされるよう、拠点施設に配置すべき機能や規模、有効な整備手法の検討など、役場内での協議はもとより、町民の皆様の意見集約に備え、本年度、複合型拠点施設の整備に向けた基礎調査を進めてまいります。

昨年11月7日に内閣府から認定を受けました地域再生計画に基づく「活火山の恵みと脅威を活力に～「十勝岳」魅力再発見プロジェクト～」の推進について、本町を舞台とした小説「泥流地帯」の映画化につきましては、本年1月に設立されました「『泥流地帯』映画化を進める会」を核として、応援をいただける方々の輪を広げながらさまざまな活動を展開し、映画化の実現に向けた環境づくりに取り組んでまいります。

また、地域にしっかり根づいてまいりました十勝岳四季彩イベント事業につきましても、それぞれのイベントの充実や運営基盤の強化を図り、魅力の向上につなげてまいります。

これら二つの事業推進に当たっては、ふるさと応援寄附や企業版ふるさと納税制度を活用し、さまざまな媒体を通じて広くPRし、円滑な支援活動、運営が行えるよう努めてまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、日の出公園整備については、ラベンダー園の適切な管理を行うとともに、本年度は展望台階段の補修及び休憩舎トイレの洋式化、また、オートキャンプ場の駐車スペースが飽和状態にあることから、新たに駐車スペースを設け、利用者への環境整備を図るなど、来園者の安全性や快適性を向上させ、ラベンダーのまちかみふらのとして、日の出公園のさらなる魅力づくりを目指してまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」について

ですが、窓口サービスについては、マイナンバーカードにより、戸籍・住民票などの証明書が身近なコンビニエンスストアなどでも取得できるようになったことから、マイナンバーカードの利便性をPRし、利用促進を図るとともに、これら住民サービスの向上とあわせて、情報セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

次に、四つ目の「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らしづくり」についてであります。

まず、「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてですが、町の基幹産業である農林畜産業、商工業の後継者確保と育成は大きな課題であり、後継者や担い手に対する奨励・給付金制度による継続支援を初め、農業分野においては、JAふらのとの連携により配置したアグリパートナー推進員の活動を通じて、成果につながるよう取り組んでまいります。

また、地域産業の中核的な担い手育成を目的とした人材育成アカデミー事業についても、担い手の確保や意欲向上が見られ、引き続き「かみふらの産業賑わい協議会」の事業として実施してまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、町営住宅の整備については、本年度、泉町南団地4号棟の建設を進めるとともに、「町営住宅等長寿命化計画」及び「住生活基本計画」に基づき、地域コミュニティを考慮し整備、維持修繕を行ってまいります。

一方、近年、町営住宅に対するニーズの変化や町内での住宅供給実態等を踏まえ、今後の整備計画の見直しを進めてまいります。

十勝岳ジオパーク構想について、昨年度、認定が見送られたことから、審査において示された課題の検証を十勝岳ジオパーク推進協議会を中心に進め、ボトムアップ型の住民主体による取り組みに重点を置き、早期の認定を目指し、一層の取り組み強化を図ってまいります。

次に、「まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」についてですが、定住・移住対策については、「上富良野町定住移住促進連絡協議会」との連携、協力をさらに推し進め、「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた将来展望人口を見据え、地方創生につながるよう検討を加えながら取り組んでまいります。

また、本年度、民間アパート等の空き室活用による「お試し暮らし住宅」の試行運用を実施し、取り組みの充実を図るとともに、本年度は定住・移住促進計画の最終年度となることから、現計画の総括とともに、定住・移住者ニーズの分析やお試し暮らし住宅の提供方法などを検討し、平成31年度から

5カ年を計画期間とする新たな計画を策定してまいります。

次に、五つ目の「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らしづくり」についてであります。

まず、「創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり」についてですが、制定から10年目を迎えました自治基本条例及び協働のまちづくり基本指針に基づき、「協働のまちづくり」をさらに推進するため、職員及び町民対象の研修会を開催し、みずから地域の課題に取り組む意識の醸成を図るとともに、先駆的な地域活動を後押しできるよう、協働のまちづくり推進補助金の活用を促進し、協働のまちづくりの着実な進展が図られるよう支援してまいります。

平成31年度を初年度として、町政の今後10年間の基本となる第6次総合計画については、昨年度、策定に着手し、基本構想については、本年第2回定例会に上程させていただくこととしております。

総合計画審議会を初め、町民アンケートの結果、パブリックコメントや町民の皆様との直接対話による意見・意向の把握と計画への反映に努めながら、本年中の完了に向け、策定作業を進めてまいります。

行財政改革については、本年度は町政運営実践プランの最終年であり、「プラン30」に沿って、その着実な実践に努めてまいります。

行政組織のあり方についても、組織力が最大限に発揮されるよう、職員個々の資質向上を図り、質の高い行政運営を目指し、行政機能が効率的・効果的に機能するように、組織の充実・改善に取り組んでまいります。

また、人事評価制度については、本年度より全職員を対象とした本実施に移行し、組織の活性化、公務能率の向上につなげてまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、適正な課税と納期内納税の推進に努め、滞納者に対しては、その実態に応じた適切な収納対策を進めてまいります。

また、町の債権については、納期内納付が励行されるよう周知するとともに、真にやむを得ない理由により納付が困難な場合の納期前相談の奨励と適切な対応を図り、引き続き債権管理の適正化を進めてまいります。

ふるさと納税制度を活用したふるさと応援寄附モニター事業については、「かみふらのふるさと応援寄附条例」の趣旨に沿い、さらにモニター商品及び協力事業者の拡大を図りながら、地域の魅力発信、地域経済の振興につながるよう取り組んでまいりま

す。

自衛隊関係については、新たな「防衛計画の大綱」の策定が予定されていることから、本町における自衛隊との共存共栄は、まちづくりの根幹をなすものであり、関係団体と連携を図りながら、引き続き駐屯地の現状規模堅持とさらなる拡充、あわせて演習場拡張の要望活動を継続的に進めてまいります。

広域行政の推進については、「富良野広域連合」について、引き続き構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との定住自立圏形成協定に基づき、連携を図りながら定住自立圏構想の事業を推進し、圏域全体の発展を目指してまいります。

なお、本年度は、平成26年5月に策定した富良野地区定住自立圏共生ビジョンの最終年度であることから、各市町村の関係団体で構成される懇談会の意見を踏まえ、新しい共生ビジョンの策定に取り組んでまいります。

また、本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても、四つの基本目標に沿った19の施策について、引き続き総合計画と一体的に取り組んでまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける成長・学習の政策分野については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に推進してまいります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、「上富良野町教育大綱」に示した三つの基本目標の達成に向けて、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら、教育行政の推進に努めてまいります。

以上、平成30年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成30年度予算案の概要を申し上げます。

まず、一般会計では、総額67億1,800万円、前年対比7.3%、4億5,900万円の増となっておりますが、地方税収入の大幅な伸びも見込めず、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財政状況の中、公共施設整備基金からの繰り入れや各事務事業の見直し、政策の優先順位を判断し、限られた予算の中で最大限の効果を発揮することを基本に本年度予算を調製したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設などの改修、地域産業の振興や急速な少子高齢化への対応など、さまざまな課題に対応するため大きな財政需要が想定されることから、今後とも持続可能な

財政基盤と安定した財政計画の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に効率的な運営方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の繰り入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額12億2,367万2,000円、前年対比17%、2億5,091万7,000円の減となっております。これは、被保険者数の減と制度改正に伴う国保会計の仕組みに係る減によるものであります。

本年度からは北海道とともに運営してまいりますことから、北海道から示される国民健康保険事業費納付金等の算定等の事務を進めるとともに、制度改正につきましては、被保険者への周知に努めてまいります。

今後においては、保険者として北海道とともに、健全かつ安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けることのできる体制の維持・確保に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計では、総額1億4,558万5,000円、前年対比6.2%、852万2,000円の増となっております。

これは、被保険者数及び保険給付費の増に伴う広域連合納付金の増加によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額9億7,536万2,000円、前年対比5.7%、5,240万7,000円の増となっております。

これは、要介護者数、認定率の増加による介護サービス等給付費、特定入所者介護サービス費などの増加や地域支援事業の取り組みの拡大などによる増額を見込んでおります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額2億7,882万7,000円、前年対比1.1%、295万4,000円の増となっております。

主な要因としては、再任用職員の任用条件の変更による給料の減、職員手当や臨時介護士等の賃金の増、燃料単価の上昇による燃料費の増、栄養管理システムの更新、介護用備品の購入による備品費購入費の増などによるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額8,211万7,000円、前年対比27.7%、1,779万9,000円の増となっております。

主な要因としては、東中及び西部地区の未普及地域解消のための配水管新設工事により、増加したも

のであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額4億5,640万7,000円、前年対比6%、2,578万9,000円の増となっております。

主な要因としては、現在実施中の長寿命化計画に基づく浄化センター更新事業及び雨水管整備事業費の年次事業量の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額2億9,530万6,000円、前年対比1.4%、432万5,000円の減となっております。

収益的収支においては、給水量の減少に伴う料金収入の減、資本的収支では、配水管布設工事箇所

の減によるものであります。最後に、病院事業会計では、総額9億7,142万3,000円で、前年対比3.8%、3,555万円の増となっております。

収益的収支においては、薬品代に伴う外来収支の増、資本的収支については、医療機器整備費の減で、総額では増額となっております。

これら、特別会計及び公営企業会計予算の合計は、44億2,869万9,000円で、さきに申し上げました一般会計予算と合わせた町全体の予算では、111億4,669万9,000円、前年対比3.2%、3億4,677万9,000円増の規模となっております。

以上、予算の概要を申し上げますが、経済状況が好転しない中、総じて厳しい財政運営であります。かけがえのない私たちの郷土の発展は全ての町民共有の願いであり、これまで幾多の困難を乗り越え、今日の郷土を築いてくれた先人の労苦に改めて思いをいたし、次の世代へしっかりとつないでいけるよう、足腰の強いまちづくりを目指し、協働のまちづくりを通じて、ともに支え合いの心を育み、本年度も新たな時代を築く確かな1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、平成30年度の町政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

○教育長（服部久和君） 平成30年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

近年、我が国では、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、グローバル化の進展や情報通信技術の

発達が社会のあらゆる領域にさまざまな変化をもたらしています。学校を核とした地域づくり・地域とともにある学校への転換が求められる中、「人と人との支え合い」や「ふるさとを愛する心」、「子どもたちの主体的な行動」、「優しく人を思いやる心」は、本町の教育が目指す原点であると考えております。

このような認識のもと、本年度最終年次を迎える「上富良野町教育振興基本計画」と「第8次社会教育中期計画」及び「上富良野町教育大綱」の重点施策を積極的に推進し、「明るく、笑顔」があふれる教育行政に取り組んでまいります。

また、「総合教育会議」を通して、町長と教育委員会が教育に対する思いを共有し、一体感とスピード感を大切に、平成31年度からの新たな「上富良野町教育振興基本計画」の策定に向け、今次計画の評価と見直しを確実にを行い、教育に携わる全ての関係者が、それぞれの役割と責務を自覚し、教育行政の推進に努めます。

学校教育においては、本年度も「夢ひろげ、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成」を基本方針に、「確かな学力と豊かな心やたくましい体の育成」、「開かれ信頼される学校づくりの推進」、「人間力を磨く教師の育成」、「教育条件整備の充実」の目標達成に向けて推進してまいります。

特に、小学校において、新学習指導要領実施に向けての移行初年度となります平成30年度は、教育課程の編制・実施に留意してまいります。

また、29年度末には上富良野西小学校に、30年度末には、残り3校に導入するコミュニティ・スクールの確かな運営に努めてまいります。

新たな教育制度の導入とともに、子どもたちと直接かかわる教職員が健康で、能力を存分に発揮できる職場づくりが求められています。国の「働き方改革」でも示されているように、教職員の超過勤務や中学校の部活動など、教職員の日常の業務を見直すとともに、夏休みには「学校閉庁日」を設定してまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、全国学力・学習状況調査が、小学校の国語、算数においては、正答率で全国平均を下回りましたが、その差は小さくなっています。中学校の国語では全国平均をやや下回り、数学では全国平均とほぼ同様となりました。

各学校では、全国学力・学習状況調査やさまざまな検査等の分析から「確かな学力の育成プラン」を作成し、学力向上の目標を設定するとともに、日常の学習における具体的方策を全校体制で進めてまいります。

教員の授業力向上に向けては、新たな教育課程や英語、道徳など、「今日的な課題に対応する研修視察」の実施や「公開研究会」の開催などに継続して取り組んでまいります。

本年度も北海道教育委員会と連携し、全国学力・学習状況調査において、国語、算数・数学、理科の平均点が全国平均以上となることを目標に、児童生徒の学力向上に取り組んでまいります。

特に、認定こども園や保育園からのスムーズな接続、小1プロブレムへの対応など、児童一人一人への細やかな支援を図るため「学習支援員」を上富良野小学校に2名配置します。

「豊かな心の育成」につきましては、みずからを律し、責任感や規範意識を持ち、思いやる心など、本町の子どもたちに定着している「豊かな心」を育む教育を一層推進してまいります。

そのために、「特別の教科、道徳」を中心として、教育課程全体で「心情に触れる教育」の充実を図るとともに、保護者等への授業公開に努め、家庭と連携した取り組みを進めてまいります。

また、総合的な学習の時間や特別活動の充実、ふるさと学習や職場体験学習など、多様な体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む教育に努めてまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」から小学校、中学校の男女ともに体力合計点で全国平均と同程度の結果となりました。

健康でたくましい体をつくるには、正しい生活習慣と望ましい食生活を身につけることが重要です。そのために、保健福祉課の食育推進計画や「かみふっ子健診」との連携、栄養教諭を中心とした学校全体での食育と健康な体づくりの指導を、家庭などの協力も得て推進してまいります。

また、学校とPTA等の連携による児童生徒の基本的な生活習慣のより一層の定着を図ります。

アレルギーなどの健康問題などにつきましては、学校生活管理票を活用し、保護者、学校、医療機関による一層の連携を図り、一人一人への適切な対応に努めてまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、全国的にいじめや不登校、虐待・自殺・体罰・ネットトラブルなどの問題が依然として後を絶たない現状があります。

本町においては、学校・家庭・地域と関係機関の連携によって、事例は少ない状況にありますが、それぞれの問題は、身近なことであるという強い認識を学校全体で確認し、教育相談の実施や相談体制の充実を図ってまいります。

「いじめ」は、日常からの未然防止、早期発見・早期対応に努めるという意識が大切です。学校・家庭・関係機関との連携やアンケート調査の計画的・複数回の実施など、さまざまな取り組みを通して、迅速かつ組織的な対応を継続します。

また、児童・生徒や保護者からのいじめなどの相談に電話で応じる「かみふらのあんしんライン」に加え、新たに郵便での相談にも応じることができるよう、「子どもSOSミニレター」の取り組みを進め、相談体制の充実を図ります。

「不登校」は、学校や各機関の対応にもかかわらず、町内小中学校においても、人数の増加、不登校日数の拡大傾向が続いています。上富良野中学校には「心の教室相談員」と「スクールカウンセラー」を引き続き配置するとともに、適宜、学校教育アドバイザーが、学校や保護者・地域との相談に対応してまいります。

複式教育につきましては、東中小学校の特色ある学校づくり等への支援、少人数のよさや地域の環境を生かした教育活動を進め、「特認校」として、魅力ある学校づくりへの支援を進めます。

特別支援教育につきましては、発達障害の認知や特別支援教育に対する理解が深まるとともに、対象児童の増加やその多様化が課題となっています。児童生徒一人一人の特性と保護者のニーズをしっかりと把握し、インクルーシブ教育の視点を大切に、幼児期からのきめ細やかな特別支援教育を進めることがより一層重要になっています。

そのためには、医療や福祉関係と連携した早期からの教育支援体制を充実するとともに、合理的配慮に基づいた基礎的環境の整備や保護者との合意形成を大切に教育相談を充実し、児童生徒にとってより適正な教育環境の提供に努めてまいります。

学校の指導体制については、個別の指導や交流及び共同学習の円滑な充実に向け、今年度も上富良野小学校と上富良野西小学校、上富良野中学校に「特別支援教育指導助手」を引き続き配置します。

また、上富良野小学校に設置しています、言語通級指導教室（ことばの教室）をより効果的に運営し、通常学級に在籍する児童の困り感の改善を図ります。

さらに、「上富良野町特別支援教育連絡協議会」や「教育支援委員会」においては、関係者の連携や研修を通じた指導の充実、自立や進路・社会参加に関する支援を積極的に進めます。

学校の危機管理につきましては、近年、道内においても台風や豪雨による被害が増大しております。重大な自然災害はいつでも起こり得るという心構えで、日常的な防災管理を進めてまいります。今後も

各種マニュアルを点検し、緊急事態における児童生徒への安全対応、十勝岳の噴火発生時の対応など、関係機関との共通理解を図り、継続して取り組んでまいります。

児童生徒の登下校時の安全につきましては、「通学路安全推進会議」や住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」、「青少年健全育成をすすめる会」、「防災無線・安全マップの活用」など、地域総ぐるみでの見守りに努めてまいります。

また、子どもたちが多くの時間を過ごす学校生活が、より安全で安心できるものになるよう、避難訓練や防犯訓練などを行い、安全意識の定着に努めてまいります。

あわせて、関係機関との連携によりさまざまな情報を共有し、子どもたちにかかわる事故の防止に最善を尽くしてまいります。

教育環境の整備等につきましては、上富良野中学校の外構整備と体育館改修を行います。

また、上富良野西小学校教育用パソコンの更新及び東中小学校のトイレ洋式化改修など、学校環境の整備とともに、「英語・外国語活動の充実」に向けた教材備品の拡充を図り、学習環境の整備にも継続して取り組んでまいります。

教育費の保護者負担については、経済的理由による就学援助を継続するとともに、保護者の負担軽減に努めてまいります。

学校給食につきましては、本年度も衛生管理と食材の安全管理に努め、新鮮な地元産の食材を活用し、顔の見える学校給食の提供に努めてまいります。

本年度も「お弁当持参の日」を年7回設定し、食への関心を高めることや、つくってくれる方への感謝の心を育む機会となるよう実施してまいります。

国際理解教育及び外国語教育につきましては、一昨年から2名の外国語指導助手（ALT）を小学校・中学校に配置しており、児童生徒の「英語への興味・関心の高まり」、「ネイティブの発音への慣れ」などの成果があらわれています。本年度から始まる新学習指導要領の先行実施により、小学校3年生から6年生の外国語活動が週に1時間増加となります。増加する授業に対応できるよう、ALTの小中学校への配置や効果的な指導のあり方の工夫を図ってまいります。

また、認定こども園・保育園・上富良野高校への派遣も引き続き行い、国際理解・外国語教育の総合的な推進に努めてまいります。

姉妹校交流推進事業につきましては、平成9年7月の「上富良野西小学校」と三重県津市の「安東小学校」の姉妹校提携調印以来21年目を迎え、本年

度は、互いに地域の特産物を贈り、両校の交流をさらに深めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、中学卒業生の減少や進路希望が多様化するなど、今まで以上に生徒の確保が難しく、存続が常に危ぶまれる状況であります。

上富良野高等学校では、きめ細やかな学習指導や進路指導などの教育や、町内事業所の協力を得て行っている「生きる力」を養うキャリア教育に継続して取り組んでおります。

本年度も引き続き通学費や下宿代、就学支援金、入学準備金の助成のほか、介護職員初任研修を含む資格取得の支援等を図ってまいります。

また、これまでと同様、地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向けて全力を尽くし、取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、各種事業と社会教育施設等を活用する中で、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、町社会教育基本方針に掲げる「豊かな心と健やかな体を育み、うらおいのある地域づくりをめざす生涯学習」の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

そのために、今年度最終年次を迎える第8次社会教育中期計画に掲げる6領域8分野16項目の施策を一層推進し、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実と連携・融合を進めるとともに、次期社会教育中期計画を策定してまいります。

家庭と地域の教育力向上につきましては、家庭における子どもたちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であります。

このことから、「早ね・早おき・朝ごはん」運動や「生活リズムチェックシート」の活用などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解を深めるとともに、家庭教育学級などの学習機会や情報提供に努め、本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取り組みなど、関係機関と連携を図りながら、その充実を図ってまいります。

青少年の健全育成については、「青少年健全育成をすすめる会」や「子ども会育成協議会」などの教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら、青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

また、放課後事業については、「安全で楽しく安心して過ごせる居場所」としての「放課後クラブ・放課後スクール」の運営を継続し、内容の工夫充実に努めながら、子育て支援の推進を図ってまいります。

生涯学習活動の推進につきましては、幼児から青

少年・成人・高齢者まで生涯にわたる各世代の学習活動の充実と推進を図ってまいります。

青少年教育については、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主的活動を尊重し、支援する中で、スポーツ及び文化活動の推進を継続してまいります。

また、青少年のリーダーや仲間意識を育むよう「なかよしサミット」「通学合宿」を開催するほか、今年度は、3年ごとに開催している青少年国内交流事業を友好都市の三重県津市に小学校4年生から6年生を派遣してまいります。

成人については、マイプラン・マイスタディ講座など自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設を初め、女性学級による学習機会の提供に取り組むほか、今年度、30周年を迎える女性連絡協議会の活動に支援を行ってまいります。

高齢者については、「若く老いよう」を合い言葉にした「いしずえ大学」の学びの機会を充実していくとともに、生きがいくりとボランティア活動の促進を図ってまいります。

今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動や体験活動に生かし、伝えていくなど積極的にかかわりを持ちながら学び合い支え合う人づくり・まちづくりを進めてまいります。

図書館の運営については、各世代の読書に親しむ環境づくりが重要であることから、一般書の整備拡充を図るとともに、子ども読書推進計画に基づき、児童書の蔵書充実や図書館まつりなどを開催し、その利用促進に努めてまいります。さらに、子どもたちの読書への関心を高めるよう、読書スタンプ帳の発行や親子が選んだ絵本を贈る「すくすく絵本」、移動図書活動を継続して推進するとともに、ボランティア団体による小学校等での読み聞かせ活動の支援と、各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配布を行ってまいります。

また、第2次子ども読書推進計画の取り組みを踏まえながら、次期子ども読書推進計画の策定を進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たちに多くの夢や感動、楽しみをもたらし、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしています。

そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、スポーツ推進委員及びスポーツ団体と協力して、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、指導者の育成及び青少年等のスポーツ活動に支援を行ってまいります。

文化の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、文化団体や愛好者と連携し、自主企画芸術鑑賞事業などを通して、すぐれた芸術・芸能・文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

さらに、町民芸術鑑賞事業として、幼児及び小学生が鑑賞の機会に触れられる芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため、引き続き文化教室を開催し、文化芸術活動を支援してまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として総合文化祭を開催するとともに、富良野地区文化団体交流会への参加など、その発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承・発展を目指してまいります。

郷土館の運営については、郷土学習に活用が図られるよう、郷土館ホームページの収蔵資料による情報提供や郷土歴史を探訪する研修会、総合文化祭に「郷土館特別展」を開催するほか、十勝岳ジオパーク構想の取り組みを学び普及できるよう引き続き展示を行うなど、多くの皆様に郷土の歴史などについての知識や造詣をさらに深めていただけるように努めてまいります。

また、町民の歴史学習の機会の充実と観光客への対応を図るよう、開拓記念館もあわせて、日曜日・祝日の臨時開館を継続して取り組んでまいります。

社会教育の基盤整備につきましては、町民の社会教育活動の核となる施設の整備として、草分分館（防災センター）外壁屋根塗装、社会教育総合センターのアリーナトイレ改修及び屋上防水工事などの整備を行ってまいります。さらに、利用者ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見を伺う中で、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方々安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

また、社会教育基盤を支える人的資源であります社会教育主事を養成し、職員の資質向上を図ってまいります。

以上、平成30年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切に、「次代を担う豊かな人づくり」の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

暫時休憩といたします。

再開を10時40分といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま町長から平成30年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また、教育長からは教育行政の方針について、それぞれを述べられました。その方針等に沿いまして編成いたしました平成30年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分について御説明申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号平成30年度上富良野町一般会計予算。

平成30年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億1,800万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。
1 款町税、10億902万3,000円。
2 款地方譲与税、1億1,680万円。
3 款利子割交付金、60万円。
4 款配当割交付金、220万円。
5 款株式等譲渡所得割交付金、100万円。
6 款地方消費税交付金、2億1,000万円。
7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5,200万円。
8 款自動車取得税交付金、1,400万円。
9 款地方特例交付金、300万円。
10 款地方交付税、27億8,000万円。
11 款交通安全対策特別交付金、170万円。
12 款分担金及び負担金、1,473万3,000円。
13 款使用料及び手数料、1億4,359万5,000円。
14 款国庫支出金、9億3,093万7,000円。
15 款道支出金、5億8,121万5,000円。
16 款財産収入、1,494万4,000円。
17 款寄附金、3,869万1,000円。
18 款繰入金、1億4,053万9,000円。
19 款繰越金、6,000万円。
20 款諸収入、1億7,672万3,000円。
21 款町債、4億2,630万円。
歳入合計、67億1,800万円。
4ページをお開きください。

2、歳出。
1 款議会費、6,174万7,000円。
2 款総務費、7億803万2,000円。
3 款民生費、14億5,294万円。
4 款衛生費、8億764万1,000円。
5 款労働費、68万7,000円。
6 款農林業費、3億7,812万円。
7 款商工費、1億7,833万円。
8 款土木費、10億521万2,000円。
9 款教育費、4億5,786万円。
10 款公債費、7億4,457万8,000円。
11 款給与費、9億285万3,000円。
12 款予備費、2,000万円。
歳出合計、67億1,800万円。
6ページをお開きください。

第2表は、債務負担行為を設定している5事業について、その期間及び限度額を記載しております。

戸籍総合システム機器等更新事業、財務会計システム更新事業、東1線排水路整備事業（平成30年度）南部地区土砂流出対策事業（平成30年度）及び見晴台公園指定管理業務について、事業期間に応

じ債務負担行為を設定し、事業を取り進めてまいります。

第3表は、地方債の限度額を延べ9件、4億2,630万円と定め、各項目の利率及びその償還方法等について記載しております。

特に、将来の財政見通しが不透明であることから、できる限り後年度負担の抑制を図るよう、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び老朽化している施設などにおいて、緊急性あるいは必要性の高い事業に絞り、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

加えて、国の地方財政対策で暫定措置されている臨時財政対策債についても、引き続き所要額を計上しております。

以上で、平成30年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 続きまして、議案第2号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の7ページをごらんください。

議案第2号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,367万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億2,400万円と定める。

（歳出予算の流用）。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款国民健康保険税、2億7,974万8,000円。

2 款国庫支出金、1,000円。

3 款道支出金、8億1,055万2,000円。

4 款財産収入、1,000円。

5 款繰入金、1億2,868万8,000円。

6 款繰越金、1,000円。

7 款諸収入、468万1,000円。

歳入合計は、12億2,367万2,000円であり
ます。

9ページをごらんください。

2、歳出。

1 款総務費、4,654万6,000円。

2 款保険給付費、7億9,248万9,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、3億5,797万1,000円。

4 款共同事業拠出金、1,000円。

5 款財政安定化基金拠出金、1,000円。

6 款保健事業費、1,784万円。

7 款基金積立金、1,000円。

8 款公債費、1,000円。

9 款諸支出金、70万4,000円。

10 款予備費、811万8,000円。

歳出合計は、12億2,367万2,000円であり
ます。

次に、10ページをお開き願います。

議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,558万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

11ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、9,556万1,000円。

2 款国庫支出金、59万4,000円。

3 款使用料及び手数料、1,000円。

4 款繰入金、4,931万6,000円。

5 款繰越金、1,000円。

6 款諸収入、11万2,000円。

歳入合計は、1億4,558万5,000円であり
ます。

2、歳出。

1 款総務費、303万3,000円。

2 款広域連合納付金、1億4,244万円。

3 款諸支出金、11万1,000円。

4 款予備費、1,000円。

歳出合計は、1億4,558万5,000円であり
ます。

以上で、平成30年度国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算の議決対象項目の説明といたします。

○議長(西村昭教君) 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川徳幸君) 続きまして、議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の12ページをお開きください。

議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成30年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,536万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

13ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款介護保険料、1億8,751万円。

2 款分担金及び負担金、22万3,000円。

3 款国庫支出金、2億2,917万6,000円。

4 款道支出金、1億3,899万4,000円。

5 款支払基金交付金、2億4,332万3,000円。

6 款財産収入、1,000円。

7 款繰入金、1億7,190万4,000円。

8 款繰越金、1,000円。

9 款諸収入、432万円。

歳入合計、9億7,536万2,000円であります。

14ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、4,362万5,000円。

2款保険給付費、8億7,967万5,000円。

3款地域支援事業費、5,085万9,000円。

4款特別給付費、10万円。

5款基金積立金、1,000円。

6款諸支出金、10万2,000円。

7款予備費、100万円。

歳出合計、9億7,536万2,000円であります。

以上で、議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算の議決対象分の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 続きまして、議案第5号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、朗読をもって御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

議案第5号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成30年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,882万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

16ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款サービス収入、2億6,770万9,000円。

2款使用料及び手数料、2万7,000円。

3款寄附金、1,000円。

4款繰入金、1,083万8,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、25万円。

7款財産収入、1,000円。

歳入合計は、2億7,882万7,000円でございます。

2、歳出。

1款総務費、1億6,098万8,000円。

2款サービス事業費、1億532万6,000円。

3款基金積立金、1,000円。

4款公債費、974万円。

5款予備費、277万2,000円。

歳出合計は、2億7,882万7,000円でございます。

以上で、ラベンダーハイツ事業特別会計の予算の説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） 次に、一括上程いただきました簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の平成30年度予算について、議決対象項目について、議案の朗読をもって説明申し上げます。

17ページをお開きください。

議案第6号平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成30年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,211万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は、2,130万円と定める。

18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,398万8,000円。

2款繰入金、4,614万7,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、68万1,000円。

5款町債、2,130万円。

歳入合計、8,211万7,000円となります。

次に、2、歳出。

1款衛生費、3,988万4,000円。

2款公債費、4,223万2,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計、8,211万7,000円となります。

次に、第2表、地方債。

簡易水道事業に係る起債の限度額を2,130万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内表記の定めるものであります。

次に、20ページをお開きください。

議案第7号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成30年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,640万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億3,500万円と定める。

21ページに参ります。

第1表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、76万9,000円。

2款使用料及び手数料、1億2,732万9,000円。

3款国庫支出金、4,940万円。

4款繰入金、1億4,390万4,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、4,000円。

7款町債、1億3,500万円。

歳入合計、4億5,640万7,000円となります。

2、歳出。

1款下水道事業費、1億9,137万2,000

円。

2款公債費、2億6,453万4,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計、4億5,640万7,000円となります。

22ページに参ります。

第2表、地方債。

起債の目的、公共下水道事業(一般分)、限度額4,630万円と、公共下水道事業(資本費平準化分)8,870万円を限度額とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表内表記のとおり定めるものであります。

次に、23ページの水道事業に参ります。

議案第8号平成30年度上富良野町水道事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成30年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数、4,072戸。

2、年間総給水量、75万322立方メートル。

3、1日平均給水量、2,056立方メートル。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億7,073万2,000円。

第1項営業収益、1億5,121万3,000円。

第2項営業外収益、1,951万9,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億7,073万2,000円。

第1項営業費用、1億2,577万2,000円。

第2項営業外費用、1,465万4,000円。

第3項特別損失、2,000円。

第4項予備費、3,030万4,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,516万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,254万1,000円、当年度分損益勘定留保資金3,262万7,000円で補填するものとする。)

収入。

第1款資本的収入、4,940万6,000円。

第1項企業債、4,890万円。

第2項負担金、50万6,000円。

支出。

第1款資本的支出、1億2,457万4,000円。

第1項建設改良費、7,438万2,000円。

第2項企業債償還金、5,019万2,000円。

24ページをお開きください。

(企業債)。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(起債の目的)。

配水管布設替事業に係る限度額を4,890万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表内表記に定めるものであります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、2,916万9,000円。

(他会計からの補助金)。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、457万1,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第8条、棚卸資産の購入限度額は、984万円とする。

以上、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の平成30年度予算の議決対象項目について御説明を申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) 次に、議案第9号平成30年度上富良野町病院事業会計予算について、議決対象項目について、議案の朗読をもって御説明申し上げます。

25ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第9号平成30年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成30年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28人。

ハ、患者数、年間3万5,800人、1日平均134人。入院患者、一般病床、年間9,800人、1日平均27人。外来患者、年間2万6,000人、1日平均107人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,800人、1日平均27人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億5,202万2,000円。

第1項医業収益、6億4,792万8,000円。

第2項医業外収益、1億6,609万4,000円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,800万円。

支出。

第1款病院事業費用、9億5,202万2,000円。

第1項医業費用、8億1,185万4,000円。

第2項医業外費用、215万7,000円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,800万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、1,940万1,000円。

第1項出資金、690万1,000円。

第2項企業債、1,250万円。

支出。

第1款資本的支出、1,940万1,000円。

第1項企業債償還金、320万1,000円。

第2項建設改良費、1,500万円。

第3項奨学資金貸付金、120万円。

(企業債)。

第5条、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

医事コンピューター購入事業に係る限度額1,250万円とするほか、起債の方法、利率、償還方法については、表記内表記に定めるものであります。

(一時借入金)。

第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

1、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、6億2,747万8,000円。

2、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第9条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,025万2,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、1億2,967万4,000円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産。種類、什器備品。名称、医事コンピューター数量一式。

以上、平成30年度上富良町病院事業会計予算の議決対象項目について御説明申し上げます。

○議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

なお、これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により、概括的範囲とし、1人1回限りいたします。

これより、質疑をお受けいたします。

13番村上和子君。

○13番(村上和子君) 町長の執行方針と教育長の執行方針につきまして、何点かお願いしたいと思います。

まず、3ページの地域福祉を支えて、推進役である民生委員、それから児童委員、この方々と連携をとって地域福祉の向上に努めてまいると、このように述べられました。昨年と同じような取り組みでございますので、ことしは、ぜひ民生委員の見直しが必要でないかと、このように考えております。

それで、今、32地区での担当の委員がおられますが、それぞれ地区で2カ所ほど、1人160人から200人ぐらいになっておられますので、それらの人数の補充とか、それから75歳の方が3名ぐらいおられるということで、この方は定年を迎えられるということでございまして、健康でやる気のある

方であれば、だんだんとなり手不足になってきている傾向もございまして、町長も実態をよくわかっていただいていると思います。それで、ぜひ見直し……。

今回、島根県の邑南町に行つてまいりました。そこは人口は1万1,105人で、世帯数が4,993戸。民生委員が62人、それから主任児童委員が4人ということで、地域に密着してやっているのだと。地区は39カ所をそのような人数でやっているということでございました。よそはよそということかもしれませんが、ぜひそういったことをお考えいただけないかなと、このように思っております。

それから、次の5ページ、新たな事業を道の補助を受けて、町の持ち出しは少なく、20万円ぐらいでしたか、後期高齢者の健康増進のことを考えていただきまして、1人入浴券2枚交付ということでございます。大変後期高齢者の方の健康増進を考えていただいて、いい事業だと考えておりますけれども、要介護者の方が400人いらっしゃるということで、要介護者の方は利用できないということで、仕方がないのかもしれませんが、なかなか、要介護者の中にも要介護1、軽度の方がいらっしゃると思います。こういう人方は人の手助けがあれば温泉入浴もできるのではないかと思いますし、こういう人ほど、やっぱり重度化にならないように、健康に気をつけてやっていただきたいと思っておりますので、総合事業も去年から始まっておりますし、総合事業と兼ね合わせて、そういった方にも何とか温泉入浴券の交付に至らないものかなと。何かちょっと、要介護の方400名の人のことを考えますと、ちょっと不公平さがあるのではないかと思います。そこら辺のことも考えていただきたいと思っております。

それから、8ページの貧困問題の対応でございすけれども、アンケートをとってくださるということで、大変いいことだと考えております。9月からということでございすけれども、もう少し何とか早く、6カ月経過しますし、早く進めていただけないものかと、このように思っているところです。

それと、17ページです。私、昨年6月に一般質問させていただいたのですけれども、町長の御答弁では、現在の移住準備住宅、お試し住宅が老朽化しているのです、これらについては、さらに手を加えることはしないと。既に担当課で民間住宅を活用することを考えて、それを前提に制度設計を進めているところであると、このようなお話でございすますが、今回の執行方針では、お試し住宅としては1軒、とりあえず試行ということで、ちょっと1軒というの

が、かたい方法かもしれませんが、これから計画されるということであれば、今、民間のアパート住宅が調査していただきまして、西側が175室、東側が833室、全部で1,008室、民間アパートがあるという状況を調べていただきました。

そういうことも踏まえまして、現在、1軒を試行で、3万円ぐらいの家賃の物件を借りてやるということでございますけれども、次の計画につながるような、中心市街地あたりの中に1軒というような感じの計画につながるようなものにしていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

それから、19ページです。自衛隊関係につきましては、非常に町長、現在も大変力を入れていただいております。唯一富良野管内で人口がふえたのは、上富良野町28名、これは14施設群の移駐によるものであると、このように新聞に報道されました。そういうことでございますので、さらに頑張っていたいただきたいと思っております。

それから、20ページの財政の安定化ということで、老朽化した公共施設でございます。なるべく使用したほうがいいということで、長寿命化を図っているところでございますけれども、利用度の少ないところは思い切って統廃合するなり、管理計画等が必要ではないかと考えますけれども、町長のお考えはいかがでございましょうか。

町長には、そのようなことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育長に2点ほどお願ひしたいと思います。

2ページの教職員の超過勤務を、何とか業務を見直すとともにということで述べられました。今、国会で働き方関連法案が議論されておりますけれども、これが決まってからだとは思いますが、現在どのような状況なのでしょう、ちょっと教えていただきたいと思えますし、どれぐらいの業務を削減、時間を短縮しようと思っていらっしゃるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、4ページのいじめ・不登校生、去年は少し減少状態が見えているとおっしゃっておられたのですが、ことしの執行方針では、小中学校において人数の増加、それから不登校の拡大傾向が続いているということでございますが、スクールカウンセラーを置きましたり、心の教室相談員を配置しております。それから学校教育アドバイザーの方の指導も受けておまして、一生懸命取り組んでいただいているのですけれども、増加傾向が見えるということは、昔と違いまして、子どもの環境が非常に多様化、複雑化しているのかなど。心の悩みもなかなか理解するというのも難しゅうございますし、やっば

りこれは専門家を1名配置したほうがいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいま御質問いただきました13番村上議員に対する、町政執行方針に關します御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のお尋ねでございます児童委員、民生委員に關する御質問でございますが、委員の人数が足りている、あるいは不足しているというような件に關しましては、それぞれ現在の定数というものが北海道の条例において定められておりますが、それは、私どもの町の地域事情を十分に参酌した中で定められている人数でございますが、しかも、それらの人数の設定に当たりましては、民生委員、児童委員の運営協議会におきまして十分に検討を重ね、過剰な偏った負担感がないような、そういうことも配慮した中で設定されております。

しかし、担われる方の年齢だとか、そういったことによつて、また捉え方が変わってまいりますので、現在も運協の中で、将来のあり方について検討されております。もしそういった中で、変更といひましようか、新たな組み立てを求められてくるような状況がありましたら、それは私といたしましても適正に対処する必要があるということで、それは運協の中で現在議論させていただいておりますので、その経過を踏まえてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの後期高齢者医療保険事業を活用いたしました入浴券の配布事業につきましては、御質問にありましたような、介護を必要とするような方に対する御利用もいいのではないかとというような御質問でございますが、それについては、何ら妨げるものでもありませんし、多少の介護を伴ってでも御利用いただけるような状況であれば、それは御利用いただくことはやぶさかでございますので、実際の交付に当たっては、そういったことも配慮したことを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、3点目でございますが、子どもの貧困対策に対しますアンケート調査についての御質問であつたと思ひますが、アンケート調査については、時期を9月以降として定めているものではございませんので、年度が明けましたら、準備が整いましたら、早速、アンケート調査に着手できるように進めてまいりますので、年度の後半になるということなどは想定しておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

それから次に、4点目の定住・移住に關しますお試し暮らし住宅の試行でございますが、これにつき

ましては、現在用意させていただいております既存の施設を減らすわけではございませんので、それも活用しながら、新たな試みをとということでございます。1戸が適正かどうかということは、これは試行でございますので。

それともう一つ、アパートを経営されておられる皆さん方の意向もやはり、そこでミスマッチが起きますと困りますので、そういったことも含めて、どちらかといえば慎重にという意味もありまして、まず1戸からということをご想定しておりますが、これについては、希望者が事業の途中でふえてまいるような状況が生まれてきましたら、改善するような方向も考慮していかねばならないと考えておりますので、現在は、試行ということで、まず御理解いただきたいと思っております。

それから次に、5点目の自衛隊関係についての御質問でございました。現在、安倍政権におきまして、ことしじゅうに、現在の防衛計画の大綱、中規模について見直しをするというようなことが既に国会等で発言されております。これらに伴いまして、現在の、特に陸上自衛隊の関係については、部隊のあり方が、特に南西重視と申しましょうか、そういう状況変化が起きてきている関係から、大きく部隊編成が見直されるというようなことも既に仄聞されておりますので、そういうような事態に対しましても、上富良野の駐屯地の現状がしっかりと守っていただけるような取り組みは引き続きさせていただきますので、御理解賜りたいと存じます。

それから、最後にお尋ねのありました公共施設等の統合あるいは財政健全化に対する考え方でございますが、公共施設等については、既に老朽化した施設が相当、当町としてはあるわけでございまして、それらをどのように長寿化していくか、あるいは必要によっては統合していくかということは、これは避けられないのではないかとこのように考えております。そういう意味におきまして、将来どのような形で町のインフラ整備をしていくかということは、非常に大変な大きな課題だというふうに考えております。利用実態等をしっかりと踏まえて、効率的なインフラ整備をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 13番村上議員の二つの御質問にお答えをしたいと思います。

1点目でございますけれども、教員の働き方改革についての御質問にお答えいたします。

まず、国の動きとして、民間に対して働き方改革

をしているのが厚労省でございます。これは民間を中心とした法制の改正をするというものであります。

一方、教員については、地方公務員であります。基本的には、地公法というものがそこに存在しています。一番教員というのは、給料の中に既に時間外勤務が含まれていると、そういう中で、時間外を今までたくさんやらせてきたというような現状にあります。文科省においては、平成28年度に労働調査をいたしました。その結果を見たときに、看過できない状況であると。日本の教育システムを守っていくためには、やはり教員の労働環境を直していかなければ、知・徳・体のバランスのとれた教育というのは継続的に行えないという、一つ方針を出しました。それに基づいて、中央教育審議会のほうに諮問が文科省のほうからされました。ことし、中教審のほうから答申がありました。そして、答申に基づいて、国においては、その部分について緊急の対策ということで、各市町村、北海道も含めてですけれども、方針が示されたところです。

現在、北海道においては、道教委ですけれども、今、北海道の状況、小学校においては、週60時間働いている人が、その調査においては、2割の方が週60時間以上働いている。中学校においては、クラブ活動がありますので、またふえまして、4割程度の方が60時間を超えると。高校においては、30%程度を超えているということで、週60時間ですから、これはもう改善しなければならないというような方向性が示されています。

今月に入ってから、道教委において実行プランを示す予定になっております。今、案として示されているものがあるのですけれども、考え方として、最低限3年間の実行プランが立てられています。アクションプランということですが、まず、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにすることを、まずこの3年間の中でやりましょうと。あわせて、部活動休養日を完全に実施しましょうと、週に1回程度というような、実際にやらなければならないものを決めて、町村においては、それと同じような形で改善を図っていきたいなと思っております。

かなり難しいものがあります。今まで学校でやっていたこと、学校でやるのが当たり前だと保護者が思っていることを、本来これは保護者がやらなければだめです、地域でやらなければだめですという部分も含めて、学校の実態をしっかりと我々も保護者、地域の皆さんに理解をしていただいて、協働のまちづくり的な、学校の部分もしっかりと対応できるようにしていかなければ実現は不可能ではないか

など。一番困るのは、今までやっていたからいいでしょう、いいのではないという感じで言われると、その辺の改善は何も進んでいかないの、そういう部分は理解を求めるように、今後積極的に進めたいと思っていますし、そのきっかけとなるのは、やはりコミュニティスクールだというふうに思っています。コミュニティスクールの中で、その部分の実態をしっかりと皆さんに理解していただいて、協力をいただく体制の中で、学校を中心とした地域づくりがうまくいくような形でやっていきたいなというふうに考えています。

2点目の不登校の増加傾向についてであります。非常にいろいろと努力しているにもかかわらず、なかなか減らないという実態については、本当に残念だなというふうに思っております。なつてから手を、対策をとってもなかなか改善が難しい。なる前に、いかにそういうふうな、学校が楽しいだとか、そういうふうにしてもらって、子どもたちが学習活動、学校に来るという環境をつくるかということに力を注いでいきたいなというふうに思っています。ですから、なつてからの部分も必要なのですけれども、その部分は、ならない対策をしていかなければならないと。

今回、1年生の学習指導支援員を設けて、今、案として出させていただいていますけれども、これが一つのもの、そういう効果もあるだろうと。やはり学校が楽しく、低学年のうちに学校が楽しいという感覚を、より小まめな対応をすることによって、できるのではないかなというふうに思っています。ですから、なつてからの対応というより、なる前の対応を学校とともに、教育委員会も支援できるものは当然支援しますけれども、そういう体制づくりをしていくことが必要だというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） まず、町長の執行方針について、12ページ、13ページです。十勝岳の噴火時の対応について、1項目お聞きしたいと思ひます。

十勝岳の泥流対策の砂防事業等のお話でございすけれども、砂防施設を考えますと、隣の美瑛町は国、うちは道ということで、砂防施設の進捗状況が違ふと思ひます。それで、砂防施設の進捗状況に対して、間もなく十勝岳が、よく言われている30年周期であればそんなに時間はな思ひますので、砂防施設の進捗状況について、どのような危機感と

いうのですか、どのようなことを考えられているのか、一つお聞きしたいと。

もう一つ、山のほうですけれども、12ページのほうは、いろいろ麓のほう、平野部のほうのお話をされているのですけれども、特に山のほうで、隣の美瑛町もシェルターをつくった。我が町のほうはどのようなことを考えておられるのか、切り通しでも何でもいいと思ひうのですけれども、山にいて、急に水蒸気爆発等、御嶽山のようなことも考えられると思ひます。近年、冬なんかはよく外国人がスキーを楽しんでおられますので、そういった山の上のほうでの対策をどのように考えているのかお聞きしたいと思ひます。

続きまして、教育長のほうです。6ページでございす。学校の危機管理ということで、ここを読みますと、登下校時だとか、重大な自然災害ということで、最後のほうに、多くの時間を過ごす学校生活ということで書いておひす。そこで、教育長に具体的に、多く時間を過ごす学校生活において、避難訓練とか防犯訓練などを行うということとございすけれども、具体的にどのような事案を想定して訓練を行うのか、具体的な事案についてお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の十勝岳の砂防施設の整備状況についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御案内のように、上富良野町側は、富良野川の整備ということで北海道が事業を行っていただいております。一方、美瑛町のほうは、美瑛川は国の直轄事業ということで、それぞれ事業が行われておひまして、御質問にあります工事の進捗状況につきましては、美瑛川の直轄事業につきましては、ほぼ終えているというふうにおひしております。しかしながら、私どものほうの富良野川の分につきましては、北海道はおおむね4割に届いたかどうかという状況かなというふうにおひしております。

しかしながら、美瑛川につきましては、国の直轄事業はほぼ、ほとんど下流側でございまして、実は、温泉のほうへ向かっていく上流側は、大半が林野庁の所管でございまして、そちらは、現実にはほとんど手がついていないということで、線として見た場合には、必ずしも偏っているという状況にはございせんが、国の直轄事業と道の事業との対比では格差があるわけとございまして、つい先日も建設管理部の、北海道のほうから説明に来られまして、平成30年度に向けても、過去にない程度の予算規

模を示されておりますので、強い認識を持っていただいていると思いますので、北海道と協調して、その辺は早く進むように取り組んでまいります。

一方、もう一つありました山の上のほうの対策でございますが、実は、かねて登山者用の避難シェルターを設置したいということで、内閣府あるいは環境省、国交省に要望活動してまいりました。実は新年度におきましても、改めてこれの要望活動をしたいということで、既に課題として押さえておりますので、議員から御質問にありましたように、登山者に向けても安全が確保できるような対策を講じてまいりたいと。要望活動を精力的に行なってまいりますので、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番今村議員の危機管理に対する御質問にお答えをしたいと思います。

執行方針に書いてあるのは避難訓練、防犯訓練ということで書いてありますけれども、避難訓練については、主に火災に対するものを行っているところであります。また、防災の日だとか、全部の学校がやっている部分ではありませんけれども、それぞれ学校の判断で、地震のときには机の下に潜るだとか、道のほうで一斉にやっている事業もあります。そういうものに参加したり、また、学校において通学の指導を行う。春先にまとめてやっているのをごらんになったことあると思いますけれども、そういう指導もする。あと、交通安全教室を行う。そういうことによって、いろいろなものから安全・安心の対応をしていくという部分であります。

30年度においては、もう一つ、防災の道の危機管理部門とコラボする形で、西小学校で全学年に防災の授業を今する予定で話が進んでいます。それも総合防災訓練の日にあわせてやったらいいのではないかとということで、調整のほうを図っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 何点か町長と教育長にお伺いいたします。

まず、穏やかに安心して過ごせる暮らしというところにかかわると思うのですが、まさに高齢化が進んでおります。上富良野町、現在、これまで町長の取り組みにおきまして、非常に予防の部分ですとか、発症率を抑えるような健康づくりを進めてきておりますが、やはりこのような後期高齢者がふえている現況にありますと、発症してしまった方への対応というもので、いわゆる介護保険であったり、そ

れからラベンダーハイツ、そして町立病院を含めた、いわゆる医療と福祉、介護、これらをしっかりと包括的に取り組んでいく、まさに元年に当たる第6期の計画に入る年だと思っておりますが、それらが残念ながらちょっとまだはっきりとした方策というのが見えていない状況でございます。ぜひ町長のリーダーシップのもとで、現況、発症した、また認知症が進んでしまったような、そういった高齢者のもと、また、病気が重度化してしまった人への対応について、どのように今年度は取り組んでいくのかということ、まず1点お伺いしたいと思います。

2点目が産業の分野にかかわるところでございます。町長は、特に農業出身ということで、非常に農業分野に詳しく、この間もさまざまな取り組みをされております。一方で、もう1本の柱でもあります商工業につきましては、現在、地方で行われている商工業というのは非常に衰退している現況でございます。上富良野町におきましても、それは当てはまる状況でございます。しかしながら、現在、物販、特に物売りに関しては、大手の企業であったりとか、また、アマゾンやヤフーなど、インターネットを使って全国、全世界を相手に今、物売りというのがされている中でございます。

今、行われております商工業者の持続化の補助金というのも確かにこちらでも非常に大事なことでございますが、やはり上富良野町の潜在能力でもありますいろいろな農産物であったりとか畜産物であったり、それらを加工するようなものを全世界、全国に発信できるような、そういった技術の指導の部分、インターネットを活用した技術の革新など、そういったものの、いわゆるソフト的な事業というものの評価が今必要ではないかというふうに考えておりますが、これらは商工、観光にもつながるところでございます。商工振興政策についてどのようなお考えを持っているかを伺いたいと思います。

最後に、本年度、6次総合計画の位置づけの中で、いわゆる複合型拠点施設整備ということが町長の柱として掲げられております。道内におきましても、道の駅と称するようなものであったりとか、それら観光施設に属するようなもので、多くの拠点施設でにぎわいを擁しているところがございます。例えば管内で言いますと、剣淵町の絵本の里であったり、また遠くでは、今回の道の駅でも非常に人気の高い知床のような施設もございます。

町長は、この複合型拠点施設について、我が町の特色というものをどのように活用して、どのような具体的な施設に整備をしていくのかということをお伺いをしたいと思います。

教育長については、1点でございます。まさに子ども

もたちというのは、学生は学業が本業だと思います。確かな学力の向上ということで、少しずつではございますが、全国平均に近づいていっているという現況ではありますが、残念ながらまだ平均点から下回っているところが現状でございます。子どもたちは非常に習う恩師、先生によって、いわゆる動機づけであったり、それから、伸びしろというものは非常に大きく持っているものと私は信じております。ぜひ指導力育成の部分について、どのような具体的な方策をお持ちであるか、それをお伺いしたとともに、せっかく子どもたちが一生懸命勉強しても、それを出すときに風邪を引いてしまったり、この時期ですとインフルエンザに罹患してしまうことがございます。教育環境の整備ということで、前にもちょっと個人的にお話ししたことがあります、いわゆる空気清浄機のようなものを利活用しながら、子どもたちの身体の安全・安心のために、教育環境を整える必要が必要と考えますが、その点いかがお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の上富良野の町民の皆さんが、医療・保健・福祉含めて、安心して暮らしていけるような体制づくりでございますが、御質問にあります医療にかかわりまして、発症後のケアと申しましうか、そういった予防保健も大事でございますが、当然発症後の対応も非常に重要でございます。現在、有床療養機関といたしましては町立病院のみでございますが、富良野協会病院、2次病院、あるいは3次医療も含めて、それぞれの特色をしっかりと特徴を保持したまま、上富良野町としては、町の医療機関の、特に町立病院については、非常に老朽化もしてきている。さらには、消防法等の適用との関係もございまして、そう遠くない将来には、そういった町民の負託に応える医療のサービスが、あるいはドクターの確保も含めて必要だろうというふうに考えておまして、6次総の中でも、そういった位置づけを明確にしていかなければならないというふうに考えておまして、発症された皆さん方にしっかりと医療を受けられるような体制づくりは必要であろうと。

繰り返しになりますが、一方では、2次医療圏、3次医療圏との連携も必要でございますので、そういったことをしっかりと6次総の中で生かしていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目にあります商工業の振興につきましては、議員から御質問のあるとおりでございます。私も大変危惧しておまして、何とか商工業

者の皆さん方がやりがいを持って事業活動に取り組んでいただけるような環境づくりをしたいというふうに考えております。

とりわけ昨今、消費動向というのがインターネット通販等が非常に急速に拡大してきておまして、お店の前へ行かなくても買い物ができるというような状況でございます。しかしながら、足を運んで対面して買い物をするということは、これは私はなくならないと思います。ですから、そういうような、すき間という表現が正しいかわかりませんが、そういった量販あるいはネット販売等では満足できない部分、そういったものの開発余地というのはやっぱり町内にあると思いますし、上富良野にもともとあります、議員から御質問にありますさまざまな食資源だとか、そういったものを活用するすべはあると思いますので、今もそういった異業種の交流が盛んになるように取り組みをしておりますけれども、さらにそういったことを通じて、新しい商売が生まれるような、そういうことに力を注いでまいりたいと考えております。

それから、3点目に御質問にありました複合型施設についての考え方でございますが、現在、基本的な考えを今これからまとめようという段階でございます。まず申し上げておきますが、ただ、私の思いの中にめぐっているのは、一般的な道の駅という想定はしていないわけでございます、こういった複合型の拠点施設があることによって、そこに足を向けていただける方々が町内に滞留していただけるような、そういう仕掛けをその中に持つべきであろうというふうに考えております。そして、そこで全部を満たすのではなくて、ぜひこれは商業者ばかりではなくて、農業者も含めて、そこをひとつ利用して自分たちの商売に結びつくような仕掛けの、そういうツールに使っていただければというふうに、欲張った考えかもしれませんが、ですから、非常に町民の皆さん方の利便性にも寄与する。一方、上富良野町をPRする、そういう大きな働きもする、あわせ持ったようなものにしたいということで、これから町民の皆さん方や多くの皆さん方から御意見をいただきながら、少しずつ形づくりをしていきますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員からの2問の質問についてお答えをしたいと思います。

まず、1点目が教員の指導力向上についてであります。この部分については、指導力を上げて子どもたちにわかりやすい授業を行うということで、基本的には、そういう形になるようにそれぞれ対応しています。

具体的に対応というのはどういうことかという
と、まず、教育当局からの指導です。授業を見て、
個々の先生にこうしなさい、ああしなさいという指
導をする機会が年に2回、3回ほどあります。その
ほかに学校長、教頭が授業を参観してアドバイスを
するというものを行っています。

教育委員会においては、2ページにも書いてあり
ますけれども、新たな教育課程で英語だとか道徳な
ど、今日的な課題に対応する研修・視察という部分
で、積極的に使ってもらおうということで、二、三の
対応もしているところであります。

また、それだけではなく、公開研究会というもの
があります。うちの町にある小学校、中学校が一堂
に会して、子どもたちの授業を当番で見てもらおう
というものもやっています。これも再開してから、
ちょうど来年、30年度で6回になります。やはり
そういうものやっていく中で、小学校の教員のつ
らさだとか、お互いのことが理解できる。そして、
テクニックも見て覚えているというような部分を
やっていますので、すぐにみんなフラットに、同じ
状態になればいいのですけれども、目指しているも
のは、先生のうまい下手で、子どもたちに影響を与
えないようにということを目指して対応しています
ので、御理解いただきたいと思えます。

もう1点、インフルエンザ等の対応の空気清浄機
についてであります。これも効果があるのではない
かと、小学校のほうでは使っているようでありま
す。中学校のほうは対応していませんけれども、今
後において対応をある程度考えていかなければなら
ない。ただ、お金もかかるものですから、その辺
は、優先順位はどちらかという部分も含めて、対応
していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩に入りたいと思
います。

再開は1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を
再開いたします。

午前中の執行方針に対する質問を受け付けたいと
思います。ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

まず、複合的拠点施設の調査という形に今回計上
されて、執行方針の中でも述べられております。今

後、町立病院等の改修も当然迫ってきているという
状況の中で、どれが優先的に順位としてあるのかと
いうことになりますけれども、この点は、町長、複
合拠点を優先するというような形になっているかと思
いますが、優先順位のこの点での見直し、もしくは
調査というのは、今後、6次の総合計画に位置づ
けるという方向での調査かというふうに思いますが、
そうであれば、町立病院もきちとした調査の
方向を位置づけて、6次の中に位置づけるべきだ
というふうに思いますが、この点お伺いいたします。

次に、人事評価の問題についてお伺いいたしま
す。今年度から職員の人事評価を行うという形に
なっておりますが、先進事例を見ましても、なか
なか公平な人事、あるいは給与等の評価は難しいとい
う事例も出てきておりますが、その点を考えたとき
に、果たしてこの人事評価が職員にとって、逆に萎
縮するような評価になりかねないのではないかと
いうふうに思いますが、どういう指標のもとでこの人
事評価をされるのか、この点、伺っておきたいとい
うふうに思います。

次に、自衛隊の演習場の拡張の問題でお伺いいた
します。今、安全保障の設置と、国では、これが施
行されて、自衛隊の任務が専守防衛から、まさに敵
地へ乗り込んでの攻撃的な要素を多分に踏まえた、
そういう要素の自衛隊の任務がふえるという状況に
なっております。

そうしますと、上富良野町でにぎやかに夕方、
スーパーなどにおいて自衛隊の若い人たちが来て買
物をして、にこにこ笑いながら、ああだこうだしや
べりながら聞いているのを見ますときて、そういう
若い人たちがそんな危険な地域に行ってはならない
し、させてはならない。こういうことを私は毎日ご
ろから感じているところであります。

そういう意味では、この演習場の拡張というの
は、まさに国の進める方向での拡張、あるいは軍備
の拡張・拡大に私はつながるものであり、町長は、
この点では、人口をふやしたい、そういう思いから
こういうことを目的として、拡張の方向ということ
でうたわれているのかなというふうに思うのです
が、その点どのようにお考えなのかお伺いいたしま
す。

最後にお伺いいたしたいのは、人・モノづくりと
いう形の中で、今、まち・ひと・しごと創生総合戦
略という形でこの間、実施してきました。こうい
った意味では、その実績等はどのように町長は評価
されているのか、人口だとか商業の活性化だとか出生
率の拡大だとか、非常に29年度における実績とい
うものがなかなか見えてきていない実態が見受けら
れますので、こういう評価もきっちりしながら、

やっぱりまちづくりを再生していくと、力強いものにしていくという点での、ここにも書いてありますが、評価をしながらということで行われているのかもしれませんが、どのようにお考えなのか、評価されているのか、この点、伺っておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の複合拠点施設に対する考え方と、議員から御発言のありました病院等の位置づけ等についての御質問でございますが、まず、拠点施設等の整備につきましては、私が就任させていただいて以来、多年にわたり各方面から強い御要望をいただいている事案でございますが、これは、この5次総の中での実現も念頭に置いて考えた経過もございしますが、やはり一定程度の時間と、やはり地域住民の皆さん方の合意形成をやはり優先するべきだということ、6次総の中で実現を図りたいというふうに考えているところでございます。

一方、病院等の位置づけにつきましては、既に御説明しておりますような、さまざまな規制の中で避けたい部分もございまして、現在、病院機能は、町の医療機関としての役割を果たしていないという状況ではございませんので、しかし、ルール上越えていかなければならないようなことを考えると、6次総の中期以降に、消防法等の規制はキャップが足りておりますので、それらをクリアできるような方向で位置づけたいと、そんなふうに考えているところでございます。

それから、2点目の御質問にありました人事評価の件でございますが、人事評価につきまして、議員、職員の士気の低下に、あるいは萎縮につながるのではないかなという御懸念もお持ちのようでございますが、まだ本施行が30年度からスタートするわけでございますが、私の認識といたしましては、これが本当に、真に職員のモラルの向上、さらには住民サービスの能力向上、そういったことにつながるように、制度が活かせるまでには一定程度、やはり熟練をしていく必要、そして、職員の皆さん方と私どもと考えに誤差が生まれぬような、考え方が一致できるような時期を見定めてからの、人事評価の本来の意味の効果を目指してまいりたいというふうに考えておりますので、まずは、しっかりと制度がそれぞれに定着するように努力を続けていきたいというふうに思っております。

それから、3番目にお尋ねのありました自衛隊の演習場等についての考え方でございますが、自衛隊そのものについての考え方については、私がこの場

で述べる立場でもございませぬし、それについてはお答えいたしかねますが、人口問題、本町の人口確保、そういったことが念頭にあっての組み立てということでないことだけは御理解いただきたいと思えます。もちろん町の勢いをあらわす指標として、人口というものは、これは大事なことは申し上げるまでもございませぬが、やはり若い人たちの層を厚くしたり、あるいは人口規模も一定程度持つことが、町全体としての活性化にもつながりますし、そういったことから考えますと、自衛隊そのものの存在云々を越えました、やはり上富良野町としての捉え方として、自衛隊の皆さんの規模が一定程度上富良野町にあることが望ましいという考えに基づいているものでございます。

それから、地方創生に対します御質問でございますが、この事業につきましては、KPIを用いまして、都度、進捗状況を検証しながら改善、検討を進めているところでございます。ただ、議員から御質問にありますように、一朝一夕にその成果が形となってあらわれるかということにつきましては、非常にこれは難しいというのが実態だと私も理解しております。しかしながら、掲げました目標に向かって進む努力は、これは続けていくことが大事だというふうに考えておりますので、その実現に向けてこれからも取り組んでまいりますことを御理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませぬか。

1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 1点だけ町長にお伺いをしたいと思います。

少子高齢社会の中で、高齢者の生活面で大きな課題になると考えているのは、交通弱者等の足の確保だと考えます。我が町では、予約型乗合タクシー事業に取り組んでいますが、交通弱者の対策とか買い物難民対策、また、高齢者の免許証の返上問題、また、高齢者の閉じこもりの防止などを考慮すると、この事業をさらに充実、拡充する必要があると思えますが、町長の思いをお聞かせいただきたいと思えます。

また、あわせて通学・通勤、病院への通院、さらには、観光客の誘致には、JR富良野線の維持・存続は、何としても町や町民を挙げて守り抜かなければならないと思えます。今回の町政執行方針の中でこのことが述べられておりませぬので、ここで町長のJR存続に向けてのお考えをお聞かせいただければと思えます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、後先になります。JRのことについて先にお答えさせていただきますが、JR問題につきましては、つい3日、4日前、土曜日ですか、JR富良野線についての連絡会議としての、旭川市を含めた占冠村の考えがまとまりまして、発表させていただいたところでございますが、JRといたしましても、富良野線の存続は、残すというような位置づけのもとに、JR富良野線について考えがまとまっております。

私といたしましても、富良野線を残すことは、絶対残してほしいということとあわせて、一自治体が、あるいは沿線自治体がJRの経営を支えながら守っていくということが、本当の意味で、あるべき姿かどうかということは非常に私は疑問を持っております。民営化されて30年たっておりますが、この間の国等の進めてきた経緯をもう1回しっかりと検証していただいて、やはり北海道とJRと国とがもう少し、道民の皆さん方、地域の皆さん方に理解していただけるような、まず組み立てをしていただくことが先だと、そんなふうに私なりに考えておりました。これからしばらく推移を見ていきたいというふうに考えております。

それから、最初に御質問ありました乗り合いタクシー等の、交通弱者に対する足の確保でございますが、これは恐らくこれからますます重要なことになっていくというふうに理解をしております。どのように支えていけばいいのかということは、これもまた一方で難しい課題でございますけれども、ただ、現在のサービスをさせていただいている体制では、恐らくこれから特に年を重ねた方の運転免許証の返上というものも今、社会問題化しておりますので、そういった方々の足の確保も含めると、今の乗合型、デマンド型のタクシーのみならず、また違った形もあわせて町としての取り組み方を進めなければならないのかなど、そんなような考えが私の中にもありまして、なかなか、どういう形というのは今お示しできませんが、ただ、現在の形では対応し切れなくなるという考えは持っておりますので、ぜひ今後に向けて検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 執行方針のことではないのですけれども、絡んでいることなのですが、この

中身の、いわゆる我々がふだん余り聞きなれない英語表示があります。これらのことについては、非常に理解ができない部分、我々も万能ではありませんので、でき得れば、いわゆる英語の意味を加えていただければ非常にありがたいと思いますので、その辺だけよろしくお願ひしたいということです。

○議長（西村昭教君） 後で紙にメモして書いてください。説明文書を配るようにしたいと思います。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） 次に、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの、以上9件につきましては、なお十分な審査を要するものと思われまますので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） 次に、お諮りいたします。

議事の都合等により、3月8日から12日までの5日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月8日から12日までの5日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時17分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成30年3月7日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 長 谷 川 徳 行

署名議員 今 村 辰 義

平成30年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成30年3月13日（火曜日）

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	会計管理者	藤田敏明君
総務課長	宮下正美君	企画商工観光課長	辻剛君
町民生活課長	鈴木真弓君	保健福祉課長	北川徳幸君
農業振興課長	狩野寿志君	建設水道課長	佐藤清君
農業委員会事務局長	北越克彦君	教育振興課長	北川和宏君
ラベンダーハイツ所長	大石輝男君	町立病院事務長	山川護君

○議会事務局出席職員

局長	林敬永君	次長	岩崎昌治君
主事	大井千晶君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成30年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

町の一般行政につきまして、北條隆男議員外6名から一般質問の通告がございました。質問の順序は、先例により、通告を受理した順となっており、質問の要旨は、本日配付のとおりでございます。

次に、説明員の欠席について御報告をいたします。米田代表監査委員及び農業委員会青地会長から、一身上の都合により、本日の定例会を欠席する届け出が提出されていますので御報告いたします。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 金子 益 三 君

7番 北 條 隆 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、7番北條隆男君。

○7番(北條隆男君) 私は、さきに通告してあります1項目について、町長に質問します。

クリーンセンター焼却施設について。

平成11年から稼働している焼却炉など、機械等

は19年がたとうとしていますが、今後の稼働計画などを伺いたい。

1、現在稼働中の焼却施設等は、メンテナンスをした後、何年使用できるのか。

2、今後、新しい焼却施設への更新を行うことを考えているのか。

3、新しい焼却施設への更新の場合、町が単独で行うのか、また、広域で行うことを考えているのかを知りたい。

4、町が単独で行う場合、6次計画に入れなければ間に合わないのではないか。

このことを町長に伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

7番北條議員のクリーンセンター焼却施設に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の焼却施設の稼働見込みについてですが、日新地区にクリーンセンター焼却施設及びリサイクル施設を建設してから19年が経過しておりますが、現在、上富良野町クリーンセンター長寿化計画に基づき、施設の維持管理に努めているところであります。

ごみ焼却施設の稼働可能年数は、一般的にはおおむね15年から20年とされておりますが、町ではこれまで大小修繕を行いながら長寿化を図ってきたことにより、設備機器等については一定程度の健全度を保ち、稼働ができておりますことから、当面は、引き続き修繕計画を持って稼働してまいります。

今後の使用可能年数につきましては、最終処分場の最短埋め立て完了を平成42年3月末を目途としておりますことから、最低でもその時期までの稼働を目指し、今後におきましても適正な維持管理に努めてまいります。

次に、2点目から4点目の施設の更新等につきましては、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

現在、富良野広域における一般廃棄物の広域処理につきましては、一般廃棄物の広域処理に関する協定書及び覚書に基づいて対応しており、上富良野町クリーンセンターでは、富良野市、中富良野町、南富良野町から粗大ごみ・衛生ごみ・可燃ごみを受け入れており、プラスチック類は中富良野町資源回収センターで、本町市街地の生ごみは富良野広域連合の環境衛生センターで処理している状況であります。

このようなことから、新たな施設の整備につきましては、広域での協議を踏まえながら、建設に当

たっては、計画から建設・稼働までにはおおむね五、六年は要するものと思われ、これらを勘案しますと、議員御質問にあります第6次総合計画での位置づけにつきましては、後期計画の中で示していくような検討が必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 最初に、わかればいいのですけれども、現在の建物の建設の金額と、今、建てようとするばどれぐらいかかるか、わかたら教えてください。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 7番北條議員の御質問にお答えいたします。

平成11年度に建設しました上富良野町クリーンセンターの建設費は、当時、平成11年3月で12億3,515万5,000円かかっています。

財源につきましては、国庫補助金、交付金を2億500万円、地方債を9億9,500万円、一般財源を3,500万円程度の財源の内訳となっております。

また、上富良野最終処分場の整備につきましては、その3年前の平成8年4月に整備しており、約8億1,700万円、費用をかけてございます。

また、施設内に一時保管庫を平成13年11月に整備しまして、そちらのほうは3,147万9,000円で建設しております。

現在、このような施設を新たに建設をした場合にかかる経費としましては、現在、所管のほうで検討している内容の中では、道内において、ことし稼働を目指している自治体における、広域による処理ということで、規模は多少異なるかと思うのですが、焼却施設において約26億5,000万円ほどかかるという情報を得ております。

また、最終処分場につきましても、現在、うちの町と同様ではございませんが、約13億5,000万円ほどかかるというような情報は入手しているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） そうであれば、単純に倍かかるということですよね。となると、今までの点検方法と、今後約10年か12年ぐらい、その間の点検はどのように考えているのかちょっと教えてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員のクリーンセンターに対します御質問にお答えさせていただきます

すが、現在、クリーンセンターの維持、補修につきましては、長寿命化計画を持ちまして、整備、補修をさせていただいておりますが、これまで私が経験してきている状況を申し上げますと、整備計画というのは、当然5年、10年先を見て持っておりますけれども、何しろああいいう焼却施設でございますので、耐火物をたくさん使っておりますので、非常に想定しない大きな損傷等が発生する状況でございます。

そういう中で、長寿命化計画を持って、計画的に維持管理はしておりますが、なるべくかかる経費も平準化を図りながらということをご想定しておりますが、飛び抜けて経費がかかる故障も発生している状況でございますが、通常と申しましょうか、この先を想定して、これぐらいの維持、補修に経費はかかるであろうと、かけていかなければならないだろうという計画は持ち合わせておりますが、数字も押さえて持っておりますが、非常にその計画については、変動要素が大きいということで、現在、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） この点検なのですけれども、これから先、大変だろうから、年に1回とか、車と同じなのですよ、点検というのは。その辺をちゃんとしておかないと、これから停止になると、部品の関係から入るとちょっと時間かかると思うから、その辺の点検の期間というのを、大体わかれば。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の御質問にお答えさせていただきますが、点検の方法等については、課長のほうから追ってお答えさせていただきますが、当町のクリーンセンターの操業している実態から申し上げますと、おかげさまで2炉あるということで、点検についてはかなり入念に、そしてまた、委託を受けていております会社も非常に技術力の高い会社ということもありまして、ほぼ毎日点検をしてくれていると言ってもいいような状況かと思えます。そういうことのために、相当事前に手を打てるということが現在なされておまして、2炉持っているということで、コストもかかりますけれども、突発的なときに対する対処力はあるのかなというふうに考えております。

具体的にどういう点検作業をしているかということは、担当課長からお答えさせます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 7番北條議員の焼却施設等における保守点検についての御質問につい

てお答えさせていただきます。

点検につきましては、さまざまな点検の項目を持っておりませんが、まず、事前に操業前点検は、操業前に必ず機械施設については、安全点検のほうを実施させていただいております。あと、焼却施設、終了後におきましても、かなり高熱を持っている施設でございますので、その後も約1時間から1時間半ほどかけて、その熱が冷めた後、点検もするようにしております。これは操業時の点検でございますので、通常業務でございますが、今、北條議員が御質問のように、本当に施設が老朽化していることで、施設整備にかかる費用の予算計上にあわせて、長寿命化計画に求めていく施設維持・保全にかかわる点検でございますが、毎年、修繕工事等に大きな場所を、稼働をとめて点検する項目がございますことから、1年間に約1回から2回程度、10日間ほど焼却炉をとめて点検を実施させていただいております。

特に、昨今につきましては、町長の御質問への回答にもありましたように、約20年経過するということがありましたので、健全度を保つということが果たして、その点検につきましても、昨年度実施し、まだうちの町は、この焼却炉については、維持・修繕をすることで、健全度は保てるということで、今、メーカーのほうとも、点検を行った上で今後の長寿命化計画を立てておりますことを御報告させていただきます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 点検のことはよくわかりました。

次に、それに対して今度、部品とか、そういうものが道内にすぐあるものであればいいのですけれども、道外でないとかというものが出てきたときに大変だろうから、その辺のストックはどういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員のクリーンセンターについての御質問にお答えさせていただきます。

故障等修理を想定した部品等の在庫等につきましては、消耗品につきましては一定程度ストックを、バグフィルターのようなものは在庫させていただいております。

あと、相当年数が経過しているということで、例えばモーター類を使うようなもの、あるいはコンベア類、そういったものはほとんどが現場対応というのでしょうか、あつらえてつくるといようなものが現在多い状況でございます、そういう面からも

非常に高い修理費になっているという実態もございます。

あと、一応どういうものを在庫しているかということにつきましては、課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 7番北條議員の部品等の交換等についての御質問にお答えさせていただきます。

今、町長のほうからも答弁ございましたように、クリーンセンターで使う消耗品、あと、小規模な部品交換の可能なものについてはストックさせていただいております。ただ、全て部品を備えることは不可能でありますので、議員おっしゃるとおり、この周辺ですぐ備えられるもの、あと、町長から御答弁ありましたように、大規模的に部品をつくらなければいけないものについては、至急メーカーのほうに発注しまして、これにつきましては、現在、当初予算で計上させていただいております消耗品、修繕費の中で、実は現場ですぐ対応できるように調整させていただいているところでございます。

主なストックしているものについては、バグフィルター、リテーナーなどは、すぐダイオキシンの検査項目に係るような部分については、これは必ずストックしなければと町のほうでは考えておりますので、そのようなものは完全に保管させていただいております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） そうすると、今のところは、点検から1週間もとまるということは考えられないという考え方でいいのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の御質問にお答えさせていただきますが、長期間停止をせざるを得ないような状況は、今のところ起きておりませんし、想定していないところですが、ただ、2炉のうち、両方がとまってしまうということになると、これはちょっと想定しておりませんが、長期間に及ぶということにもなるかと思えます。

ただ、過去にありましたような機器のふぐあいによる、ダイオキシンの高濃度で発生する、そういうようなことは今は、事前に点検を入念にしておりますので起きませんが、ただ、2炉とも、片方が大修繕中に片方もトラブってしまうということはないとは言えないのが実態でございます、そうならないように努力しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） よくわかりました。

それで、最終的には、12年後ですか、今度、新しくやるのかやらないのかも、広域で考えると言っているのですけれども、町長の考えは、広域がうまくいかなくなった場合、単独でもやる考えはあるのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員のクリーンセンターに対します今後についてのことについてお答えさせていただきます。

まず1点目に、現在、広域処理を行っている関係上、共同事業で、例えば環境衛生センターのような広域事業化をするのがいいのかどうか、ほかの町村は焼却施設を持っていないものですから、私のほうから、上富良野町は非常に荷物が重いので、ぜひ共同設置にさせていただきませんかということは、なかなか申し上げにくい状況でございます。

ただ、これから、冒頭のお答えで申し上げました広域処理についての協議をという意味合いは、実は私のところの施設も非常にこの先危ぶまれます。よって、上富良野単独でやるか、あるいは事によっては共同設置になるかということも含めて、皆さん1回この状況を共有していただませんかということで、テーブルに上げさせていただくことは必要なというふうに思っております。

その中で、単独設置というようなことの流れになりつつあれば、これは6次計画の中の後期に位置づけたいということをお願いしましたが、と申しますのは、平成42年ぐらいを大体稼働の最終年度というような想定のもとで、今の長寿化計画を持っておりまして、それからさらに延命するということなどを想定しますと、莫大な修繕費がかかるものですから、とりあえずそこまではもたそうということを前提にしておりますので、そう遠くない先に沿線協議も含めて、きょうの段階では、どちらということはお申し上げられませんが、そういうことを経ていかなければならないということをお理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、7番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、9番荒生博一君の発言を許します。

○9番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目7点に関して町長にお伺いいたします。

まず1項目め、合葬式施設について。

少子高齢化が進行する我が国においては、平成17年に、死亡者数108万4,000人が出生数106万3,000人を上回り、昨年、平成29年は、出生者数94万1,000人、死亡者数は134万4,000人となっております、死亡者数の増加に

伴う墓の需要の増加が見込まれる一方、墓の継承者がいないという問題が深刻化しつつあります。

高度経済成長期以降の核家族化に加え、非婚化、離婚率の上昇等により、家族形態は多様化し、墓を代々継承していくことが当然であるといった価値観、文化は崩れ始めております。このように、家族による継承を前提とした墓制度の維持が困難になってきている中、家族が祖先祭祀の役割を果たせなくなったとしても、死者の尊厳を守り、死者が安らかに眠ることのできるような墓のあり方が模索されてきております。

そこで、下記3点について、町長のお考えをお伺いいたします。

1点目、昨今、納骨堂や合葬式施設などが全国的に広がっていることから、家の墓は子孫が代々管理していくという考え方や、家ごとの墓にこだわらない、共同利用を許容する意識の広がり、人々の価値観が多様化していることがうかがえます。こうしたライフスタイルの変化に応じた多様な形態の墓を選択できる環境が必要と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目、少子高齢化、核家族化等の進行により、墓の使用権を引き継ぐことへの不安を抱える人々がふえてきております。継承する者がいなくなることは、墓の無縁化の増加につながり、将来的に町営墓地の適正な維持管理に支障を来すおそれがあります。現在の町営墓地の状況は、このような問題がないのかお伺いいたします。

3点目、合葬式施設がもし町内の景観のすばらしい場所にできたならば、町民のお墓としてのわかりやすさはもとより、その場に立った者が、ふるさと上富良野に対してさまざまな思いをめぐらせることができ、郷土愛を育むことにもつながります。町民の安心・安全な暮らしができるまちづくりのためにも、私は、将来に負担をかけない合葬式施設が今後必要と考えますが、町長はどうお考えかお伺いいたします。

次に、2項目め、観光振興策について。

当町の観光入り込み客数の維持・拡大を図り、安定した地域観光関連産業を確立することを目的に策定された「上富良野町観光振興計画」も、平成30年度が6カ年計画の最終年度となります。観光事業者だけではなく、町民との協働による観光地域づくりを進め、上富良野町の魅力の一層の向上と産業、地域社会の発展を実現するために策定された計画ですが、この間、大型事業所の撤退、廃業など、さまざまな要因で観光入り込み数は伸び悩んでいるものの、インバウンドは依然増加傾向にあり、今後においては、2020年の東京五輪開催、泥流地帯の映

画化など、当町の観光入り込み数の増加を見込める要因が多くあり、平成13年の100万人超えも夢ではないのではないのでしょうか。通年を通し訪れていただくお客様に満足いただけるよう、下記4点について、町長にお伺いいたします。

1点目、現在、観光協会にして積極的PR活動を行っている「かみふらの八景」の数カ所は、冬季は訪れることができません。当町の課題である冬期間の集客増を目指し、除雪を行い、受け入れ態勢を整えてみてはいかがでしょうか。

2点目、平成28年度予算により、新規事業として行われた地域おこし協力隊事業により、観光推進員を1名採用しましたが、昨年11月より不在となっております。地域及び広域観光エリアにおける観光地域づくり活動の促進を図るため、多言語対応能力を有し、地域協力活動や自主的な活動を行える人材として採用し、町の課題解決の促進を図ることを趣旨としていたが、現在不在であるこの状況をどうお考えか。

3点目、近年、バックカントリースキー、スノーボードのため、十勝岳エリアを訪れる外国人観光客が増加している。疲れを癒すため、十勝岳温泉の施設や吹上露天の湯を利用されているようだが、温泉施設はまだよいが、吹上露天の湯は、外国人観光客には、英語での入浴に際しての説明の看板などが必要と考えるが、町長はどうお考えかお伺いいたします。

4点目、観光振興計画の戦略に、五つの癒しによる展開の中に、「食べて癒される」の項目で、地域内の食資源を生かしたメニューの効果的な提供、シンボリックな特産品の開発などの実施とあるが、このシンボリック、すなわち、象徴的な特産品の開発はどのようになっているのか、進捗状況をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の合葬式施設に関する3点の御質問にお答えいたします。

初めに、2点目の町の墓地の状況についてですが、平成30年2月末現在、町内5カ所の墓地で1,855基分の区画のうち1,778区画が使用されておりまして、中央共同墓地につきましては、平成27年度に周辺の造成を行い、63区画を整備したところであります。

お墓の管理状況につきましては、お墓の建立者が町内の方で、お亡くなりになった場合は、速やかに継承していただけるよう、死亡届等の手続が行われる

ときに、御遺族の方に継承や管理について説明させていただいているところであり、これまでのところ、皆さんに御理解をいただいているところであります。

また、通常の墓地管理につきましては、使用に関するマナーについて、敷地内に意識喚起看板を掲示するなどの対応を図っており、適正に管理されているものと認識をしております。

次に、1点目と3点目と合葬式施設につきましては、関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

納骨の形態としましては、一般的に墓地または納骨堂がありますが、昨今、価値観の多様化などにより、祖先への祭祀に対する考え方が変化をきていることは理解しており、現在見受けられる多くの合葬式施設につきましては、従来のような、祖先を代々お祭りしていくためのお墓の意味合いというより、むしろ御遺骨をお守りする遺族の負担軽減を考慮した施設であるように理解をしているところであります。

議員御質問にあります当町での合葬式施設の必要性につきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、墓地の管理状況も良好であり、一方、町民の方々から、あるいは寺院関係者等からも納骨についての御心配の向きも聞き及んでいないことを考えますと、当町においては、ただいまのところ合葬式施設を検討しなければならない状況とはなっていないと判断をしていることを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の観光振興に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御発言にありますように、町の魅力向上と産業を初め、地域の発展を実現するため、観光振興計画の推進に努めているところではありますが、その中でも、1年を通して本町を訪れる方々に御満足いただけるための通年観光の構築は、本計画の極めて重要なポイントであると認識しているところであります。

まず、1点目の冬期間における「かみふらの八景」の除雪等、受け入れ環境の整備についてですが、「かみふらの八景」は、四季を通じて非常に高いポテンシャルを有した景勝ポイントではありますが、冬期間における厳しい気象条件の中での眺望場所や駐車スペースの確保等については、難しい課題があるものと感じているところであります。

現在、観光振興計画のワーキング作業においても、閑散期・冬期間における誘客メニューの開発に向けた研究・検討作業を進めておりますことから、「かみふらの八景」全てにおいての冬期間通しての

利用は難しいと思いますが、冬のイベント等で八景を活用するための検討は、十分に価値があると思われるので、観光に携わる皆さん方と連携し、冬期間の集客増につながる取り組みについて、今後、協議を進めてまいります。

次に、2点目の観光推進員の配置についてであります。昨年11月までの1年間、インバウンド対応の観点から、地域おこし協力隊事業を活用し、多言語対応職員を配置しておりましたが、現在は配置していない状況にあります。

私といたしましては、地域おこし協力隊事業の活用による人材確保は有効な手法の一つであると理解をしておりますが、前回配置した経過等も踏まえ、人材登用の手法について検討を行うとともに、観光協会などの関係機関・団体と協議の上、必要な人材の確保に努めてまいります。

次に、3点目の吹上露天の湯の英語表記による説明看板についてであります。吹上露天の湯を管理しております上富良野町振興公社からも、外国人の利用が増加している状況について報告を受けているところであり、文化の違いから来るトラブルの回避や利用環境の向上を図る観点から、外国語表記による看板設置にして、対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の特産品開発とシンボリックな特産品についてであります。本町は恵まれた食資源を有し、これらを生かした観光振興は重要な要素であることから、観光振興計画の基本戦略として位置づけ、地域の食資源を生かしたメニューづくりや特産品開発の促進を図ってきたところであります。

民間事業者の創意工夫や努力により、新たな商品の開発も活発に行われてきており、その中からシンボリックな特産品にふさわしい商品も生まれてくるものと期待をしており、新たな起業や特産品開発事業等の活用を促進するとともに、ふるさと応援モニター商品としての活用や販路拡大に向けたPR活動など、ハード、ソフト両面における支援を行い、これら観光振興計画の目標実現に向けて取り組みを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ただいまの町長の答弁では、現在、中央墓地を初めとする五つの墓地の管理状況は良好であるということで一安心しております。

そんな中、現在、墓じまいや、それから、無縁化しているお墓が世間でもよく取り上げられておりますが、当町においては、そのような問題というのは

現在ないということによろしかったですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番 荒生議員の御質問にお答えさせていただきますが、特に中央共同墓地については、私もたびたび行っておりますが、管理状況は極めて良好に保たれております。また、他の各地域に存在しております墓地についても、地域の皆さん方の御協力もいただきながら適正に管理されておりますが、今、御質問にありました墓じまいというような事象が、うちの町で起きているのかどうかということについては、課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 9番 荒生議員のお墓の管理にかかわる御質問にお答えさせていただきます。

町でお墓を管理させていただいている中で、御遺族の方からお墓を移設したい、または、納骨堂に移したいなどの理由、あと、家族が町内ではなく、町外にお住まいのことから、お墓の管理がなかなか難しいという御相談を、昨今、御相談を聞くことが多くなってございます。

それによりまして、お墓を改葬するというところで、墓じまい、議員御質問いただいておりますが、そのような形で、町のほうにお墓を戻すということで届け出された方は、27年度で10件、28年度で10件、平成29年2月末現在で9件となっております。その方たちにつきましては、適正に工業者と調整され、設置看板もつけ、改葬ということで、もとの形に戻していただけるような形で整備を終えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 現在、当町のホームページを見ると、町民生活課から生活環境班、中央共同墓地についてということで、現在、平成10年の整備分、それから27年の整備分ということで、この2期分の区画の状況が一覧で見られるようになっておりますが、今、ウェブ上で拝見する中身と申しますか、例えば27年度造成分に関しては、バツ印が三つということは、この区分け区画が販売済みというニュアンスで受け取ってよろしいですか。そして、平成10年度分に関しては、あきの番号で申し上げますと、23、36ということで、この白抜きはわかるのですけれども、黒く潰れた意味合いというのをちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 9番 荒生議員の墓

地の管理にかかわる御質問にお答えさせていただきます。

27年度造成につきましては、現在、3件使用許可をいただいているということで、議員御質問のとおりでございます。平成10年度造成分につきましては、現在127区画中121区画御使用いただいております。5区画については、使用可能ということで対応させていただいております。127引く121でございますので、実際、6区画使用許可はできるのですが、そのうち、黒く塗り潰されているところにつきましては、地盤のほうがちよっと適正ではないということで、現地で判断しまして、それについては、使用許可をしない形で対応したいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） では、現在の数字をお伺いしますと、リアルタイムな情報ではないですね。平成10年度の部分に関しては、23と36しかあきがなく、黒塗りが2個、127区画のうち121個が使用されていて、6区画は、使用許可がおりている中、二つが潰れているということは、4区画残っているということになりますよね、確認をお願いします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 9番荒生議員の御質問にお答えします。

大変申しわけございませんが、ウェブでのホームページに掲載している情報と、私が今、御答弁させていただいた数字に差異がございましたことについては、今ちょっと手元にある資料とウェブとの確認がとれませんので、改めて確認をして、御質問にお答えしたいと思っております。申しわけございません。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、しっかりと利用者の方にわかるような、リアルタイムな情報の発信をお願いします。

次に、町民の方々あるいは寺院関係者等からも、納骨についての心配の向きも聞き及んでいないとおっしゃっておりますが、それは本当でしょうか。現在もこのようなお悩みを抱えていらっしゃる方がいらっしゃると思っておりますし、近い将来、確実にこのようなお悩みを抱える方がふえてくると私は考えます。

今後のまちづくりの課題として捉え、まちづくり推進委員や町民の方々と協議をし、現状把握のためのアンケート調査を行ってみてはいかがでしょうか、お考えを確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の合葬施設についての御質問にお答えにさせていただきますが、当初お答えさせていただきましたように、現在、町の担当課、あるいは私もこういった立場上、寺院関係者の皆様方、あるいは町民の皆様方と会話をする機会は多々ございますが、そういったような納骨についての悩みとか、あるいは心配を持っておられるというようなお話を伺うことは、これまではございません。

町民の方々が、それぞれどのような考え、あるいは御心配を持っておられるかということまでは及びませんが、議員からお尋ねありましたように、今、アンケート調査を、アンケートをとって皆さん方の思いを伺うというような、今そういう状況ではないというふうに私は理解しております。そういった、議員から御質問にありましたような声が、さまざまな機会の中で伝わってくるようなことを感じれば、これは、意向等をお聞きすることも大事でしょうし、一方、こういった施設の整備については、民間でやる場合もありますし、公がやる場合もありますので、そこら辺の勉強もこれからしていく必要もあるかなと、そんなふう考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 私が感じるには、将来そこに向かって社会情勢が進んでいる、そういうことを見据えて、今から準備することが必要ではないでしょうかということの確認でお話をさせていただきまして、私もこの質問を考えたときに、今すぐという問題ではなく、今後、必ず少子高齢化が進んだ後に、このような問題が起こるのではないかとということで非常に懸念しております。

町長の御答弁では、合葬式施設は、従来のような祖先を代々お祭りしていくためのお墓の意味合いというより、むしろ遺骨をお守りする遺族の負担軽減を考慮した施設であるように理解されているということですが、まさに私も同感だと思います。

今現在、北海道の墓石の平均金額というのが、全国的に比較しますと、お安目にはなっておりますが、まだ140万円前後ということで、非常にお墓を建てる、建立するに際しての初期投資というのが、まず墓石だけで140万円。それから、例えば中央共同墓地であれば、使用料が10万円ということで、墓を一つ購入するというのに必要な費用というのが150万円です。将来どのような形でこの150万円が重くのしかかるということは、まだ想像域ではないのですが、いずれにしても、町民の方々にとっての将来的不安の解消というのが、これからのまちづくりとして必要不可欠だと思います。

が、最後にもう一度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の合葬式施設についての考え方についてお答えをさせていただきます。

議員、御理解いただいているようでございますが、私といたしましては、合葬式施設等が普及していくということは、私の心情から申し上げますと、寂しいなというような実感を持っているところでございます。

お墓についての価値観ですが、実は私、就任させていただいた当時、御説明させていただきましたように、過去数度にわたって墓地区画を整備してきておりますが、私が就任させていただいた当時も、あつと言う間に区画がなくなってしまって、町長、すぐ造成してくださいと、要望に答えられませんということで整備させていただいた途端に、1区画か2区画しか利用していただけなかった。非常に景気と墓地に対する思い入れというのが物すごく振れ幅が大きいということで、現在は非常に過剰在庫を抱えているような、言葉は適正ではないですけれども、そういう状況で。この先どういうふうになるかわかりませんが、私としては、やはり祖先を敬う、そして遺骨もしっかりと、それなりにそれぞれの家庭の責任で守っていただくような社会になっていただくことを願っているのが私の心情でございます。

合葬式施設については、今後、社会がそういうような、社会状況が変わるといふことになれば、これは当然考慮していく必要は感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 町長の考えは確認させていただきましたので。

続きまして、2項目め、観光振興策の1点目、八景に関しての質問をさせていただきます。

現在、観光協会では、平成28年度より、八景スタンプラリーということで、28年7月から9月の3カ月間、それから昨年、29年度、7月から9月3カ月間、このスタンプラリーを開催するに当たり、総閲覧数等々も28年度から29年度にかけては、約800アクセスふえていたりとか、必要な得点の応募者数というのかなり、4倍までふえていて、にわかにはすけれども、この上富良野を訪れるお客様が、八景というワードに対して比較的敏感に動いてきているという背景がございます。

本年度、30年度がこのスタンプラリーの3年目の計画になりますが、先ほど、冬期間あいていない

ところがあるということにおいては、ぎりぎり見えるような施設と申しますか、今、私の把握しているところでは、パノラマロード江花は可能です。それからジェットコースターの路、これは半分あいていますので、これもポイントとしては可能だと思います。そして十勝岳温泉郷、これも可能ですが、今、深山峠の碑のほうは、向かい側の施設の状況等々もあり、駐車場が利用できなくなった場合は厳しいのかなと思う中で、日の出のラベンダー園、こちらに関しては、例えばスキー場を利用して上まで行けば、ある程度の景勝ポイントとしての役割を果たせるということで、ひとつお願いというか、できましたら、最近、サンピラーとか、そういった写真を撮りに再び、にわかには写真撮影のお客様も増加傾向にあり、千望峠を越えて二股のほうに向かうお客様が非常にふえております。

そんな中、しばれがきつく、町に雲海がでるようなシチュエーションに出くわすと、必ず皆さん千望峠の駐車場の手前でお車をとめて、後ろを振り返り、そのすばらしい景観を撮影されているというシーンを幾度も私は見ております。そんな中、千望峠には、駐車場以外にもトイレ施設がありますが、トイレをあけるとまでは言いませんが、現在、入り口のところで、ゲートがあり、その手前、除雪でどんどん押しされて、数年前にゲートもよじれて曲がってしまったということがありましたけれども、訪れるお客様の安全の確保ということに重きを置いていただければ、少しでも駐車スペースがあれば、そういったお客様は路上駐車をせずに、当町の景観をゆっくりと撮影することができると考えますが、今回、観光振興計画の中にも、それぞれ観光施設及び八景の景勝ポイントにおいては、駐車場の整備を行うということで、これも一応マニフェストで、事項として挙げられておりますが、そういったことも踏まえ、もう一度、今後の整備について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員のかみふらの八景を中心とした、特に冬期間の観光振興についての御質問にお答えさせていただきます。

かみふらの八景のポテンシャルと申しましょるか、そういったものが高いことは、私も方々のところから非常に好評をいただいている、また、すばらしい景観だということも聞き及んでおります。

ただ、冬期間についての活用については、冬ならではのよさもあることも実は一方ではあるのです。先ほどのサンピラーなんかのそういった現象を求めて、写真を撮りに来られるお客さんがいるということも実は聞いております。ただ、駐車場確保のス

ペース、それから、御理解いただきましたが、そう
なると、トイレはどうするのだとかということ、非
常に超えなければならないハードルも一方ではあり
ます。

冒頭申し上げましたように、そういったことが、
期間を、日にちとかをある程度想定した中で、その
期間、駐車場を確保するとか、安全確保するとかと
いう、そういうことは今後、可能かと思えます。そ
ういうことも含めて、観光協会あたりが、ぜひ活用
のスケジュール等を持って活用していただくとい
うことであれば、それは、除雪等の対応は可能に
なっていますので、そういうようなところから
少し積み上げていければいいなど、そんなふうに今
思っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 八景のポテンシャルの高
さ、そして今後、当町の課題の冬の誘客に向けて、
ぜひ前向きに、駐車場整備も含めた受け入れ態勢の
整備をよろしく願います。

続きまして、観光推進員の配置についての御答弁
では、現在、町長は人材登用のいろいろなそういった
ものを協議し、今後そういった多言語対応能力を
有する職員を配置する考えがあるということで確認
させていただきましたが、28年の観光推進員登用
に当たりましては、残念ながら、当初予算の中に組
み込まれた中で、観光シーズンが終わったオフシー
ズンに、残念ながら人がいないというのもあったの
でしょうけれども、採用になったという経緯があり
ますので、今後、こういった人材を登用するお考え
があるのですでしたら、前回の失敗を酌んでいただき、
もし可能であれば早い段階で、今、必要な人材とい
うのを早期に求める必要があると考えますが、町長
の考えを確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の観光推進員
についての御質問にお答えさせていただきます。

前回採用させていただきましたが、そこから十分
な成果に結ぶつくような足跡を残せなかったという
反省も踏まえまして、この推進員の必要性について
は十二分に理解をしております。そのために、やは
り一番最前線で活躍していただく現場となる観光協
会、そういった方々と、地域おこし協力隊等が、そ
ういうことに偏らないでも必要な人材が確保でき
るということであれば、私もこの必要性は十分理解し
ておりますので、なるべく早く配置できることが望
ましいわけですが、早急にそういった検証を重ねて、
配置できるような方向へ向けた検討を進めてま
いりますので、ぜひ御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、観光のための人
材の確保は早期に行っていただけるよう、諸機関と
の検討を含めまして、協議のほうを一日も早く進め
ていただければと思います。

続きまして、吹上露天の湯の外国語の看板です
が、町長の御答弁では、配置を図っていただけると
いうことで、その際なのですけれども、現在、やは
り英語だけではなく、やはり3カ国語ぐらいの看板
の設置というのが必要だと私は考えますが、その点
1点、お考えをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の吹上露天の
湯の看板の関係でお答えさせていただきますが、冒
頭お答えさせていただきましたように、あえて英語
と申さなかったのは、おっしゃるとおりで、多言語
ということで御理解、お酌み取りいただければと思
います。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、確認させてい
たきましたので、よろしく願いいたします。

最後に、特産品開発とシンボリックな特産品につ
いてですが、現在、町長は、6次総の早期に実現を
目指す複合型拠点施設の導入機能の調査を本年度行
うということで、6次総の早い段階にこういった拠
点施設ができた場合、やはり当町のPRのために、
農産物直売機能が入ると私は確信しております。そ
の中、オンシーズンは取り立ての野菜があり、お米
があり、全てにおいて品ぞろえは満たされると思
うのですけれども、やはりオフ期にはどうして加工品
であるとか、その他特産品がそこに陳列されていな
いというのは寂しいことですので、この観光振興計
画の中に掲げられていた特産品の開発、これにおき
ましては、町長の所信表明でもございました、31
年度以降、また再び5年間の第2次観光振興計画を
策定いただけるということで、今回の第1次の計画
の中でなし得なかったことも含めて、この複合型拠
点施設というのは、当町のPRには本当に持ってこ
いの施設になると思いますし、なるべきだと思います。

そんな中で、民間からの特産品の開発を待つばかり
ではなく、やはり行政としても主体性を持って、
積極的に特産品の開発に力を入れるべきだと考えま
すが、最後に、この間について町長のお考えを確認
させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の特産品開発
に対します御質問にお答えさせていただきます。

非常にこの分野は可能性を秘めておりますし、ま

た、当町には、そういった食資源を中心とした資源は私は豊富にあるというふうに理解しております。私も議員と同様に、特産品の開発に向けたエネルギーは少し足りないのかなというふうに理解しております。それらが、生産者側である農業者、一方では、商品化する商工事業者、これらが独自に、今までは、どちらかというところをチャレンジしてきたように理解しております。これらがもっと、私ども行政がコーディネーター役を積極的に努めることによって、その開発テンポも早くなるでしょうし、そして、お答えさせていただきましたように、それら、できたものをどのように皆さんの目に触れるように、複合的施設も一つのツールと考えておりますが、あるいはふるさと応援モニターのアイテムとするとか、そういうことは行政はできますので、私どもの動きと、実際に商品化にチャレンジしていただけるような皆さんともっともっと、そういったことに思いを共有して向かっていけば、幾つの特産品が生まれて、そしてその中でも、さらにシンボリックになるような商品が必ず生まれてくると。

私は、シンボリックな特産品と聞きますと、すぐ、サガリというふうにイメージしてしまうのですが、現実にはうちの町にはそういうものがありますので、過去のそういった歩みもよく検証して、ぜひ実現に向けて、さらに観光振興計画の次の計画の中では、しっかりとそれが果たせるような計画になるように取り組んでまいります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

諸般の事情によりまして、休憩といたします。

再開は午後1時半といたします。

午前10時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問に移ります。

3番佐川典子君の発言を許します。

○3番（佐川典子君） さきに通告のとおり、3項目の質問をさせていただきたいと思っております。

1項目めは、高齢者を情報弱者にしないために施策を考えてはという質問です。

コンピューターなどのインターネットやスマホに代表される携帯電話などは、目まぐるしい発達と普及促進が認められております。現在の高度情報化社会において入手できる情報の質や量において、さまざまな格差が広がりを見せているのも事実でありま

す。

特に、若い世代では、子どもからITを使いこなす時代に来ていて、学習やゲームなどでもなれ親しんでおります。しかしながら、高齢者や機器にふなれない年代においては、情報通信技術の利用が少ない現実がございます。情報技術を活用できる層と、うまく利用できない層の情報弱者との間に、社会的、経済的、年代意識的格差が見えないところで拡大していると思われま

す。このデジタルディバイドを少しでも少なくしていくことが、情報格差を生まない社会に通じていくと思われま

す。取り残されていくような感覚を覚えな

いように、町として、格差を少なくするために、どう考えていくべきか伺いたいと思

います。2項目めは、上富良野町協働のまちづくり推進の助成金についてでございます。町の憲法である上富良野町自治基本条例が平成21年4月からスタートし、協働のまちづくりのための今後における町民・行政・議会それぞれの責任と役割を確認し、自助・共助・公助による参画と協働のまちづくりについての情報共有をしたところで

す。平成23年6月の定例会において、協働のまちづくりの具現化に予算をつけてほしいとの一般質問を

しましたが、その後、平成24年8月に、まちづくり活動助成事業に対する補助金が利用可能になりました。現在は、見直しも含め、さまざまな利用しや

すい補助金として町民に利用されつつあります。

昨年

の町の120周年に起因する行事など、利用されたものや進捗状況、今後の課題、利用促進のPRなど、町民満足度などを伺いたいと思

います。3項目めは、スマートフォン決済についてでございます。現在、東京などでの移動に使われているのは、お

おむね現金ではなく、suicaやPASMOの時代になってまいりました。携帯電話やスマホでのモバイル決済も当たり前ようになってきています。当町に訪れる観光客も今は現金で支払う人は少なくな

ってきているように思われま

す。特に、スマホでの決済を望む中国人が多いとされ

る中、今後の観光客のニーズに応えるためや若い世代のニーズに対応するため、スマホ決済の導入に向けての町の対応について伺いたいと思

います。また、スマートフォン決済についての講演などを開催してはどうかと思

いますが、これについても伺いたいと思

います。以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の3項目につ

いての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの高齢者を情報弱者にしないための施策に関する御質問にお答えさせていただきます。

デジタルディバイド、いわゆる情報格差という課題につきましては、インターネットの利用が一般的に普及し始めたことによって生じた新たな課題と認識しておりますが、情報格差は、地域間、世代間、個人間などあらゆる側面において発生する可能性があります、それらの課題解決の一助として、町といたしましては、生涯学習におけるパソコン講習の開催や農村部ブロードバンド環境整備などを行ってきたところであります。

一方、これらの利用普及に伴い、特に高齢者を狙った振り込め詐欺等の問題も生じさせ、大きな社会問題となっている状況もありますが、情報通信技術は、今後ますます高度化すると考えられ、同時に、身近な生活への浸透を初め、新しい情報通信技術の発展に伴い、情報提供事業者等により「情報格差」を感じさせないようなAI技術などのサービスも生まれており、今後はさらに高齢者や障がいを持った方などへの利便性の向上が図られるものと考えております。

また、行政事務の効率化を図る上でも、情報通信技術の活用は有効なものと考えており、いずれにいたしましても、情報通信技術の利活用につきましては、今後、格差を生まないような技術革新も進むと思われそうですが、町といたしましては、町民の皆さんがそれらを活用できる環境づくりを支援していくことが必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの協働のまちづくり推進助成金に関する御質問にお答えいたします。

自治基本条例が平成21年4月に施行され、こととして10年目を迎えますが、この条例を町の最高規範に位置づけ、協働のまちづくり推進委員会を設置し、町民が積極的に活動できるまちづくりを目指しているところであります。

平成24年10月からは、町民が自主的に活動するための支援施策として、まちづくり活動助成事業を開始し、4年間で5団体に活用いただいておりますが、補助年数及び補助割合について、協働のまちづくり推進委員会からいただいた御意見等を参考に、昨年度、見直しを図り、今年度から協働のまちづくり推進補助金に改正したところであります。

今年度は、まちづくり活動に取り組む多くの団体に利用していただきましたが、本施策は、見直し後1年目でもありますので、さらに活用していただけるよう周知するとともに、その活動の成果を町民の

皆様と共有できますよう、まちづくりフォーラムを開催するなど、真に協働のまちづくり活動を広く根づかせる施策にすることが重要と捉え、さらに活性化が図られるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めのスマートフォン決済の普及に関する御質問にお答えいたします。

昨今の情報通信技術の進展には目を見張るものがあり、私自身も日常生活の中で欠くことのできない技術であることを実感しているところであります。

議員の御質問にありますスマートフォン決済につきましても、キャッシュレス化が進む中、生活の利便性向上に大いに役立っているものと認識しているところであります。

これらのサービス導入に当たりましては、民間が行うサービス事業において主に活用されている実態から、民間が取り組む性格のものとして捉えており、行政サービス上で町が主体となり取り組むサービスとは想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

また、本決済機能導入に向けたノウハウ取得のための講演会等の開催につきましても、町内の商店や観光関連施設など、この機能の導入に関心を持たれている事業者等の意向により、商工会や観光協会等において取り組まれる場合は、町としましても必要な支援を講じることは検討させていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） お答えをいただきましたが、まず、1項目めのほうから再質問をさせていただきたいと思います。

我が町は、地域格差というのは本当になくなりました。全町で光ファイバーを利用できるようになりましたし、そういう地域の問題はなくなったのですが、現実の問題として、特にスマホなどの利用に関して、もう少し理解したいというような思いを寄せている人が結構いらっしゃいます。

私、資料が、他町村ではやっていないのですよね、このことに関しては。それで、資料を求めに上川振興局にちょっと行ってまいりました。上川振興局の担当の方も、実はうちの母親もそうです。本当に皆さんが、そういうふうにいる方が結構いらっしゃいます。そういう情報資源にアクセスしようとしてもなかなかできづらい人たちを、町長としては、その現実をどういうふうと考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の情報格差等

についての御質問にお答えさせていただきますが、特に最近、スマホの普及は目覚ましいものがございます、ただ、それらの利用に関心を持っておられる方につきましては、私は利用者ではないですが、一般的には、利用の志を持っておられる方は、サービス、あるいはパソコン等を通じて、インターネット等を通じて、それなりに情報を収集しながら、学習しながらお使いになっておられるのではないかなというふうに思います。

私も素人ながら、答えるのはちょっとはばかるのですが、奥深いところまで利用を深めていこうとすれば、非常に難度の高いものかなと。一方では、携帯電話の延長というような理解ですと、そこそこ使えるのかなということで、全く個人間で価値観が余りにも幅広いなという感じを持ってしまして、これらの利用はますますふえていくのだろうなという実感は持っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 本当におっしゃるとおりで、さまざまな人たちがいますし、さまざまなスマートフォンもございますので、それはもう本当に最低限の電話機能を持ったり、ちょっと情報をといることでも構わないと思うのです。

ただ、やはりアメリカだとか、ほかの自治体をちょっと調べてみましたけれども、やはり自治体やNPOなどが、そういった情報弱者のバリアフリー化ということを重点に考えた場合に、やはりそれは少しでも利用できるような考え方を進めるべきだという、そういうことで進んでいるところもございませぬ。

やはり他町村でもやっていないし、補助政策もなかなか国のほうでもないのですよね、今のところ、スマートフォン関係に関しましては。だからといって、若い人たちは使えて、いろいろな施策もしますよね、小学校でもパソコンももちろんですし、それこそ有害サイトに行かないようにするだとか、また、高齢者の方も結構いらっしゃるのですけれども、防災メールだとか、もし孤立した中で災害が起きたときに、メールなら受け付け可能だったけれどもという、東日本大震災のときもそういうことがございました。

果たして、防災士の中でもそういう機能を使える人が何人いらっしゃるのかなということもございませぬので、そこら辺のバリアフリー化というのでしょうか、情報を受け取れる人と受け取れない人、また、自分がこういう目に遭っていますということを伝えることのできる人とできない人というがあるので、それについては、町長、どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常に対応というのは難しいと思いますし、また、行政がどういふふうにかかわりを持つべきかということもまた難しいのですが、基本的には、そういった利便性を求める、能動的にユーザーが求めていくということに対して、やはりそういう通信技術を提供する事業者の皆さん方が、やはり使い勝手がいいように、日々技術革新がされておまして、私は、今は、正直言って非常に格差があると思います。ですけれども、徐々にそれは、そういったこと、余りにも利用者が偏ることによる弊害等が顕著になってくれば、また、技術革新を通じて解消されていくような方向に自然に向かっていくのではないかなと、外国の先進事例等も、今お話を伺いましたが、そういう方向に我が国も向かっていくのではないかなというふうに期待も持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 本当に日進月歩でして、それこそ声をかけたら応答してくれる、そういうITも進んでおります。ですけれども、現在、やはりもっと、もうちょっと使えるようになりたいと思っている人が結構私の周りにもいらっしゃるのですよね。

岡山県なんかでもそういうことを実際に受けとめて、県民の気持ちを受けとめて、そういう施策を進めておりますし、以前あった、お答えもいただきましたけれども、パソコン教室だとか、そういった部類のものをスマートフォンに対しても、もう少し使えるような、そういうものを、何かいろいろな補助もあるかもしれませんので、今後そういったことも考えていただけないかなというふうに思っております。

今後、病院の診療に関しましても、オンライン化の診療ということも最近ふえてきておりますし、新しい、今、質問しておかないと、私は、今後何年かのうちに急速に発達するなと思って、これは私的には危機感を持って質問しているところなのですけれども、やはり情報機器になれるということが一番大切だと思うのです。幼少のころから使いなれて、進んでいく若い世代と、私たちのように、何もそういうものがなかった世代というのが、やっぱりギャップがありますので、そこら辺を重点的に講習会だとか、何かの手だてがないのかということで、町として考えていただければなというふうに思っております。

国のほうでは、高齢化社会の施策の指針として、高齢社会対策大綱の見直しというのをしております。パソコンとかスマホなどの情報通信機器を使ったテレワークの拡大が欠かせないというふうに書いてありまして、ここら辺も、人生の選択を広げる意味においても、高齢化が65歳からというのではなくて、もっと延長で延びていきますので、体が動かない分、それこそパソコンとかスマホとかいろいろなものでも情報を収集できる、そういう機会が絶対必要だと思うので、ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、上富良野の5次総にもありますけれども、基本構想の5の推進プロジェクトというところに、生涯学習の推進と活発な情報の発達、受信の推進で格差を少しでも解消できるように流れを構築すると、そういうふうなことが大切ではないかというふうに思います。それについて、町長、もう1回伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の情報格差等についての御質問にお答えさせていただきます。

そういった情報を入手する手段を、やはり多くの皆さん方が共有するということは非常に私もその価値観は認めるところでありますし、ぜひそうあってほしいと思います。

今後どういう形でということは今、断定して申し上げるわけにはいきませんが、実は、当町も御案内ように防災行政無線が非常に更新せざるを得ないような年限を迎えようとしております。

今、担当のほうでいろいろ、そういったことに関して検討しておりますけれども、その中に、今は、おうちの中で音で聞いていただくシステムだけしか選択肢はないのですが、今後、担当の中では、今、佐川議員からお話のあったような、情報を受け取るツールを選択できるように、要するにスマートフォンに情報をいただければいいという人は、スマートフォンでも町の情報を受けていただける、あるいはパソコンがいいという人は、目で見える形で、これから情報を提供する時代を迎えるのかなということで、そういう経過を想定しますと、やはり議員から御質問にありましたように、どなたでも情報をきちんと入手できるような、町民の皆さん方への、そういう使えることの習熟度を高めていくようなアプローチも町として必要なこともあるのかなと、そんなことは想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今お答えしていただきましたけれども、移動中でも情報がもらえるということ

はすごく大切なことだと思うのです。

それで、ちょっと調べてみました。5次総の15ページには、多様化する学習要望に応えるため、相談体制を充実します。町民ニーズを反映した魅力的な講座の施策に努めますと。71ページには、暮らしの情報が手軽に入手できる環境づくりというところで、高度情報通信環境の充実、町民の情報に関する知識や技術の向上のため、学習機会を充実させますと書いてあります。これで、先ほどもお答えにありましたけれども、学びたい人がいる以上、そういう環境をつくっていくということは、私は、現実問題、必要だと思っておりますので、そこら辺についてもう一度、この質問に対しては最後の質問になりますが、よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のデジタルデバインド、要する情報格差についての質問にお答えさせていただきます。

5次総の中でいろいろ書き込まれていることもあります。いろいろな勉強、あるいは学習しようという動きに対しまして応えていくことは町の責務でございますので、それらの動きが町民の皆さん方からある場合には、十分に応えていけるような、5次総、6次総、そういったくりに縛られるのではなくて、そういった姿勢はこれからはしっかりと整えていかなければならないと理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 情報格差を生まないような施策を考えていただければと、講習等も含めて考えていただければと思います。

次に、協働のまちづくり推進助成金についての再質問をさせていただきたいと思っております。

以前は、自治活動の奨励補助ということで、特化していたと思っております。これで、昨年度からまた新たに変わったということですがけれども、一番大事だと思って、どこをどういうふうに変えたのか伺いたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のまちづくり活動助成についての御質問にお答えさせていただきます。

一番明確に改善をしたと私なりに理解しているのは、今までは地域に対する応援だったというふうに理解しております。今回の制度の改正によって、地域に含めて、人あるいはグループ、そういった方々に対しても応援するというふうに変ったのが一番のポイントかなというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ありがとうございます。まさにそのように動いているような実績等もございまして、フォーラム等もありましたし、わかりました。

昨年は、上富良野町が開基120年ということで、いろいろなまちづくり、また、町としてもいろいろな行事をしていただきまして、町民の機運も高まりました。

その中で、120年事業というか、それに起因するような内容のものというのはありましたでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

全てを承知はしておりませんが、私、非常に印象に残っております一つとしては、120年を契機に、かつてのような町民の皆さん方にぎわい、盛り上がりを感じたいということで、自発的に役場の横で盆踊りが復活したり、そういった動きがありました。これはまさしく120年を契機に、まちづくりに対する機運が再び皆さん、考えていただけるようになったのではないかなというふうに、例で申し上げますと、そういうふうな実感を持っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 盆踊りも代表的だと思うのですが、それでは、規約というか、それを見せていただいたのですけれども、それは、継続的に行われるものに対してはというのがあります、内容的に。それは、今年度の予算は、継続的な部分も含まれての予算と考えてよろしいのですか。継続的な部分が含まれているとしたら、今回、新たに何かを、まちづくりとして助成するとしたら、その金額というのは幾らになるのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 3番佐川議員の協働まちづくり推進補助金に対する質問に対してお答えさせていただきます。

平成29年度の事業実施につきましては、10の住民会、3のグループにおける助成金を行ってきたところでございまして、継続していく事業につきましては、3事業については継続の意向を確認しているところでございます。

また、10の住民会におきましては、単年度で終える事業もございまして、そのうち1事業につきましては、3住民会における盆踊りが、実は2年目も、これまでも実施はしてきたのですけれども、継

続していきたいという御意向も確認しているところでございます。

全体の総事業につきましては、継続していく事業並びに新規に住民会並びにグループのほうでの活動意向も確認をしながら、総体的な予算計上となっておりますことを御説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） また、ことしから協働のまちづくり推進補助金が出ておりますけれども、その今までの大きな違いというのはどういうところになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 3番佐川議員の御質問にお答えいたします。

29年度から、実は、協働のまちづくり推進補助金ということで、補助事業の一部改正をし、この事業を実施してまだ1年目を経過したところでございますので、今後、この辺につきましては、事業実施が、この要綱におきましては、継続事業5年、3年、単年度と、それぞれの事業におきまして補助を定めておりますので、今後、この実施状況を見ながら、さらに、この推進補助金がまちづくりの活動の一助になればというふうに考えておりますので、現在のところ、この事業を継続していく考えでおります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 今、利用度の点とか、目標値に近いかなというお答えもいただいたのですけれども、最近少しずつ若い世代の利用もふえてきているような内容だと思います。今後、若い世代を通して、PRというのでしょうか、こういう補助金がありますとか、そういうのは計画がございまして、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のまちづくり助成事業に対します御質問にお答えさせていただきます。

ぜひそういった若い世代の人たちが手を挙げてくれれば非常に望ましいことだというふうに思っております。当初の想定になくとも、そういう動きがあれば、スムーズに伝えていけるような仕組みづくりは、ぜひ私も願うところでございますので、柔軟に対応できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 過去におきましては、実際に活動がそれ以後されていないものもあったと思う

のです。そういったものというのは、平等性の観点から、今後の指導等についてはどういうふうに考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、これにつきましては、全くそれぞれ地域、グループ等が自主的に活動されることに対して応援する制度でございますので、町のほうから何か一つの枠をはめてというような趣旨ではございませんので、自発的に活動されることを期待しているところでございまして、私といたしましては、このまちづくりに対します各地域、あるいはグループの取り組みがもっともっと活発になって、本当に現在、町が取り組んでいることすら、主体的に取り組んでいただければ、財源もつけて、委ねたいというぐらいの思いを持っております。これが究極的には、本当に町民に根差した協働のまちづくりになるのではないかなと思っております。ぜひ御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 町長おっしゃるとおり、本当に大半のグループ、申請された方たちが、まちづくりに思いを寄せて活動されて、いろいろな場面で、新聞等もそうですけれども、町内だけではなく、町外にも発信してくださるということで、本当に心強い動きだなというふうに思っておりますので、ぜひ今後も使いやすい予算づけを考えていってもらうべきなのではないかというふうに考えております。

次に、三つ目のスマートフォン決済についてでございます。

先ほどお答えをいただいたのですが、実は美瑛町では、浜田町長がスマホ決済の仕組みを学ぶ講演会というのを開きました。勉強会というのを開きました。それで、我が町は、商工会や観光協会などの意向があれば支援をするということでございますが、間違いはないということでしょうか、もう1回確認させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のスマートフォン決済についての御質問にお答えさせていただきます。

さきのお答えでも申し上げましたが、町の行政サービス上、スマートフォン決済というものは今想定されているものもございませんし、今そういったものが求められている状況ではないというふうに理解しております。

ただ、先ほど申し上げましたように、事業者やあるいは観光事業者等が、やはり時代の趨勢でござい

ますので、スマートフォン決済で決済をされる方が、非常に、特に観光客については、今、相当のウェートを占めていると思います。そういったことに対して、営業上活用していこうという動きに対して、町がそういった講習会だとか、民間事業者がやろうとすることについて、町も応援することは選択肢としてありますので、ぜひそういう面で協調していければと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） まさに先ほどの質問とも合うところがあるのですけれども、やはり町民は学ぶ権利がございまして、そこら辺もぜひ、手段としてどういうものがあるのかということをお教えいただければと思います。

商工会におきましては、最近、念頭にありますが、持続化補助金だとか経営発達に関する補助金とか、さまざま利用させていただく機会を得ておりますけれども、あれに関しましては、各個店に対するものでございまして、商工会が独自で講習会を開くという、そういうような予算にはなっていないかと思うのです。

それで、今後、必要な支援を検討して、考えさせていただくということなのですが、各団体で、商工会なり観光協会なりが、そういうような周知も含めた、前向きな活動に対して、そういうものを充実させていただくことですので、それに対して、町としてどのような支援というか、手段があるのか、そういうことをぜひお示ししていただければというふうに思っておりますが、そこについても伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番佐川議員のスマートフォン決済にかかわる御質問にお答えさせていただきます。

これらにつきましては、恐らくそういったことが上富良野では当然普及してくると思っております。ぜひ観光事業をされている方、あるいは事業者の方々が、組織だとか団体の中で、そういう講習会だとか、導入に向けてのノウハウを勉強する機会だとか、そういうものを団体の活動費の中に、講習会だとか勉強会だとかというものをプログラムしていただければと、そういったものを町として、組織の活動全体の支援の中でそれは見ていただけますので、そういうふうに組み立てていただければ、大いに活用していただけるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） 確認なのですけれども、それでは、予算の中に新たにそういう項目を考えても

いいということによろしいですね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） それらについては、特に縛りをかけておりませんので、例えば観光協会だとか商工会が独自に学習活動を、研修活動を組み立てることは自由でございますので、それらについて、私ども意見を述べるつもりはございませんので、ぜひそういう企画をされることは結構だと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、6番金子益三君の発言を許します。

○6番（金子益三君） 一昨日、2011年に我が国を襲いました未曾有の大災害でありました東日本大震災から7年目を迎える日でありました。改めてこの機会に、被災されました全ての皆様に対しまして、心から哀悼の誠をささげ、いまだ完全に復興がなされておらず、大変不便な生活をされている方々の一日も早い、もとどおりの暮らしができますことをお祈りするとともに、決してこのことを風化させることのないよう、心に深く思い刻むことを強く感じた次第であります。

また一方、国民に多くの感動や希望をもたらしていただいた平昌オリンピックが閉幕をし、続いて、障がいやけがなどに負けず、アスリートとして御活躍されている、パラリンピックが今まさに開催され、日本選手のメダル獲得に大いに期待をはせているところでございます。

さて、私は、さきに通告してあります2点について、町長にそのお考えを伺いさせていただきます。

1点目は、子どもの医療費無料化についてお伺いをいたします。

現在、町では、就学前及び児童生徒に対する医療費の無料化が、全ての子育て世帯には対象となっていない現状にあります。しかしながら、昨今、道内の市町村においても、全ての子育て世帯に対して医療費の助成を図り、子育て環境の充実や人口減少対策を行っているところでございます。

そこで、上富良野町の子育て世帯に対して医療費の助成を行い、医療費自己負担分を無料化にすることが望ましいと考えます。

この間、町が行ってきた政策としては、全ての子育て世帯への医療費無料化は行ってはおりませんが、北海道の助成策に加えまして、さきの町長の執行方針でも述べられましたとおり、町民税非課税世帯だけではなく、町民税の均等割のみ課税世帯への一部拡充を図られたことに対しましては高い評価を思うところでございます。しかし、まだ近隣の自治

体には若干劣った政策ではないかと考える次第であります。

この間、先般行われました議会懇談会を初めとした町民の声や、我が町の多くの子育て世代の意見を求めてみますと、現在、国もさまざまな方針で少子化対策を図り、保育や医療費といったところでの方策を進めている状況にございます。これらの時代に対応するためにも、我が町も子どもの医療費を完全無料化することを早急に進めることが望ましいと考えますが、このことについてどのようにお考えか伺いさせていただきます。

2点目でございます。

2点目は、吹上温泉白銀荘の改修についてお伺いいたします。

十勝岳温泉郷にあります白銀荘は、現在、国内外から多くの利用者が訪れている一方で、町内の利用者からは若干不満の声が出ているのが現状であります。

平成30年度予算におきまして、高齢者に対する長寿化の健康増進の施策として、温浴利用に対する北海道からの補助を生かし、我が町も町内の温浴施設利用に予算が計上されているところでございます。

その一方で、町の大きな施設でもある白銀荘は、入り口の受付から温浴施設までの移動が階段であり、移動に際して、高齢者には厳しい環境となっております。車椅子の方のための、階段脇に昇降機が設置されている現状にありますが、実際に車椅子を使用されない足腰の不自由な高齢者が利用する際には、館内の職員の立ち会いのもとに使用する義務があることから利便性が低い状況にあり、気軽に使えないとの声も多く寄せられている現状であります。そこで、館内の浴場への移動に際し、エレベーター等の設置が必要と考えるところでございます。

また、多くの町民に活用していただける施設として、平成9年に開設して以来、20年以上も経過している現状の中で、この間、町としても配管の設備やボイラー等の改修を行っており、さらには、指定管理者のほうからさまざまな配慮で、トイレの完全ウォッシュレット化や、脱衣場のロッカーの鍵が壊れていたところの改修が行われているところでありますが、さらに、活用される利用者のための利便性を求め、施設の整備に一定程度町がかかわり、特に、浴場内の改修、整備が必要と思われます。このことについて町長の御所信を伺いたいというふうに思っています。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の子どもの医療費無料化に関する御質問にお答えさせていただきます。

子どもの医療費無料化につきましては、町は、北海道医療給付事業と連携し、助成措置を講じておりますが、これまで、受診頻度の高い乳幼児を抱える子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前の乳幼児の医療費全額の助成を実施し、さらに平成29年4月からは、子育て世帯における低所得者世帯の支援策として、対象者を町民税所得割非課税世帯の中学生まで拡大し、通院・入院費の助成を行っているところであります。

また、健康づくり推進の町として、子どもたちの健康増進を図るため、小学校5年生と中学校2年生を対象にした「かみふっこ健診」の無料実施や小児予防接種の無料化、また、インフルエンザ予防接種につきましても、町民税所得割非課税世帯まで無料とするなど、子どもたちが疾病にかからないよう各種予防事業にも積極的に取り組んでいるところであります。

さらに、子育て支援策といたしまして、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、子ども・子育て包括支援センターを設置した中で、平成27年度から町独自の事業として、乳児家庭全戸訪問事業を開始し、産前産後の子育てへの不安解消を図るため、助産師、保育士によるきめ細かな相談支援体制の充実を図っております。

議員御質問の子どもの医療費無料化につきましては、町においては、子育てステージの各分野において切れ目のない支援対策を通じ、子どもの健康づくりに取り組んでおり、引き続きこれらの施策を充実させていくことが何よりも重要と認識しており、適正な負担と受益で維持される自治体運営を考慮するとき、あるいは少子化対策における政策効果等を考える中で、私といたしましては、優先性が高い施策との認識に至らないことから、全ての子どもの医療費の無料化については、現在、取り組む考えを持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目目の白銀荘の改修の必要性に関する御質問にお答えいたします。

白銀荘は、本町の開基100年を記念し、町民の憩いや交流の場として、また、健康増進に資する施設として、平成9年に建設がなされ、既に20年以上が経過しております。当時の時代背景と比較し、高齢化が一層進み中で、高低差がある館内の移動に不便を感じる利用者がふえていることは認識しているところであります。

館内移動用のエレベーター設置につきましては、高齢化の進展による社会変化への対応、また、利用者のニーズや利便性の向上を図る上でも必要な施設

整備であると考えますが、一方では、その整備には多額の費用を要することから、白銀荘の収支状況や町の財政状況などを総合的に判断する中で考えてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、浴場内の改修整備につきましては、指定管理者により維持管理されておりますが、通常管理の範囲を超える規模の修繕や改修につきましては、施設所有者である町の責任において実施することとなっており、指定管理者との情報交換や連携を図りながら、来館者の増加につながるよう対応してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まず、1点目の子どもの医療費について再質問させていただきます。

まず、データとして、既に御承知かと思いますが、実は上川管内におきまして、近隣から言いますと、中央地区になります美瑛町、東川町、当麻町、鷹栖町においては中学生まで全ての、15歳を超えた3月31日までの児童生徒が無料。そして、上川町、愛別町におきましては高校生まで、18歳まで無料というふうになっております。北部地区におきまして、剣淵、和寒、美深、幌加内、音威子府、下川、ここも15歳を迎えて3月31日までを無料化というふうにしております。

富良野沿線で言いますと、中富良野町は中学生は無料、高校生につきましても、3割負担のところの2割を補助する。占冠につきましても高校生まで補助を出す。昨今、話題になりました南富良野町におきましては大学生まで、町に住んでいなくても、親が町にいれば大学生まで補助を出す。旭川市も中学生の通院についても一部の助成があるというふうになっております。

ということは、名前を出したらおかしいですけども、中川町は道の施策のみということです。名寄、士別、富良野といったここだけが、上川管内の中でやっていない。ということは、まさに時代のニーズになっているということであるということ、まず、町長はどのように認識されているかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の子どもの医療費の無料化に対します御質問にお答えさせていただきます。

全国的な動向、あるいは道内の、管内の、さらには沿線の動き等については、議員ただいま御説明いただいたとおりでございます、私もその辺の動きは認識しているところでございます。個々の各自治

体の導入に至った経緯について私が述べる立場には
ございません。

ただ、おしなべて、私がいろいろ情報交換する中
で、本当に、どういう表現をしていいかわかりませ
んが、高い思いを込めた、非常に思いのこもった子
育て支援施策というふうに、必ずしも全ての、私の
知る限りの自治体においては、こういう周りの様子
から、導入せざるを得なかったのだよなというよう
な声は少なくないことは御理解いただきたいと思います。

くどいようですが、今までのやりとりの中でお話し
させていただいておりますが、やはり切れ目のない
子育て支援施策こそ、私は一番大事に、しっかりと
整えていくべき施策だということで、未実施の自
治体の動向については存じているところでございま
す。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 今、町長おっしゃるよう
に、ずっと調べますと、いわゆる道の支援策が拡充
されたときに合わせて、平成26年を境にというこ
とで、町独自の支援策をふやして、条例化している
自治体が非常に多いのです。ですから、町長おっ
しゃるように、あらゆるいろいろな外圧といいま
しょうか、町民の声をとっているのかは別として、
やられた町村が多いという中で、上富良野町、今ま
でも、特に国保会計等におきましては、当時はたし
か、私の記憶で間違いがなければですけども、そ
ういった独自の補助を出すということにおいては、
何らかのペナルティーがありますという、そういっ
た縛りがあった上から、やはりほかの国保の被保険
者の方にも御迷惑をおかけしてはいけないという観
点から、私もそういった部分については理解をして
いたところでありますが、たしか、近年になりました
と、国保会計への国からのペナルティーがなくなっ
たというふうにも私も承知しております。タイミング
としては今なのかなというふうにも私自身は考える
ところでございます。

また、パブリックコメントという大それたものでは
ないのですが、実際、私自身も聞き取り調査を行
ったところ、ぜひほかの町と肩を並べて、それ以
上やる必要はないにしても、せめて15歳、義務教
育期間中の入院を含めた通院分に関して、町からの
助成があれば望ましいかなという声が非常に近年高
まっているということの現状があります。このこと
について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の子どもの医
療費に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の、従来の国が各自治体に対して、

基準を超えた医療費の拡大分について、従来、ペナ
ルティー的な要素を持っておりました部分について
は、昨年、国の厚労省から出されました指導の中
で、ペナルティーというような扱いかからは改善され
たというふうに理解しております。

ただ、ただし、それらの財源については、多様な
子育て支援、あるいは育児の受け皿づくりだとか、
あるいは、要するに医療費の助成ではなくて、子育
てのところ、あるいはいろいろ、保育士だとかの人
材確保の財源に向けるとか、そういうような方向に
向けてくださいというような、いわば、条件つき
で、ペナルティーとはしないというような。そし
て、これについては、正しく、厚労省の指導によ
った使途がされているかどうかということは検証す
るというふうに言われております。ですから私は、必
ずしも国に言われたからする、しないということ
を越えて、私は上富良野としての子育ての方法とい
うものはあっていいのではないかなというふうに理
解をしているところでございます。

そういうことで、また繰り返しのお話になりますが
、国の考え方が少し、要するに、もうちょっと多
様な子育て支援を充実してくださいというふう
に国の考え方が示されておりますので、そうい
った方向に沿うのが、私としても非常に気持ちに
合っておりますので、そういう方向で進めてまい
りたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 確かに、私も調べたところ
、上川管内、特に石北ラインであったりとか、中
央、旭川近隣の8市町村を見ますと、今、町長お
しゃられたように、ただ単に医療費の無料化とか
いうことではないのです。当然のことながら、いわ
ゆる周産期医療の妊産婦健診の無料化を行ったり
とか、それから、今言う、妊娠しました、出産しま
した、そして保育をしました、そして就学しまし
たという、いわゆるサイクルとして、全て網羅した。
例えば当麻町ですとか東神楽町なんて、その辺、顕
著に、うたい文句としてもやっておりますし、美瑛
に至っては、給食費の無料化ということで、学校
に入ってから、医療だけではなく、健康づくり、い
わゆる早寝、早起き、朝ごはんではないですけど
も、しっかりと体づくりをしていく上のサポート
もしていくということ、やはりどの自治体もや
りながら、さらに加えて、上富良野町、答弁の中
にもありましたとおり、インフルエンザの予防接種
の無料化であったりとか、各種予防接種の拡充も
非常に多くされておまして、予防医療に対する取
組みということ、本当にこれは子どもからお年寄
りまでやられていることに対しては、非常に高い評

を持っているところでございますが、しかしながら、今回のインフルエンザのように、かかってしまったらどうしようもないものというのがあります。幾ら未然に予防していても疾病は、これは誰もかかりたくてかかるものではないというところでございます。

私、一番懸念しているのは、これは、実際に子育て世代の親から聞いた話なのですが、上富良野町、本来であれば、欲しい、欲しい、欲しいでいえば、小児科が欲しいということがある。しかし、小児科というのは、昨今、先生も含めて非常に体制が難しい中であるのも親御さんも理解している。だから、私たちはガソリン代をかけて他市町村にある病院まで子どもを連れていかなくてはいけないのだ。実際に小児科を持っている地区のところは医療費も無料なのですよね、これはちょっとギャップを感じますよ、という声もあるのが現状なのです。

ですから、私たち、町立の医療機関を持つ町として、そこに小児科医を招聘するというのではなく、やはりそういった子育てに直接係る部分をサポートしてあげることによって、住みよい町にしていくことが肝要と考えますが、この辺はいかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

さまざま政策の組み立てはいろいろあるかと思えます。最終的に、私は最高責任者として、町民の皆さん方のさまざまな思いを酌み取る中で、そして、先ほども申し上げましたように、適正な負担と受益、これらは外すことのできない自治体経営の基本でございまして。

そして、本当に、例えば医療費に限って申し上げますと、医療費負担が非常に家庭経営の中で負担感がある暮らしをされている方々に対しては、既に無料化をしております。ですけれども、負担能力がしっかりと持たれている方々に対しては、これはやはり負担をしていただきながら子育てをしていただくということに対して、私も何も違和感もございませんし、それが、医療サービスだけではなくて、町が提供するあらゆるサービスというものは、やはり適正な負担と適正な受益というものがバランスがとれていることが基本でございまして。

それと、町民の声が、やはり私が今日までいろいろ子育てグループの皆さん方、あるいは町内の方々、住民会組織の方々、さまざまな、これまでも選挙も経験させていただいておりますが、そういった中で、今、金子議員から御質問にありましたような部分が、優先性が高い、非常に負担にお困りに

なっておられる方は、既に対応しておりますので、そうではない部分の方々については、適正な負担をしていただくことは、何ら子育て政策に力が入っていないというような解釈とは結びつかないのではないかとこのように私なりに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 確かに上富良野町の子育て政策、本当に他の町に劣らず、むしろ負けない部分も数多くあることも私も承知しております。

しかし、一方で、現実に私の知人がそうなのですが、実は公務員の方でございまして、町外から上富良野でお働きになっている方なのですが、結婚して子どももできたので家を建てたいというときに、やはり今の若い人は非常にドライなのです。職場が上富良野であっても、家についてはさまざまな、みずからにとって有利なところにどんどん建てられるというのか。ですから、その方は上富良野町外から来られていて、実家に建てるのではなく、東川町に家を建てられるという方が多い。それは、ただ単に医療費が無料だから建てるということではないことも存じておりますが、さまざまな御本人の考えもありましようが、やはり言われたのは、子育てしていく上で、一つの選ぶポイントにはなりましたということも実際に伺ったところなのです。私もそれは非常にショックな話でありまして。

町長は日ごろから人口減少、また、産業の流出をとめるために、上京の折には防衛省に寄っていただき、そしてその成果がまさに実って、改編が起こっても上富良野町は非常に優遇されているというのは、これはひとえに町長の日ごろの努力だということ、私、常に背中を見ておりまして、感謝しているところでございます。

その方たちが、やはり町に住んでいただけるための呼び水ということにはならないかもしれないですけれども、ともにそういった部分を考えていきながらやっていけば、さらに、町長が今まで進めてきている施策が、より地に根差して、発展するようなことにつながっていくというふうに考えますが、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

人口流入の一つの呼び水としてということでの効果が全くないとは申しません。確かにあるかと思えます。しかしながら、事の本質は、何を一番政策効果を求めるものになるかということを常々、私なりに理解しておりまして、例えば、全国で恐らく60

%近い自治体がこの制度になっているかと思いません。であれば、極論を申し上げますと、少子化対策につながるのだと、どこも非常に声高にうたいながら導入しているように私は理解しております。ですけれども、一向に少子化は解消されておられません。

国の公的な統計を見ますと、この無料化によって、少子化対策に寄与する部分は、本当に数字としてはあらわれないと。もしあるとすれば、地域間で人が移動していると、今まさに金子議員が言った、こういう施策があるから、あそこへ行って住もうと。町村間の移動にはつながっているかもしれないけれども、少子化対策につながっているという評価は非常に難しいというか、そういう評価はまだ今はできないというふうに聞いておまして、むしろ、やはり必要なときに必要な医療、どなたも受けられるということに、私は今はやはりウエートを置くべきかなということで、私としての判断をさせていただいているところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まさにそうなのです。少子化は、多分医療費を無料化にしてもとまらないと、統計的にあらわれております。学者の先生も、医療費がかかるから子どもを産まないのではないのだということ、本当に声高に言われていることを私も存じ上げております。

ただ、今いろいろな関係者、医療機関の方も含めて、また、それをサポートする方も含めて、昨今は、コンビニ受診と言われた、いわゆる軽度なときに救急車を呼んだりとか、医療資源を酷使するようなことはなく、本当に必要な方が必要なときに受けられるという、そんな時代にもなっているのも事実でございます。

小中学生、上富良野町で言えば、全生徒合わせても現在で855名、1万951人の7.8%なのです。町長の隅々まで光を与えたいという政策というのを私も強く後押しをさせていただきたいと思っておりますので、もしも、町長が考える適切な負担があって町の運営がなされるということは、これは大前提というのはよくわかります。しかし、7.8%の、いわゆる義務教育の弱者の部分に関して、いま一度光を与えていきながら、何らかの喜ばれる政策というものが需要だというふうに考えます。

例えば比布町は中学生までは無料なのですがけれども、平成25年に拡充したときに、高校生の医療費をお金で返すのではなく、その分、町内の商品券として渡すという政策をとって、いわゆる商業振興にも、それから子育てにも、両面から効果を起こしていくという政策もあります。いろいろなやり方があ

ると思うのです。

例えば鷹栖町などというのは、受給証は出さないので。一々全ての子供たちに受給証を出すと、手数料もかかりますし手間もかかります。人件費換算したら大きい。そうではなくて、かかった方がみずから役場の窓口で請求をしてくださいと、いろいろなやり方があると思うのです。

町長はいつもおっしゃっているように、ぜひ知恵を絞りながら、住みよい町にさせていただきたいというふうに考えますが、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の子どもの医療費に対します御質問にお答えさせていただきます。

こういった子育て支援施策、あるいは高齢者対策も同じでございますが、これはもう1カ所にとどまっているものではなくて常に動いております。ですから、時代背景によって、非常に負担感を感じる時代もあるでしょうし、あるいは負担感に感じないような時代もあるでしょうし、あるいは、先ほど質問の中にもありましたけれども、子どもを医療機関に連れていくために非常に不便を感じるとか、足の確保が難しいだとか。

私ちょっと言い過ぎかもしれませんが、小児科がなくなったときに、一家に車2台ある家はいけれども、1台しかない家は、旦那さんが仕事で乗っていったら、奥さんも、車はないわけですから、そういった家庭で子どもがぐあいが悪くなったら富良野かどこかに行かなければならないわけですから、例えばそういうときのサポート、そういったものをこれから想定していかなければならないのではないかと、そんなような切り口はいろいろあると思います。

これからいろいろ皆さん方と意見交換をしながら、さらにいいものにしていきたいというのは共通でございますので、ぜひ御理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 本当に今、町長おっしゃるように、時代とともにいろいろな、生き物でございますから、各自治体においても、この間、国や道の施策ののっとりながら拡充されていっているということでございます。何とか、例えば期の途中の6月ぐらいの定例会で条例を制定しているような自治体もたくさんありましたので、また、町長の不断の、切れ目のない子育て施策の一環として、ぜひとも心の真ん中ぐらいに置いていただきながら、進めていただくことを御期待申し上げます。

○議長（西村昭教君） 5分間、休憩といたしま

す。

午後 2時42分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（西村昭教君） 失礼いたしました。会議を再開いたします。

6番金子益三君の再質問を許します。

○6番（金子益三君） 続きまして、白銀荘の改修についてでございます。

私も相当白銀荘のファンでございまして、月に何度も行くのですが、やはり町内のお年寄りの方、比較的元気なお年寄りの方とよく相席させていただくのですが、本当に宝だと、この施設は。ただ、もったいないなというふうに言われるのです。何がもったいないのかなというのと、もっと町の人が使ってほしいねと。バスの便とかが悪いからなのでしょうかと聞くと、そうではないのだと。みんなじいさん、ばあさんになって、ちょっと言葉が悪いですけども、お年を召されて足腰が悪くなって、数年前なら元気に階段の上りおりができたのだけでも、友達もすっかり足が遠のいてしまった。せめてエレベーター、エスカレーターのようなものがあれば、もっともっと、まだまだ利用したいのだという声があるのです。

私もそれを聞いてはっとしまして、近年、バックカントリーですとか、外国人とかも、非常に元気な方ばかりが来られておまして、本来の温浴施設の健康増進、また、湯治を含めたお年寄りの方の施設であるということも私もすっかり忘れておまして、高齢化の波がこういうところにも来ているのだというふうに考えております。

町長もあの施設、御承知のとおりだと思いますが、非常に昇降機が不便と、危険も伴うということから、一刻も早く、やはり足腰が不自由になられて、さらに温浴施設で治したい、また、痛みを緩和したいという方のためにも、そういった移動するものが、まさにイの一番で必要だと考えますが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の白銀荘についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、特に足腰の弱ってこられました高齢者の利用者の方に対して、非常に難儀をかけているということは、私も早くから実は意識の中でありまして、こういったことが来館者を伸ばすことの少し、やっぱり妨げになっているのではないかということ実は実感しております。何とか改善したいというのは、本当に強い思いでございまして、いつか自動販売機

を置いてある、要するに入浴フロアのあるところを出入り口にはできないかなということで少し現場に聞いたことがあるのですが、やはりあそこは雪が、あそこは低いですから、雪の対応ができなくて、まず無理だというふうに言われた経過もありまして、今、金子議員から、エレベーターの設置については私も実は望んではいっているのですが、なかなか、やはりあそこはあそこなりの収支を見たときに、非常に私自身もじくじたる思いをしているのが現在の心境でございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 確かに、本当にそうなのです。入館料についてもオープン当時からずっと変わらずに行っているということもあって、非常に使う側からしたらありがたいのですが、経営する側から見ると、さまざまな問題が生じているところでございますが、目的としては、冬場の外国人、バックカントリーですとか、本当に雪を見たい東アジア、東南アジアの観光外国人等には何ら問題なく、所期の目的も達しながら、町内、国内、道内外の観光客の目玉として、すばらしい施設なのですが。

一方で、町内の方が、やはり利便性が悪いな。いろいろな方策で、バスの片道無料券を出したりですとか、町内にお住まいの方の一部割り引き等、また、回数券等などでやっている努力も見られるのですが、やはり肝心のお客さんのほうが、行きたいけれども行けない。行けないというのは、入れないというところがあるので、ぜひこれは、逆を言うと、白銀荘の経営のためにも、こういった移動手段の自動化というものが必要と考えます。ぜひその辺は取り入れていただきたいなというふうに思うところがございますが、この辺はいかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の白銀荘についての御質問にお答えさせていただきます。

金子議員がお話ししてくれたことが私の気持ちの全てでございます。ぜひここは、白銀荘の経営自体の課題もありますけれども、これは、本当に町民の憩いの場所でもありますし、また、観光推進上も非常に大きな役割を担うところでございますので、どういうふうな経営と、あるいは整備することを目指したときに、財源確保等がどういう方法、とにかくできないから難しいのではなくて、避けがたいとしたら、どういう方法があるかと、少し視点を変えて私も取り組んでみようかというふうに考えておりますので、また議会の皆さん方に、またあれむちゃなことを言い出したというようなことになる場面もあるかと思っておりますけれども、いずれにいたしまして

も、議員がお話のように、町といたしましては大切な財産でございますので、守り切れるようなことを前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） エレベーター、エスカレーターというのが一つの手段であるけれども、今、町長おっしゃるように、いろいろさまざまな角度から、高齢者の方が温泉施設を利用しやすい環境というものをぜひ講じていただきたいと考えております。

そこで、先ほど御答弁の中でも、管理者と連携を図りながら、所有者である町の施設として、改修については進めていきたいという御答弁をいただきましたが、実際問題、非常に浴室内の壁等も今傷みが非常に進んでおります。浴槽自体もヒバのいい素材を使っておりますから、今、腐れも進まず、もっているところでございますが、よくよく見ると、やはりきずが浮いていたりですとか、体を洗うほうの壁も半分ぐらいまではかなり腐れの前兆が見られるようなところ、また、天井についても一部、すが漏りなのか雨漏りなのか、ちょっと剥がれが見られて、そこは一部修繕をされているところもありますが、大規模な改修というのがある程度計画的に、町としても組んでいただいたほうが、施設として長持ちする、長寿化されると思っておりますので、ぜひその辺を改めて指定管理を受けている振興公社の方と連絡を密にしながら進めていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（辻 剛君） 6番金子議員の、ただいまの白銀荘の維持、また、指定管理者であります公社との連携ということの御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者であります振興公社につきましては、御存じのとおり、副町長は社長ですし、私は取締役なので、常に現場とは連絡を図らせてもらっております。

例えば、そちらのほうから連絡がなくても、お客様から何かあったときにはすぐ連絡をして、対応させていただいておりますし、あらかじめ、つかみではあります、修繕費を持っていますので、細かい修繕については適宜行われているというふうに考えておりますが、先ほど議員がおっしゃったような大きな修繕についても、公社のほうとしっかり連絡をとって、余りどうしようもなくなってから多額の費用をかけるのではなくて、ある程度計画が見込めれば、その時点で計画を立てまして、対応を図っていききたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、6番金子益三君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時55分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成30年3月13日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 金 子 益 三

署名議員 北 條 隆 男

平成30年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成30年3月14日（水曜日）

○議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
会計管理者	藤田敏明君	総務課長	宮下正美君
企画商工観光課長	辻剛君	町民生活課長	鈴木真弓君
保健福祉課長	北川徳幸君	農業振興課長	狩野寿志君
建設水道課長	佐藤清君	農業委員会事務局長	北越克彦君
教育振興課長	北川和宏君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男君
町立病院事務長	山川護君		

○議会事務局出席職員

局長	林敬永君	次長	岩崎昌治君
主事	大井千晶君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成30年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

本日は、昨日に引き続き一般質問の2日目です。

11番米沢義英議員から、順次、通告のとおりお願いいたします。

次に、説明員の欠席について御報告いたします。農業委員会青地会長から、一身上の都合により、本日の定例会を欠席する届け出が提出されていますので、御報告いたします。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 竹 山 正 一 君

9番 荒 生 博 一 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) 私は、さきに通告してありました点に、町長及び教育長に質問いたします。

まず第1点目は、障がい者地域生活支援事業についてお伺いいたします。

障がい者福祉計画では地域生活支援事業、障がい

のある人が地域や社会の中で生活できる機会を提供できる事業として、当然のごとく必須事業として位置づけられています。町においては、富良野圏域に共同事業として実施されています。実施に至っては、この時点でまだ上富良野町においては、事業を担える事業所がいなかったという状況の中から、富良野圏域に委託という形になりました。

しかし、現在、町の事業所も一部設立されて、地域生活支援事業を担っている事業者が出てきているという状況になっております。ですから、当初とは大幅に条件が変わってきているというのが実情ではないでしょうか、それを踏まえて、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、地域生活支援事業の相談など町内事業所が受け持ち、実施している実態について。また、富良野事業所に委託している費用と利用実績についてお伺いいたします。

二つ目には、地域生活支援事業は、現在、富良野圏域の共同事業として富良野事業所に委託しておりますが、町内でもできる事業所があれば、当然、必須事業でありますから窓口を町内に開設し、利用者などの支援体制の充実・強化を図ること、これが今必要になってきているものと考えます。

この点についてお伺いいたします。

次に、中学生の医療費の無料化についてお伺いいたします。

中学生までの医療費の無料化の拡大を望む声が全国的にも、道内も、上富良野町においても広がりを見せています。現在、全市町村では1,741自治体中、中学生以上の入院・通院が無料化に取り組んでいる自治体が、既に1,387自治体となるという状況であります。

富良野沿線の自治体では、未実施が富良野市・上富良野の1市1町になりました。上富良野町では、町民税非課税世帯に対して中学生まだ一部拡大をしていますが、完全実施に至っていないというのが実情であります。ほかの自治体では、他の子育て支援と抱き合わせて実施して、多くの住民からも喜ばれています。他の自治体で実施しているのは、その中心、観点というのは子どもを地域の中で、健康で安全で過ごせる環境づくりを進めたい、こういう形の中から子育て支援と合わせながら、中学生の医療費の無料化を拡大するという状況になってはいますが、この点について、今後、どのように無料化を実施すべきだと思いますが、この点について町長はどのようにお考えなのか、明確な答弁を求めます。

次に、移住定住政策について伺います。

少子高齢化の中で、多くの自治体では移住・定住策を充実し、人口減少を食い止める政策を進めてい

ます。町においても実施しておりますが、他の自治体から見ると、その内容が非常に乏しく、また、実現性があると言えるような計画ではありません。

1月、総務産建常任委員会では、移住定住の先進地を視察してきました。島根県邑南町、人口は約1万1,000人、飯南町は人口約5,000人で、支援策で共通していたのは、専門の支援員を配置して、移住後の仕事や日常生活等の悩みなど、最後まで支援していたということでもあります。

また同時に、あわせて空き家改修事業補助、住宅購入時の補助、子育てに対する医療費の無料化、子育てサービスを利用するとポイントがもらえる制度などあり、多様な移住定住政策を充実しているというのが状況でありました。

また同時に、それは人口の増加にも結びついていました。現在の町の定住移住政策では移住してみたいと、他の自治体から住んでみたいと思えるような魅力ある政策ではないと考えます。町においては、定住移住策の今後根本的な抜本的な見直しが必要だと考えますが、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、定住移住促進のための専門員の配置・充実が必要ではないでしょうか。

二つ目には、Uターン・Iターン者に対する住宅の購入及び賃貸住宅に対する家賃補助、改修などに対する空き家バンクに登録した人に対して、改修補助政策など具体的な政策を打つことが必要ではないでしょうか。

三つ目は、移住準備住宅や体験住宅の充実が必要ではないでしょうか。

4番目には、議会懇談会でも魅力あるU・Iターン者に対する政策を充実してほしいとの声が寄せられました。この点についても一層、定住移住策の具体的な対策が必要だと思いますが、以上の点について町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、人材確保の補助制度について伺います。

人口減少の中で、各業種に至っては、人材の確保が困難になっているという課題が見受けられます。平成30年度予算の中では、介護事業所等の人材確保の予算が計上されていますが、現在では保育士の人材確保も大変だという状況が、経営者の間からもささやかれています。今後、また、町が策定した総合戦略の産業を維持させるためにも、また、大学や専門学校へ進学する人に対する補助政策を考えるなど、人材の確保が必要だと思います。それは町が掲げた総合戦略にも後押しするものであり、一層充実が求められると思います。

また同時に、新しい人の流れやそして安定した人の確保、これをつくることにもなることも明らかで

あります。この点についても今後どのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

次に、給食費の負担軽減についてお伺いいたします。

全国でも子どもの貧困層に対する取り組みが始まっています。生活保護、準要保護等に該当する人に対しては、給付等が受けられますが、多子世帯で一定の所得がある人に対しては、該当になっていないというのが状況であります。

町においては、子どもの貧困対策の取り組みとして、住民税所得割非課税世帯を対象とした医療費の無料化、中学生まで実施するという状況があります。これを給食費も該当し、無料化に向けた対策が必要だと思いますが、これらの点について町長及び教育長について見解を求めるものであります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

11番米沢議員の4項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の障がい者の地域生活支援事業に関する2点の御質問にお答えいたします。

地域生活支援事業につきましては、平成18年度より障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や本人の状況に応じて柔軟な形態により、効率的・効果的に実施する事業として取り組んでまいりました。

本事業創設時、相談支援事業などの必須事業について、単独の市町村での実施が困難であったことから、障害者サービス事業所として実績のあります社会福祉法人エクウエート富良野に、本町を含め富良野沿線5市町村で共同委託をしたところであります。

まず、1点目の町内事業所における地域生活支援事業についてであります。日中一時支援事業、生活サポート事業など実施可能な事業については、既に町内の障害者サービス事業所に委託している実態にあります。

また、社会福祉法人エクウエート富良野に共同委託しております7事業についても費用と利用実績につきましては、平成29年度委託料のうち本町分は481万円で、そのうち相談支援事業は256万8,000円であります。平成28年度の利用実績は383件となっております。

次に、2点目の町内での地域生活支援事業の実施についてであります。地域生活支援事業のうち、現在、共同委託しております相談支援事業につきましては、国の基準により、基幹相談支援センター等機能強化事業と住宅入居等支援事業の2事業を実施することが要件となっており、基幹相談支援セン

ター等機能強化事業については、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的職員の配置、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、研修会の企画等人材育成の支援、施設や病院等への地域移行に向けた取り組み等を実施することとなっており、現在、共同委託している相談支援事業所は、これらに加え精神保健福祉士2名の配置、開設時間外の対応等も行っております。

また、住宅入居等支援事業については、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主への相談・助言を通じて、障害者の地域生活を支援する事業であります。

現在、町内においては、これら相談支援事業を実施するための要件を満たす事業所がないことから、共同委託をしておりますが、今後、町内において要件を満たす事業所が開設された場合には、現在の共同委託に対する調整等の課題もありますが、利用者の利便性を考慮し、身近な地域での支援体制が望ましいと思っておりますので、要件が整った場合には、対応できるよう調整してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の中学生までの医療費の無料化に関する御質問にお答えいたします。

中学生までの医療費無料化につきましては、さきの金子議員への御質問にもお答えさせていただきましたように、本施策は、子どもの健康維持と子育て全般にわたる施策の一環としてとらえているところであります。

まず、全ての子どもたちが、必要なときに必要な医療を適切に受けられる環境整備が町の責務であり、医療費負担の軽減のあり方は、他の公共サービスを受けるための負担との整合性を考慮した中で組み立てるべきとの考えから、本年度からは従来の支援に加え、子育て世帯における低所得者世帯に対し、子どもの医療費助成を拡大したところであります。

私といたしましては、子どもの医療費無料化につきましては、他の自治体との比較等で判断するのではなく、町の子育て支援策全体を構築する中で、子育て世帯の暮らしの実態、あるいは少子化対策としての政策効果等、多角的に検討する中で考えるべきものと認識しており、現在の仕組みを継続していくことに、町民の皆様ご理解が得られているものと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の定住移住策に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の専門員配置の必要性についてですが、道内でも幾つかの自治体において専門員が配置され、定住移住策の向上に取り組んでいる状況にあり、本町といたしましても人材活用も含め、定住移住に関するさまざまな情報収集を行うとともに、専門員を配置する場合の方針や役割等を整理し、配置についての検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の移住者への補助等についてですが、議員の御発言にあります住宅購入や家賃への補助などにつきましては、定住移住策の考え方の一つとしては理解をするものでありますが、これまでも同様の御質問にお答えさせていただいておりますが、住宅購入等への補助につきましては、公による住宅団地造成地等への建設促進策として制度化されている事例はありますが、一般的な住宅建設に対する補助につきましては、個人の財産形成への公費補助となることから、その妥当性に課題が多いこと。一方、賃貸住宅等への家賃補助等は、就業されている方であれば、一般的には雇用者において対応されることと思われ、定住移住の促進策として位置づけるには課題があることから、現在、そのような考えは持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

また、空き家の改修補助につきましては、既に一部制度化されており、活用が進むよう取り組んでまいります。

次に、3点目の移住準備住宅・お試し暮らし住宅の充実についてですが、定住移住促進策の一環として実施している、移住準備住宅、お試し暮らし住宅は、旧教職員住宅を活用し運営しておりますが、事業を継続していく上で施設が老朽化しており、ここでの事業継続は難しいものと理解しております、新年度予算に計上させていただいておりますが、町内の民間アパートの空き室が増加傾向にあることなどを踏まえ、民間アパートの空き室を活用し、現行と同様の利用方法で、お試し暮らし住宅の試行的な実施を予定しているところであります。

このことにより、入居される方に、より良好な住環境を提供できるものと考えており、この試行実施を経て検証を行った上で、定住移住施策の充実を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の人材確保の補助制度に関する御質問にお答えいたします。

本格的な人口減少社会を迎え、人材不足は地域のみならず、全国的にも深刻な課題となっており、現在、国では官民を挙げてさまざまな人材確保策、担い手対策が講じられております。本町におきまして

も、福祉分野において介護職員不足等が顕著となっており、昨年実施した介護事業所に対するアンケートでも、7割以上の事業所で介護職員の不足が課題となっております。

また、産業分野におきましても自営業者については後継者不足、企業・事業所においては、人手不足が常態化している状況にあります。これらの状況への対応策として、町では平成30年度から、町内介護事業所等での人材確保・充実を目的に、介護資格取得に伴う費用の一部を助成する介護職員研修費助成制度を実施する予定であります。

また、将来の進路として、介護・福祉分野を目指す上富良野高校の生徒を対象に、平成29年度から上富良野高校教育振興会を通じ、資格取得のための研修事業に取り組んでいるところであります。農業・商工業分野におきましても、後継者確保を目的とした担い手サポート事業や新規就農支援など、町独自の支援策・対策を講じながら、人材の確保、担い手確保に取り組んでいるところであります。

また、御質問にあります大学や専門学校進学に対する助成制度につきましては、北海道立農業大学校及び富良野緑峰高校農業専攻科に限り、就農を条件に就学費用の一部を補助する助成制度を設けているところであります。一般の大学や専門学校への就学に対する助成制度につきましては、制度利用者が確実に町内での就業につながるかを考えますと、単独自治体に取り組む制度にはなじまないものと思われる、制度化の考えは持ち合わせていないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の5項目めの給食費の負担軽減に関する御質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法において食材の購入に要する費用は、保護者の負担とすると規定されており、給食費の全額を食材の購入費用に充てているところであり、その他施設及び設備に要する経費並びに人件費など、学校給食の運営に要する経費については設置者負担となっており、町教育委員会が負担しているところであります。

また、町教育委員会では、給食費の軽減を図るため、定額の助成を実施するとともに、要保護・準要保護世帯に対しまして、全額支援を実施しているところであります。

今後におきましてもこれまで同様、法に基づき保護者に給食費の負担をいただきながら、町からの定額助成、就学援助等を引き続き実施してまいりたいと考えており、新たに給食費を無料化する仕組みについて、現時点において考えておりませんので、御

理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 一つ目に地域支援事業についてお伺いいたします。

今後、検討するというところでありますから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。ただ、既に地域支援事業の広域圏でやっている負担分の中に、実施されているというような答弁にもありましたが、既にあります。発足当時は、当然、事業所等がなく、十分それを支えるだけの事業所がなかったということで、こういう経過になったというのが実情かというふうに思います。

働く現場へ行って見て、どんな状況なのかというふうにそれぞれ見てきました。それぞれいろいろな形で障がいを持たれて、みずからも将来の生活を支えるために、少しでも仕事をしながら、一定の生活費をもらえるような環境づくりになっているという事業所と、その他にも日中支援だとか一時支援、サポートというきめ細やかな支援が、上富良野町でも既に行われているというのが実情であります。

その上に立って、町が言う保健師の配置、いわゆる24時間体制の問題等々ということになれば、確かにそういった必要要件が一部満たされていないというのが実情ではあります。しかし、上富良野町の障がい福祉計画の中では、将来きめ細やかな支援という形も必須事業として位置づけられていますので、やはりそういう実態も踏まえて、町長、こういった実態というのは当然知っていらっしゃると思いますが、今、担える事業所が出てきているというふうに思いますが、この点どのような感触、印象をお持ちなのか、まず伺っていききたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の地域生活支援事業についての御質問にお答えをさせていただきます。

この制度がスタートして、もう十数年経過するかと思います。背景を申し上げますと、議員から御説明いただきましたように、当初は、本町において担える事業所がなかったということから、広域共同委託になっておりましたが、その後、町内でもその支援事業の一部を担える事業が、町もその事業開始に当たりましては、支援をさせていただいてきております。そういった中で、一部を担える事業所が育ってきている実態も理解をしております。

しかしながら、そうはいいいながら広く国等で示されております、基準等を満たせるまでのまだ熟度には達していないという実態でございます。そのような状況が生まれてきたときには、さらに委託

をする部分を拡大していくということは、障がいを持って暮らしておられる方々に、福祉に寄与するところがございますので、そういう方向性はこれから変わらず持っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 認識としては、当然、変わらないのかなというふうに思います。同時に、こういった事業所が上富良野町にあるということは、やはり上富良野町の人口がふえますし、また、いろいろな形でこういった障がい者の方を支援して、地域の中で地域の人たちと結びつきながら生活できる環境づくりという点でも、一層、私はこういった点でも充実が必要だというふうに思っております。

また同時に、合わせてお伺いをいたしますが、将来というか、既にこういった将来を見据えた事業所とのやり取り、あるいは将来的にそういった条件が満たせるのかどうなのかということも含めて、既に将来を見据えた中でやり取りをし、話し合いをしながら、将来のあり方を模索する段階に来ているのだというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えなのか確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、既に日々、事業を実施されております方々からの御意見をいただいたり、相談に乗ったり、あるいは私どものほうでどういう運営実態があるのかということ、常にお互いに情報共有はしているというふうに思います。

ですから、事業所等において、あるいは町が事業所の運営実態を把握する中で、地元で委託できるような状況が生まれてくるものについては、しっかりとそのあたりを共有して、そういう方向に向けていくように、お互いに意思は疎通できていると思います。具体的にどういう部分まで進んでいるかということについては、把握しておりませんが、向かう方向は事業所と町とは、同じ方向を向いているというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ地域でそういう事業所を育てながら、地域の子どもたちは安心でまた過ごせるような環境づくりという点で、ぜひ進めたいというふうに思っております。

次に、中学生の医療費の無料化についてお伺いいたします。

昨日も中学生の医療費の無料化についての議論が行われました。それで、いわゆる優先度はどうなのかということでは、最優先ではないという形の答弁をなされました。しかし、この間の議会懇談会の中

でも要望として出ていたのは、子育て支援の充実とあわせて上富良野町のそういった部分の充実はよくわかるけれども、一方で医療費の負担感が今も社会情勢の中で決して給与が伸びない、賃金が上がらないという状況の中で、非常に負担があるというような話がされてきました。

また同時に、これは個人的にいろいろと回って聞いた話ではありますけれども、何といたっても子どもが病気になったときに不安なのは、当然、子どもの命、健康状態です。それと同時に、医療費がどのぐらいかかるのか、これが不安なのだという声なのですね。そうすると、落ち着いて治療に専念できないと、かといってこの治療をやめるわけにいかないということの声でした。

私はそのことを考えたときに、医療費の制度のあり方というのは、町長も御存じのように社会保障として、あるいは子どもの健全育成と健康・体を守るという立場から、いつ、どんな状況の中でも常に負担感がなくて、治療に専念ができるという保障制度ですから、当然そのとおりの制度だというふうに思っています。

この点で私は社会保障の立場から、子どもたちの健康を守る立場からも、他の自治体も行っているように率先して位置づけて、最優先順位の中でやるべきだというふうに思いますが、この点はどうお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の子どもの医療費に対する御質問にお答えさせていただきます。

子どもの健康を維持する方向についての考え方は、議員と何ら相違するものではないというふうに思います。

ただ、医療費の無料化を全ての子どもたちを対象にという部分につきましては、きのう金子議員の御質問にお答えさせていただきましたように、やはりそこは米沢議員のほうから、最優先にさせていただきたいという考えも述べられておりますが、私は、最優先すべき課題は、予防であったり、保健事業であったり、全ての子育て世帯の皆さん方に等しくサービスが提供できることは優先されるべきであると考えておりますし、一方では、例えばその負担感のことにつきましても、負担感をどのように受けとめるかということ、これもまた非常に何か基準があるというような状況でもございませんし、私といたしましては、本年度からさらに対象を拡大したということは、米沢議員もおっしゃっていらっしゃるように、社会の経済状況だとか、そういったことで微妙に負担感というのは、感じ方は変わっているものと

思いますので、そこはことしについては、私も地域の経済がなかなか好転しないということ等参酌すると、拡大することが望ましいということで拡大させていただいたところでございます。

また、子どもの高額医療費等につきましては、これは国でサポート制度が確立しておりますので、高額医療等については、負担感のないような仕組みが既になされておりますので、全ての子どもの医療費を無料化にするということについての優先度は、まだ、私の気持ちの中では、最優先となっていないという状況でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 継続的な子育ての支援という形で、上富良野町は予防、あるいは妊産婦検診等々充実しているとおっしゃっています。しかし、近隣の町村見ていましたら、妊産婦検診も16回から14回、予防医療費も無料化という形の自治体が数多く出てきている状況になっています。

また、特徴的なことで言えば、小中学生の予防健診という点でも上富良野町が予防医療の先進を走って、他の自治体も横並びに広がりつつあるという状況になってきています。そういうことを考えたときに、切れ目のない子育て支援というのは、既に上富良野は、先進ではなくなりつつあるという状況が見受けられます。

なぜ、それでは医療費の無料化を拡大するのかという疑問なのですが、それは聞いたら子どもたちの健全・やっぱり健康を守るため、この子育て支援を充実して、医療費等の負担感等も含めながら、この町で育て大きく成長してほしいと、この一念だということが、私は、そういうふう感じ取っているわけです。ですから、町長が言われるような継続的な切れ目のない子育て支援というのは、既に上富良野町だけではなくて近隣の町村にも広がって、なおかつその上に医療費の無料化を拡大しているという状況というのは、町長、余り御存じないのかもしれませんが、この点どういうふう感じられますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭の答弁でも申し上げておりますが、それぞれ政策につきましては、それぞれの各自治体の実態に応じて、適切に施策を打っていくのがこれは基本でございます。そういう意味におきまして、私どもの町が手がけているさまざまな子育て支援事業が、他の自治体がどのように取り組んでいる、あるいはどのような方向に向かっているということは、それは参考になる部分は当然理解できますが、それ

らに横並び、あるいは追随する、他がそうだからうちもどうだというような基準で施策というのは立てるべきでない。やはり町民の皆さん方のお暮らしの実態とかそういったもの、あるいは町民の皆さん方が広く求められている課題、あるいはたとえ1人の課題であってもそれは対応しなければならないようなこともありましようし、そういった取捨選択をしながら政策というものは組み立てて、そして何より、きのうも金子議員との議論でさせていただきましたが、やはり適正な受益と負担ということは、自治体経営の中では絶対譲ることのできない基本でございますので、その辺をトータル的に判断いたしまして、そして町民の声を反映した結果、今日の子育て支援策になっているということを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 住民の医療費の無料化を望む声は、町長、どのように受けとめられますか。それは最もだと思いますか、それとも、これは将来にわたってしないものだと、それはわかりませんと、各自負担してくださいという形のことでよろしいのですか。切実な要望が出されておりますけれども、この点どうお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、水掛け論的なような議論になるのは不幸でございますので、特に申し上げませんが、やはりその負担感というものは冒頭申し上げましたように、それぞれ個人によって負担感というものの、とらえ方が違うこともあります。そういったことを我々、行政預かる立場のものとしては、広く町民の皆さん方の声を反映させて、政策を立案していく立場でございますので、私が各方面からいただいている希望や要望、そういったものを参酌する限りにおいては、現在、町民の皆さん方の多くに御理解いただいていると。そして、手を差し伸べる必要がある部分の方については、しっかりと手を差し伸べていけるといふふうには自負しておりますので、基本的に現在の対応、施策を継続してまいりたいというのが基本でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 優先順位からということで、映画の制作だとか、複合拠点という形になっておりますが、これよりも先に子どもたちの健康を守るためにも無料化というのは、最優先だと私は思いますが、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私は、最優先でないということは、都度申し上げております。

一つ、皆さん方はぜひ理解していただけたと思いますが、非常に子どもの医療費無料というのは、シンボリックな政策というふうにとらえられている向きが大変多いというふうを考えておまして、その実効性等がしっかり立証されていないという側面もございますので、私は、町民の皆さん方は理解をいただいているというふうに理解をしております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 理解されていない人がたくさんいます。言っておきます。

それで、町の資料でも1人当たりの子どもの医療費の給付はどうなるのかということで、やはり小学生のときは高いのですが、中学生になると負担は低くなるという状況になっております。

あわせてお伺いしたいのですが、これを実施する上で持ち出し1,000万円かそのぐらいになるのかなというふうを考えておますが、中学生まで実施した場合。町の負担と新たな負担という点で、道から大体2分の1ぐらいの補助が出ておりますから、その分差し引いた場合、上富良野町、もしも中学校まで拡大してどのぐらいになりますか、わかりますか、担当の方。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の子どもの医療費、中学生まで拡充した場合の推計額についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町としましては、29年度の予算にかかわり拡大策を検討したときに、全対象にした場合に拡大する金額につきましては、全て合計しますと、1,260万円ほど拡大にかかるというふうな推計を立ててございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 1,200万円ほどですから、これに対して積み立てだとか何なりしたら、十分実現可能な財源です。このことを町長は率先してやるべきだというふうに思いますが、この点確認しておきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の強い思いだということで理解をさせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） それでは、定住移住政策についてお伺いいたします。

今後、定住移住政策、専門員の配置の見直し等々を行うという話であります。ぜひ、充実していただきたいというふうに思います。

上富良野町の定住移住促進計画、ここにあります。ここにはすばらしい理念が書かれております。たくさん。理念が書かれているのですが、具体的にそれでは何なのだということになった場合に、具体的なフォロー策というのが、全くと言っていいほど掲載されていないというのが実情です。

確かに、親身になって住宅の提供だとかいろいろなこともやられておりますけれども、しかし、私たちが行った飯南町、邑南町では、例えば空き家等というようなものを活用しながら、そこに定住してもらいたいという形の中で、空き家対策支援法というのが恐らくあるのだろうというふうに思いますが、各種の法律を、財源を使い、国の財源を使いながら、それを有効に地元に住んでもらうために、人口減少を少しでも食い止めるためのバックアップ体制をずっとやられています。やはりこういった点、上富良野町は一つもこういった点はありませんし、実施されてない。確かに住宅リフォーム制度ですとか、そういう制度等はあるのですが、そういった違い。二つ目には、どの世帯を上富良野町に呼び込むのかという、この点での違いがはっきりあらわれています。

上富良野町は、どの世帯にしようかなというような程度の状況で、確かにどなたでもいいのですよ、住んでもらうためには。しかし、将来を考えた場合に、少しでも人口をふやしたいということになれば、20代、30代だとか40代、こういった層を中心にしながら高齢者の方を呼び込む政策を合わせて具体的にやっていくかどうか、そういう具体的な政策の展開というのが全く見えませんが、この点、町長どのようにお考えになるかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の定住移住に対します考えについて、お答えさせていただきますが、それぞれ定住移住拡大策をどういうふうに進めていこうかということが、これは100人100様でございますので、どれが正しくて、どれが誤りだというふうには私は判断も理解もしておりません。

ただ、ここずっと町の人口動態等を見ますと、さまざまな形で定住移住につながる人口確保につながるような、私なりの町が示しております定住移住策も含めまして、いろいろな対策を講じながら、一定程度の減少率を抑えるために努力をしているというふうなふうに思います。そして現実にはやはり道内の・管内的に見ましても、減少傾向にあるという流れは、なかなかとめるまでには至っておりませんが、減少率を少なく押さえるという意味でのトータル的な町としての効果は、一定程度出ているものというふうな理解をしております、今、議員から御質問にありま

したような個々の政策については、これはこれから
も不断に情報収集等行いながら、改善できる場所は改善していくというのは、これは当然であろうというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 個別の政策があって、町の政策というのは生きるわけで、大枠があって個別の政策は生きないわけなのですよね、町長。いいか悪いかでなくて、どの年代層を上富良野に定住してもらうのかとか、やっぱりはっきりとした目標がないとだめだということなのです、町長。いいか悪いかではなくて、政策というのはそこまできちっと前を見詰めて、どう取り組むのかということが大事だということに思いますので、ここは町長の感覚のずれが非常に大きな問題だということに私は感じております。

そういう意味では、今後、空き家バンクで改修等、国の使える補助がたくさんあります。そういうものをやっぱりきちっと活用するという、また同時に、専門員の配置を本気に配置して、現状見ていたら職員が相当足りないです、今。あれもこれもやっていますから、そういう課題もたくさん見えてきています。そういう意味では、きちっとした上富良野町に住んでもらって、生活して、悩みがあればそれに対して答えて、やっぱり解決できる側にとっても寄り添いながら、そういう問題に対して解決を図っていくというようなそういう政策のやり方、また同時に、準備体験住宅もどう見ても今の状況では一般的に古くて、個人の好みもありますから、だけれども、もっと施設の充実というのも必要だということに思いますが、この点お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

定住移住促進策につきましては、米沢議員がおっしゃっておられますような考え方も一方ではあるでしょうし、やはり多角的にターゲットを一本に絞るということばかりではなくて、やはり広く町内を見回した中で町の実態に即したような支援策・応援策というのを、これは一つ定めたらずつと行くのではなくて、常に見直しをしながら定住者、あるいは人口確保につながるように、知恵を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 上富良野町は20代の統計調査見ていまして、総合戦略の統計調査なんか見ていまして、30代、40代と転入・転出が繰り返されて、そういう意味ではいわゆる自衛隊の方

が多いという町ですから、当然、そういう現象があり得るのです。

そのほかに、どういう層を上富良野に呼び込むのかという合わせた計画を持ち合わせないと、私はだめではないかということをお訴えて、人材の確保の問題についてお伺いいたします。

この間、介護職員等離職がふえるということで、当然、こういった施策も必要だということに思います。また同時に、保育現場におきましてもなかなか保育士が、他の学校等とつながりを生かしながら呼び込んで、今、大変だという声が聞かれております。

確かに、今、人材・人口が減少する中で、当然、生産労働人口も少なくなっているという状況の中で、本当に複合的な要因の中で人材の確保というのは当然大変で、これは一自治体で取り組む課題等ではありませんけれども、また、取り組まなければならない、国も当然、取り組まなければならない課題だということに私は認識しております。

そういう意味では、確かに緑峰高校の専攻科、あるいは上富良野高等学校に進学した場合の資格取得のこういった補助制度があります。しかし、将来、上富良野で住んでもらいたい、あるいは上富良野の保育士やあるいは各種の事業所で労働人口を確保しようとした場合、少なくとも専門学校へ行ったら、保育士に限ってちょっと見てみますけれども、行った場合、やはりこういったところに将来戻ってきてもらう条件として、緑峰高校の専攻科や大学支援と同じなのですが、こういった制度を上富良野もつかなければならないということだということに思っています。

それは今、広く大学へ行くためにローンを借りながら入学金や授業料を払わなければならないという状況を見たときに、上富良野で働いてくださいと、将来、担える人材を求めています。条件としては、こういう制度で働いて戻ってくる方には、何年後には無償給付になりますよというような政策をとりながら、保育士や各種事業所の人材確保というのは当然必要になってくるのだらうということに思いますが、この点、町長どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の人材確保等についての御質問にお答えさせていただきます。

広く大学生や専門学校に行かれる方々が、町内に職を求めていただけるようなそういう体制も考え方としては当然あり得ることだと思いますが、ただ、私どもにその受け皿が、せつかくそういった大学に進まれたり、専門学校へ行って専門的な勉強を積ま

れた方が、では町内でそれに応えるだけのバックボーンができていくかということも、あるいは職業選択の自由というようなことも考えますと、例えば看護師なんかの確保等については病院で、既に奨学金等の制度持っておりますし、町として確実に町の中での就業につながるようなことについては、いろいろ制度は持っていくことは、これは必要だと思いますが、広い意味での大学進学、あるいは専門学校への進学等についての町としての独自の支援をする制度というのは、それは非常にちょっと、その政策効果としての期待度は、まだ持てる状況ではないのではないかなというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 例えば、保育士のこの制度というのはどうですか、上富良野町には保育所がたくさんあります。聞きましたら、やはり転入などで一時的に子どもさんを見てほしいとかいろいろな条件があります。今、なかなか担えるような状況が、大変になってきているという声があります。

そういう意味では、やはりこういった定着してもらおうという意味では、上富良野には事業所もありますから、こういった部分に絞りながら、また、こういった専門、大学へ行ったときの支援の充実というものもあり得るのではないですか。看護師と同じように、こういったところ、どうですか、それは。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

町で持っております看護師等の確保のため支援制度につきましては、町立病院の看護師の確保のための制度でございます。そういった意味におきましては、広く町内どこの事業所を対象にしてというようなことになると、これは制度設計上、少し検討を要するような課題だというふうに思いますが、米沢議員の考え方については理解できるものでございますので、今後、町の本当に不足する人材確保をどのように、それはさまざまな業種に、運送業界から建設業界から全てに共通していることでございますので、それはさらにしっかり検証・検討を続けながら、制度設計が可能なものについては対応していくことは必要だというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ現場で足を運んでいただいて、確かに町立病院に限定されておりますけれども、そういうものも含めて保育士の確保という立場からの支援制度のあり方というのを総合的な判断の上で、ぜひ検討していただいて実行あるものにしていただきたいというふうに思いますが、お約束できますか、この辺は。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、約束するとかしないとかというような答弁を、お答えをする性格のものではないというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ現実的に物を見てくださいということを私は言いたいので、その点、町長、こういう言葉を使うと非常に嫌がるお方なので、現実的に見ていただきたいということを私は訴えておきたいと思っております。

最後の給食費になりますけれども、確かに要保護・準要保護という形も対象になっております。今、確かに所得・多子世帯360万円未満の所得の方等々、あるいは家族の多い世帯等々が非常に生活という点では、大変な状況にあるというふうな実態かというふうに思います。なかなか給食費の無料化というのも、そういう世帯に対してさらに精度を上げながら、もう一度実態調査も含めてぜひ御検討をいただければというふうに思っておりますので、この点、確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の給食費に関する御質問にお答えしたいと思います。

調査等を行うことについては、今後において可能だというふうに考えております。多子世帯の状況、基本的に多子世帯で所得が低い方は準要保護という中で、無料に当然なっていると思います。基準にしているのが、生活保護を基準にして計算をしていると、多子世帯で所得が少ない方は、基本的に給付が準要保護世帯ということで対応がされていると思います。それらの実態も含めて、要するに統計的に調べるといっても個人のプライバシーがありますので、許可を得ないもので個々の詳しいものを調べるということは、ちょっと不可能でありますから、サンプル的な仮にこうであればという部分で例を挙げることは可能かと思っておりますので、そういう部分の試算をしながら検討を深めていきたいなというふうに思っております。検証ですね、検証を深めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、8番竹山正一君の発言を許します。

○8番（竹山正一君） さきに通告いたしました1項目、上富良野町商業振興計画について質問いたします。

第5次上富良野町総合計画の分野別計画として、農業、観光、そして商業という位置づけで策定され

た今回の上富良野町商業振興計画、平成28年度から30年度の3カ年の計画について伺いたいと思います。

まだ経過は2年目ということで、途中ではありませんけれども、現在までのことについても伺っていきたいと思っております。

当町においては、現在、人口はかろうじて1万人台を維持している、この中で減少傾向がずっと続いております。にぎわいを形成していた市街地区全般での生活必需品を扱い、商店街を形成していた商店が歯抜け状態になり、その傾向がずっと続き激減しております。町民のニーズに対応しきれない状況となっております。町外への購買流出、以前は中富良野町から上富良野町へ来ていたものが、今では逆転して中富良野町・富良野市・旭川方面ということで流出が続いております。

また、車やJ Rで訪れた国内外の観光客の皆様、上富良野の町に踏み入れたとき、一目で活力のない雰囲気印象づけてしまうこの市街の現状をどのようにとらえ、改善・実現に向け連携・提案していくのか、下記のことについて伺いたいと思います。

(1)個店の魅力づくり。①消費者に選ばれる魅力づくり、②快適に買い物ができる店づくり、これらについては高齢化社会、高齢者がますますふえていく中での将来、現在もそうですけれども、将来に向けてのいろいろな店づくりというのも問題になってこようかと思えます。③町外からの来訪者に選ばれる魅力づくり等ということです。

(2)不足業種の出店促進。①町内で買うことができない商品を扱う業種の出店促進。

以上、上記の項目について、町長の見解を伺いたいと思います。

これらにつきましては、具体的な政策たくさん盛り込まれて実行されております。これらについては内容的には活用を待たず、活用件数をふやすだけとなっておりますけれども、そのほかの項目について順次お聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 8番竹山議員の商業振興計画に関する2点の御質問にお答えをさせていただきます。

現在の市街地のにぎわいにつきましては、郊外型大型商業施設の立地やネット販売の普及など、買い物環境や消費動向の変化から、町内購買力の流出に拍車がかかり、これらが大きな要因となり、商店街の活気が年々失われてきている状況にあると、私も認識しているところであります。

まず1点目の個店の魅力づくりについてであります。平成28年から30年度までを計画期間とする商業振興計画に基づき、個店における買い物環境の向上や消費者ニーズに対応するサービス・機能の導入など、商業基盤の強化を目的として、商工業者持続化補助事業を創設し、商工会主導のもと、個店の魅力づくりに取り組んでいるところであります。

この事業につきましては、多くの事業者が積極的に活用されており、このような活発な動きの中から、徐々に成果が出てくるものと期待をしているところであります。

また、執行方針でも述べさせていただきましたように、複合的施設の整備等を通じ、市街地の活性化につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の不足業種の出店促進についてであります。商業振興計画の施策にも位置づけており、支援策も設け、新たな展開による開業支援を整備してまいりましたが、現在のところ不足業種の開業実績には至っておりません。

今後、高齢化社会を踏まえ、買い物弱者等への対応としても不足する業種への経営転換や、入手困難な日用品の取扱拡大などへの支援は必要と考えておりますが、事業者におきましても営業成果を生むことも重要でありますことから、今後、町民のニーズ等も聞きながら、商工会など関係機関と連携し、改善につながるよう検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長(西村昭教君) 再質問を受けてまいります。

8番竹山正一君。

○8番(竹山正一君) 今、お話ありましたけれども、初年度からの28年、29年、まだ29年度は終わっておりませんが、この2カ年のいろいろな町が主体としてやるべき事業ということで、計画の中の一番最後に、それぞれの3事業主体ですか、想定される実施主体ということで、それぞれの項目に配置されております。

その中で町とのかかわりの項目中での今までの2年間での実績ですか、進捗状況とかというそういうものをちょっと報告いただきたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

○議長(西村昭教君) 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長(辻 剛君) 8番竹山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

商業振興計画の中で議員御発言のとおり、想定される実施主体ということで、町が行うものというものがございまして、こちらのほうについては町が主体というか、町だけが行うものというのは融資関係の助成でございまして、それについては既に制度も以

前からございまして、そちらのほうはルールにのっとった形で進めてございます。

ただ、商業者・商工会・町という、三者が連携して主体となって行う事業につきましては、昨年から初めております商工業者持続化補助金、町のほうで予算を取りまして、それは商工会の事業として、商工会が主導として行っているものでございますけれども、そちらの事業につきましては、具体的事業といたしましては、平成28年度において15件の事業採択がございまして、補助額にして約550万円、また、29年度におきましてはまだ年度途中でございまして、6件に対して約250万円のそういう事業への支援の実績がございまして。

以上です。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） そういう制度面はよくわかります。そして現在も活用している事業所があるということ、そしてこれからもあるということも実際聞いております。こういう資金を使って、今ある店舗を変えていきたいとかということも聞いております。これらについては、後継者のいるまだ70歳になっていない事業主、おやじさんの息子さん、継ぎの息子さんですか、事業継承については聞いております。

その中で、そういうことの制度面では十分わかります。あとは使うか使わないか、使えるか使えないかということの中身になっていこうかと思っておりますけれども、それとは別に実施主体となるべき三者の話し合いとか、そういう場をどれぐらい持っているのか。どういう内容で話を出しているのか、伝えているのか、それはあくまでも町の立場として、この上富良野町の住民の生活を守るというか、いろいろな生活消費ですか、消費の今の状況でいくと、大きいと言われるスーパーが1軒、会社が法人でやられている小さなスーパーが1軒、セブンイレブン2軒、ローソン2軒、セーコマート2軒、この1万人ぐらいの町で今言った8軒が、そういう食材・食料品を提供しているお店になっているかと思っております。

その中でそのそれ以外の小売店というのは、なかなかいっしょにやらないのですけれども、そういう中で話し合い、制度面はわかります。あとは活用、件数、そして枠が超えれば補正でふやしていただくという内容で、これが活発に動くということになりますけれども、その前段の話し合い、いろいろな意見交換というのはなされているのでしょうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番竹山議員の商業振興に

関します御質問にお答えさせていただきますが、商工業者、あるいは商工会、町当局、これらの情報交換、あるいは意見交換、そういったものは私がふだん仕事を通じて見ている限りにおいては、相当頻繁に行われていると思います。

ただ、町が出店を促すとか、あるいは新しく事業を開設するとか、そういうことを旗を振る立場ではございませんので、商工業者、あるいは商工会の皆さん方とほとんど毎日といってもいいぐらい、そういう情報交換をしている実態にあるというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） そういう中での町中の動きとして、やはりちょっと薄いというか、見えにくいというか、そういうように感じてしまうのですよね。今、この町は農業関係のいろいろな団体がクローズアップされています。その中でやはり薄れてきているのかなというふうに感じます。

やっぱり何というのですか、お店が閉店していつて、商店街という組織もだんだんなくなりつつあり、以前のような活動も少なくなってきている。残っている商店街などは、やはり皆さん協力してやっていますけれども、その中のとらえ方として、だんだんだんだんリーダーがいなくなってきているというか、そういうような状況になっています。

でもそういう話し合いを何回も重ねているというふうに言われましたけれども、それが具体化できるようなそういうような取り組み、そして新しく今度31年度に向けて、30年度は複合施設の調査研究が始まるということになっております。町長の所信では出ております。こういう中では、建物は建てたはいいけれども、地元の企業がテナントとして入れないというような状況にもなりかねないのではないかと、そういうような長期的な先に大きな投資をするということであれば、事前に若い人とかそういう意欲のある方々を集めてというか、事前のそういう説明、できるから説明でなくて、こういうのがあるのだよというお話も伝えることによって、また、動きが町の中で活発化するのではないかと思います。

そういう中で、あと企業の誘致で人をふやし、働く場所はでき、そして商品が動くという設定の中で誘致を進めていますけれども、企業の大きなとか、中堅どころの企業の誘致をやるのも一つ、それは今までずっと継続していますけれども、若い人に向けての個人事業、この町に住みながら商売やりませんかというそういうようなPRとか、そういうような外部からの刺激を入れるような形での取り組みというのは、PRとかというのはどんなものなので

しょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番竹山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町内・町外を問わず、さまざまな起業を志す方々に対しましての支援制度も持っておりますし、既にそういった動きも町内ではあります。それらは、これからも継続して取り組んでまいります。さまざまな複合施設のお話もしていただきましたけれども、町として、行政としてできる部分、あるいは商業者みずからが取り組む部分、そういったものはやはりしっかりとお互いがそれを認識し合うことによって、一つの形として成り立っていくというふうを考えておりますので、全てを行政が満たして、ごちそうが並んだから食べてくださいということにはならないと、そんなふうには、お互いの努力が結び合うことが必要だと考えております。

○議長（西村昭教君） 8番竹山正一君。

○8番（竹山正一君） 今、言われた中もわかります。わかりますけれども、まずこの振興計画で提起されています現況ですか、現状と課題、そして基本方針というこの大きな塊で提案、提示されております。やはりこれらの実施に向けては、つくったからあとは商工会、商業者あなた方で取り組んでくださいよ、向かってくださいよというのわからないわけではありませんけれども、やはり主体となつてつくった町が間に入って、町としての将来の町のあり方を商工会・商業者に伝えながら、それに向かってのいろいろな意見交換、話し合い、そしてその積み重ねであって、振興というのにつながっていくのかなと思っております。

制度面ではいいと思います。あとは使っていて、その活用の結果、町外からも人を呼ぶ、そして新しくそういう消費をつくっていく。現状のままですと、そういうのが欠けてしまっているという町の状況だと思います。

ですから、これからに向かって観光の推進とかということで、また、商業振興と観光振興の関係で新たな5年計画を立てるといえるのですけれども、その立てるにしても役場の強い思いを話し合いの中で三者ともども共有して、そして組み立てていかなければならないと思います。そうでなければ、今の3年計画のこの計画自体が何だったのか、次の5年に向けてのかけ橋になるのかどうか、それまで逆に言うと、商店がどこまで残っているのかということにもなりかねないと思います。

まして生活弱者、高齢に伴う生活弱者の関係なのですけれども、店に出てこられないのだったらこちらから出向くとか近くにとということで、それは商業

者が考えることだと言われるかもしれませんが、そういういろいろな思いを町のほうから発信していただいて、商業者となつたり、さらに上乘せというのを考えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 竹山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま議員から御意見がございましたような取り組みは、私的には既に日常的に商工会の皆さん方、あるいは商業者の皆さん方と積み重ねているというふうに思っております。そして、これまで取り組んでまいりました持続化補助事業を通じての店舗の展開、あるいは新規開業等のそういった方々の営業はしっかりと実を結んでくる、そういう姿をまた見ていただくことによって、他の皆さん方の意欲にもつながっていくというふうを考えておりますので、この努力を続けると、お互いが努力を続けるということは、これからも継続して当然成すべきことでありますし、いろいろな新たな竹山議員からお話ありました高齢化時代を迎えての買い物弱者等に対するアプローチも、これまた新しい商売の一つのきっかけも暗示しているものでございますので、そういったことは町は商業者でございませぬので、商業者の方々ほどノウハウは持っておりませんが、町も一緒になって汗をかいていくということは、これは絶対必要だとそれを共有しておりますので、これからも御理解を賜りたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

よろしいですか。

以上をもちまして、8番竹山正一君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開を10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、10番高松克年君の発言を許します。

○10番（高松克年君） さきに通告してあります2項目6点についてお伺いします。

1項目め、今年度の除雪対応について、2項目めとして、演習場の騒音対策と情報開示について。

今年度の除雪対応について。

6次総のアンケート報告にある環境に対する重要度は、雪対策が1位となっている、そのことを踏まえて町の除雪予算と町内の企業体との対応は。企業

体委託が6年を経過し、有効な働き、機能を果たしていると思うが、これ以上の効果的な体制を組めるのかをお伺いします。

除雪に対して、住民の反応は今年度非常に厳しい状況にあると思われまされども、今年度の反省を踏まえて再考を必要とすると思われまされども、この現状を町民にどのように伝えようと思っているのかをお伺いします。

3点目、独居老人・高齢者世帯の除雪、戸口排雪の対応と今後の対策についてお伺いします。

2項目目の演習場の騒音対策と情報開示について。

1として、砲撃騒音測定がなされているが、昨今、爆破処理が行われ、この大きな爆破音がモニタリングされているのかどうかをお伺いします。

2点目として、演習の拡大、飛行訓練の拡大の可能性があると思われまされ。住宅防音地域の拡大、住民の安全確保についてお伺いします。

3点目として、演習場を持つ自治体において、演習内容、周知、騒音測定値など独自の情報収集も行われて公開しているが、町は情報の公開を今以上に行うべきと思うが、お伺いします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の2項目についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目目の除雪に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の除雪作業の民間委託の体制についてであります。町道の維持管理につきましては、平成24年から全面委託を開始し、本年度で6年目を迎えております。

受託業者は、町内の4業者による特定共同企業体であり、作業に当たりましては、都度、委託業者と打ち合わせや検討を行っております。民間委託方式につきましては、技術力・専門性・機動力・即応性などが充実していることから、現時点では委託方式での機能は、一定程度果たされているものと考えております。

今後におきましても雪解け後、受託業者と今期の反省や課題等について検討を重ね、さらなる改善に向けて取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の除雪に対する住民からの意見につきましては、毎年、除雪に対してのさまざまな要望や意見が寄せられておりますが、ルールに基づいて対応が必要なものについては、受託業者へ指示を行い対応させていただいており、対応が困難なものについては、関係住民の方へ丁寧な説明を行い、御理

解をいただいているところであります。

また、町道の除排雪の作業計画や作業方法、協力依頼につきましては、毎年、町広報誌や住民会長懇談会等でお知らせをしているところでありますが、住民の皆さんへのさらなる情報提供につきましては、住民会長懇談会等を通じ御意見を伺いながら必要な対策を講じ、冬場をより快適に過ごしていただけるよう、除雪作業の向上に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の高齢者世帯などに対する除雪対策についてであります。町では在宅福祉サービスとして、虚弱等により除雪が困難な高齢者世帯のうち、町民税非課税世帯を対象に除雪サービスを実施しており、合わせて間口処理につきましても、これら対象世帯に対しては再度除雪を行うなど、支障がないよう対応しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の演習場の騒音対策と情報開示に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の演習場における騒音測定についてであります。平成26年より常設設置されている砲撃音測定装置により、演習場内から発生する戦車砲、迫撃砲、誘導弾及び爆破に伴う騒音の測定がされており、議員御指摘にある爆破処理に伴う爆破音につきましても、国の定める砲撃音評価指標に基づき測定されているものと理解をしております。

次に、2点目の住宅防音区域の拡大についてであります。平成24年に指定された住宅防音区域は、演習場周辺地区の一部であり、当該地区の一体性からも住宅防音区域拡大の必要性を認識しており、町といたしましても引き続き区域拡大の要望活動を継続してまいります。

また、飛行訓練等の拡大による住民の方々への安全対策につきましては、国の責任において徹底した安全対策を講じるよう、関係自治体と連携を図りながら、要望を行ってまいります。

次に、3点目の独自の情報収集・公開についてであります。現時点におきましては、町独自に情報収集等を行う必要性は感じておりませんが、引き続き北海道防衛局と連携を密にし、情報収集と合わせて町民の皆様や各地域協議会の皆様へ情報提供をさせていただくとともに、実弾射撃等の訓練計画等につきましてもこれまで同様、事前に防災無線を通じて周知をさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） ことしのようないつもとは違うような状況、例えば今回もこの3月に入って

からでも積雪に加えて吹雪、雨による融雪など、不測の事態を迎えるようなことになっているのが現状だと思うのです。除雪による予算の不足については、地域住民の生活に密着した部分を見ると、多い、少ないという話ではなくて、これが本当に十分な除雪体制ができているかどうかと、ここがポイントになるのかなと思うわけです。

ことし、排雪が途中で中止された事態があったということをお聞きしますが、なぜそのような事態に陥ったのかお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 10番高松議員の質問にお答えをさせていただきます。

状況にはいろいろと大雪になったり、雨が降ったり、いろいろな気象条件になったりします。そういう中で排雪を行って、途中でやめたというのがちょっと私の記憶ではないのですけれども。排雪をずっと12月末からやりまして、1月、2月、排雪をやりますが、その間に大雪になりますと排雪は常にとまりますので、同じ作業員で対応しておりますので、そういう場合はありますが、途中でとまったというのは大雪の影響だと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） そのときのタイムラグ、どのような状況だったかというのは、働いている人たちの話を聞くと、そこで切り上げて次の仕事に移っていくということで、重機の移動とかそういうことが、結局はロスになっているというようなことを聞くのです。そのタイムラグの後、全体の作業に影響を及ぼしたということも聞いているわけです。

他のところでは仕組みとしてですけれども、ロータリー1台にグレーダー、ショベル2台、ダンプ15台、これは捨て場の条件などによっても違うのかもしれませんが、それに誘導員を3人以上はつけると。それをセットとして、作業しているというふうに聞いているのですけれども、上富の町でもそういうようなことで、どれぐらいの割合でそれらがセットされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今、言われておられるのは排雪作業だと思いますが、排雪作業につきましては、まずダンプにつきましては基本的に12台ぐらいです。ただ、東町のほうで行きますと、捨て場に近いものですからまた若干少なくなったり、若干西側のほうに行きま

すと遠くなりますので、12や13台というふうになってくるといふようになっております。

また、まず路盤が相当凍っておりますので、20センチ近くありますので、グレーダーによるかき起こし行いまして、そしてドーザーによる集めたりいろいろして、その後、大型ロータリーによりますダンプの積み込み等を行っております。あと、誘導員については、七、八名を常に行って、交差点の安全確認等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 作業工程を作成しているときにも雪の質とか、例えば今ぐらいになってくるとかなり重い雪になる、初期のころだと柔らかい雪で、しかも積み込みのときに、量が積めないとかということがあるということも聞いているのですけれども、効率的な工程設計はかなり経験を要することだということもお伺いしているわけですが、それらについて作業者とのコミュニケーションというか、それがかなり重要な作業効率を上げていくためには必要だということも聞いているのですけれども、目前にあるマイナスの要素になるような事案をどういふふう効果的に取り除いていくかということが、設計の上においても重要なことだと思うのですけれども、それらについては設計者の能力というか、それらを問われるのかなと思ったりもするのですけれども、それらについてはどう考えますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の除排雪についての御質問にお答えさせていただきますが、基本的な部分について、まずお答えさせていただきます。

この除排雪につきましては、計画を持って取り組みますが、それはあらかじめ立てる計画でございまして、当日の気象条件、あるいは雪質、あるいは市街地と郊外との状況の変化、これはさまざまに変化をしている中で作業が行われております。

もちろん効率的な作業をするということは大前提でございまして、これは今まで過去、平成26年から一つ一つ積み上げてきたものを参考にして、そしてさらに改善に向けて取り組んでいるということでございます。非常に定型化して計画を持って、それに従って作業をするということは、実際上は非常に困難だといふふうに思っております。しかし、そういう中で現場、あるいは町の担当者も含めて、最善の効率的な作業ができるように日々それは協議を、相談をしながら作業しているということが、前提にあるということをお理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番(高松克年君) ここにも「雪解けの後、受託業者と今期の反省など課題について検討したい」というふうに書いてありますけれども、先ほど、冒頭で言った6次総のアンケートの中で「重要度、優先度の高いのは雪の対策というのが一番」というふうに書かれているわけですね。それらを考えると、町民の町に対する意見を見ても町の立場が住民に十分伝わっているかどうか、しかも住民は町が、意見を聞いてもらえている状況にはないのではないかという感じを持っているのではないかというふうに思うわけです。

そこで、この除雪の問題に対して、単に町と業者とのコミュニケーションをどうとるかだけではなくて、そこに町民の方々、いわば受益者というか、その人たちの意見も取り入れていくということであれば、他の町村ではやられているのですけれども、除雪連絡会議というのを設けて、ただ単に今のようには町だけでは、恐らくこのままの状況が何年も続くとすれば限界が来るのではないかと。地域の皆さんを巻き込んだ、ある意味では解決策を見出していかなければならないということになれば、今言ったようなことで住民は町内会も含めてですけれども、地域住民の代表者と町と業者の方がお互いにこの状況をどういうふうに、町の除排雪の問題をどういうふうに持っていかっていくかということ協議するような場を設けたらどうかということをおっしゃっているわけですが、それについてはどうでしょうか。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 10番高松議員の除雪に対する町民との理解度の深化でございますが、この議場の中にも住民会長さんと兼務されている議員の皆さんがいらっしゃいます。住民会長懇談会等で、相当入念にこれは意見交換をしております。そして、皆さんの合意を得た中で、除雪というものが実際行われている実態でございますので、今、議員が御質問のような仕組み、あるいは実際にそういった行動は、私といたしましては十分に行われて、構築されているというふうに理解をしているところでございます。

○議長(西村昭教君) 10番高松克年君。

○10番(高松克年君) 私も4年前ぐらいに、たしか道科学大学の先生と住民会とのシンポジウムというか、そういうのを開かれたときに出て、そのときの話も聞いているわけですが、そこら辺の町と業者だけのやり取りだけでは解決できない問題があるというのは、そのときに学んだのですね。

住民は一方的に、やはり町がやるべきという話もありますけれども、この事態に至っては、それだけで済むのかどうか。やはり住民の人たちを巻き込ん

だような形での除排雪を含めての雪対策というのを考えないと、本当にこれ冬期間、雪の中に閉ざされる状況の中で生活の向上に向けた方法として検討すべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

この除排雪につきましては、快適に冬を過ごしていただくためのこれは避けて通れない、雪国は共通に抱えている課題でございます。

高松議員から、ただいまお話ありましたような具体的に改善していただきたいような事柄、あるいは方法、さらに効率的に作業が期待されるようなそういうお話がありましたら、それぞれ各地域の住民会長さん、あるいは町内会長さんを通じて、いつでも私どもは御意見を伺う体制はできておりますので、寄せていただければ改善できるものは改善してまいりますので、御協力賜りたいと存じます。

○議長(西村昭教君) 10番高松克年君。

○10番(高松克年君) そこまではわかっているのですよ。その後、どういう踏み込みをするかというところで、先ほど言ったように、6次総の中で雪の対策が1番になる。1番になるということは、それだけ住民の人たちが、そのことに対しても関心も寄せているし、ある意味では不満のある人たちもいるということ、アンケートの中にも書いているということだと思っております。そこら辺を踏まえて、今このことをお話ししているわけですが、それがわかってもらえないということであれば、これまた住民の信頼を勝ち得ることにはならないのかなと思うのですね、この問題に対して。

次に行きますけれども、ほかの自治体では、パートナーシップ制度という呼び名で言われているのですけれども、住民と町内会とか、それと自治体が双方に費用を出し合って、痛み分けをして除雪業者と三者の協力により排雪を行うというようなところが、実際に自治体であるわけです。これは留萌市とか、千歳市などで行われているというのが知られています。地域、これは町内会を含めてでの雪の積み込みを行ってもらおうと、そのときにダンプカー、これは運転手つきで無料で貸し出し、これは10トンとか4トン。ショベルカーなど積み込みの機械は、小型投雪機などで積み込んでもらおう、4トン車ぐらいだったらそういうことを言っているのかなと思うのですけれども、そういうことと、ショベルカーは町内会の手配で、これは町が中に業者の人と、これは市ですから市が1時間当たり、おおよそ2万円くらいであっせんするという言い方はおかしいかもしれないですけれども、もしかしたらこれはダン

ブカーとセットというようなことで、お願いをするということになっているのかもしれませんが。

先ほど言ったように、ダンプカーの運転手つきで無料で貸し出しをします。それと、融雪機の無料貸し出しというのもやるのですね、これは私道なんかも含めて道路に排雪というか、雪を出されないことを防ぐための一つの手段になると思うのですけれども、移動式の融雪機を貸し出す。そのときに灯油は利用者負担、おおよそ18リッターで半日程度回る機械と。これは人間がついて、絶えず雪を入れなければならないという作業はついて回るわけですが、そういうものを貸し出すとか、小型の除雪機、投雪機ですね。町内会が主体で、これは狭くなった私道の拡幅、間口除雪ですね、この後に問題にしますけれども、独居老人とか、高齢者世帯の間口を町内会の人をお願いして投雪するというようなこと。運搬・回収は、この機械の回収は自治体で行っていると、燃料とか維持費その他は、利用者負担ということになっています。10馬力程度で、幅は80センチぐらいをはねる物、これらあたりも住民会、住民が参加できる一つの雪に対する対策なのではないかと思うわけですが、こういうことを我が町が行うというようなことを、将来的にも考えていないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の除雪に関する御質問にお答えさせていただきます。

ただいまいろいろ事例をお話いただきましたが、個々の事例につきましてもの云々は、申し上げるつもりはございませんが、いずれにいたしましても町の除排雪につきましても、これはそれこそ町が直営でやっていた時代も含めて、長年、住民の皆さん方と、あるいは町内会・住民会、そして町も含めたみんなでの協議の結果の積み重ねで改善が図られてきているところでございます。突然ことしから始まったものではございませんので、そういった積み重ねの土台をしっかりとする中で、やはり協働のまちづくりそういったことが声高に、今、皆さんと共有できておりますので、みんなで暮らしやすい町にしていこうということで思いを一つにしているわけですが、改善できる部分については改善をする、そして住民の皆さん方みずからも努力できる部分は努力をする。そういうところがうまくみ合っていて、こういった暮らしやすさは維持されていくものだと思いますので、どういう形にするというような断定的な考えを想定して、除雪計画をこれから持つというようなことはないということだけは申し上げておきます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今、町長が答えられた中に、改善策としては取り上げる要素があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） これについては、不断に見直しをして改善していくということは除排雪のみならず、行政全てに共通していることでございますので、ぜひそこは御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） ぜひ考慮してほしいというふうに思います。このままだと、この除排雪に対しての町が一生懸命やっているというのはよくわかるのですけれども、それがどういうふうに住民とリンクして、本当に理解してもらえるかどうか。理解してもらえなかったら、ここに住みやすい町とか、弱者に寄り添ってとかということにはならないと思うので、よろしくお伺いしたいというふうに思います。

次に、独居老人とか高齢者世帯の除雪ですが、これについて29年度の高齢者実態調査を踏まえてお話を聞きたいと思うのですけれども、現在、29年度の65歳以上の高齢者の単身の世帯が501戸、高齢者世帯と言われる人たちが767戸あります。この中で、現在、町長が言われている高齢者の福祉サービスの中にある除雪サービスを現在、登録を受けている人は110人くらいというふうに聞いています。

これが、また、半年も前に申し込み、高齢者から希望をとり、11月までにリストをつくり、社会福祉協議会に上げて高齢者事業団、その他、二つの業者をお願いしているというようなことなのですけれども、ことしは現在のような状況ですから、非常に後でお願いしたいというのが住民会長さんとか町内会長、また民生委員の人たちから上がってきて、臨時で受け付けをもしたというふうにも聞いているのですけれども、受けたほうも高齢者事業団の人たちでも、十分な人員がそろえられないという言い方はおかしいのかもしれないのですけれども、見つからなくて隣人や知人に頼むというようなことを、再委託するような形になるのかなと思うのですけれども、それらの不足を来しているというような状況からして、今、さっき言ったような501戸、高齢者世帯について767戸というところで、登録者としては110人くらい言えば、高齢者世帯とすれば14%ぐらいの戸数にしかならないということを踏まえると、非常にそれ以外の人たち、110人の人たちはどうにかそういうことで除排雪はできているのかもしれないのですけれども、それ以外の人たちの

多くの御苦勞なされている実態があると思うのですね。それについてはどう考えていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の高齢者世帯等の方々に対する除雪サービスの件にお答えをさせていただきますが、冒頭お答えさせていただいておりますが、町は、福祉サービスの制度をもって、高齢者世帯への対応をさせていただいているところでございます。

ことしについては、特に降雪量が多かったということで、非常に受託していただいている方々に人手不足を来していたということ、私も聞いております。サービスを提供する福祉政策上、サービスが必要である高齢者の世帯に對しまして、必要なサービスを提供させていただいておりますが、御自分でそういった除雪に對する対応力をお持ちの方につきましては、これは御自分でなさることも結構でしょうし、民間サービスを利用されることも結構でありましょうし、それは負担能力をお持ちの方については、各自が対応していただくというのが、これは基本であろうというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで先ほども言ったように、住民が参加できるような仕組み、例えば投雪機とかそういうものも貸し出せるというような状況があれば、今言われたように隣の人がいて、それを借りてでも老人の家庭の戸口ですか、間口ですか、その除排雪もできるわけですよ。そういうことを有効的かというと、効率的に回していくためにも先ほど言ったようなことができないか、ぜひ考えてほしいというふうに思うわけです。それについてどうですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういった地域活動は、まさしく昨日、佐川議員の御質問にお答えさせていただきましたように、まちづくりの事業の中で、そういった取り組みがその地域にとってベストだという選択があれば、それはそういうことに対する町の支援制度はありますので、そういう意味で活用していただくことは大いに結構かというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今年度の新しい年度に向かっての執行方針の中でも町長は、町民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくりに努めるというようにうたっているわけですが、その中に、やはり老人の世帯であれ、本当に安心して住み続けられるためには、冬期間の暮らしの中で一番生活の

障害となる雪による住みづらさを解消できないとすれば、これを軽減させるために心を割くことは、行政として大切なことだと思っておりますけれども、その中の一つに小さなことかもしれませんが、戸口の排雪というのがあるのだと思うのです。

先日、新聞を見ていると、おもしろい記事があったので、一つ紹介させてもらいたいと思うのですが、山形県での話なのですが、これは新庄市。除雪車が高齢者宅の位置を知らせるシステムの運用を始めた。通知場所の付近では、丁寧な作業をしてもらい、お年寄りの雪かきの負担を減らすのが狙いのこと。GPSで65歳以上の独居者の自宅位置を登録し、自宅の半径30メートル以内に入ると運転手に知らせ、置き雪の解消が大きな狙いという、これをやっていると。これがこの町ですぐできるとは思いませんけれども、ぜひこういうような老人の世帯に對しての一つの安心を与えるような状況を、この町でつくり出していくことができるかどうか。先ほど言ったような、安心して住み続けられるまちづくりが、スローガンだけで終わるのであれば、何の意味も持たないという…。

○議長（西村昭教君） 高松議員、質問の趣旨、当初から大分それておりますので、簡潔明瞭にお願いいたします。

○10番（高松克年君） それで、これについての町長のそういうことまで、町で行えとは言いませんけれども、将来的なことの展望として持てるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、他の事例等の御紹介もいただきました。完全とは申しませんが、上富良野町も既にやっている事業でございます。そういったことも御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 続いて、次の質問に入りたいと思います。

演習場の騒音のことですけれども、昨今、爆破処理がかなり行われているような実例が挙げられているので、それについて聞きたいと思います。

これ昨今ですけれども、2月27日、3月9日にも行われたというふうに思われるのですが、そのときの騒音がかなり大きな音で、私たちはまだこれをはかることのできる物を持ち合わせていませんから、はかることはできないのですけれども、そういうことなんかも含めて、昨年、29年1月から10月までの記録の中からですけれども、7月6日の日に1日における爆撃の回数が394回、1日の

平均の騒音の計数として85.7デシベル、これは防音対策で基準としている81.5デシベルを相当上回っている数字なのですね。7月の1カ月における演習の日数は14日、爆撃の全体数は3,033回、実に1日に平均216回となるわけです。1日の最大デシベルが、基準の81.5デシベルを超えた日数は、実に14日間あるわけです。このような騒音が事実、演習のたびに地域では鳴り響いているということになっている現実をどう見ますか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の演習場に起因いたします砲撃音等の御質問にお答えをさせていただきますが、議員がただいまお話をいただきました日々、あるいは月によります動き等については、私として得ている情報は手元にはございませんが、いずれにいたしましても北海道防衛局のほうで常時観測を行っている、そしてそれらの情報等に観測された数値等については、既に公開もされておまして、その数値がどういうレベルにあるか、そしてまたそれらが基準を超えているかどうかということにつきましては、リアルな判断をする材料は持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましてもそういった騒音が仮に測定されているというような過去の実態も踏まえて、住宅防音工事等に対処しているところをごさいます、北海道防衛局を通じて、そういった地域から寄せられております声は常にお伝えしておりますので、高松議員のただいまの御質問に対しますコメントは、私の立場からとしては申し上げるものは持っておりません。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） これ公表されている数字なのですね、それで聞いているわけです。私たちが実際にそれを調べてどうこうということはできないわけです。できていないわけです。それについても後で質問しますけれども、そういう状況の中で町長は手元にないから、それに対して答える必要はないというふうに答えていると思っていということですか、今の答えは。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

その測定値が、あるいは砲撃音の回数が何回だったから、あるいは数値が幾らだったからということについて、町としてお答えするという立場にはないということをお申し上げるところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 立場にないということ、町としてはどういようなことで、それを立場

にないというふうに。この町の長なわけですよ。知らないということを言っているのか、知らなくてもいいと言っているのか、知る必要がないと、答える必要もないと言っているのかをお伺いしたいと思います。今言っているのは、公表されているのです。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問に再度お答えをさせていただきますが、その高松議員がただいまお話をしておりましたデータ等について、町がどう考えるというふうなことから、申し上げる立場にはないということ、これは国が基準値を持って測定をして、そして測定値を超えるような基準であれば、その対策を講じるというのが基本であろうということをごさいます、それらに関連することに対しての町としてのお答えを、お答えする立場にはないということをお申し上げるところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それに附随してですけれども、先ほど質問にも書いているのですけれども、住宅の防音地区の拡大ということに、これだけの大きな音を絶えず響かされるというのか、出されるということに対して、地域の人たちは非常に重荷を負っているというふうにごさいます、考えていいのだと思うのです。そのことを一つ、この次の段階として考えられることとして、飛行の拡大ということがあるわけですから、これ実際に去年、直前になって我々にも何も知らされないで、新聞報道が先行するというような形でのティルトローター機、オスプレイと言われるこの機種が来るということになったわけですから、道内での訓練は恒常化する可能性があるということが、新聞紙上なんかでも出ているわけですから、この新聞の報道、これらをどういふうにとらえたらいいのかをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 高松議員、質問の趣旨と外れてきておりますので、趣旨に基づいて質問してください。オスプレイの話は関係ありませんから、騒音はわかりますけれども、よろしくお願ひします。

○10番（高松克年君） オスプレイは関係ないということですが、オスプレイが出している騒音の問題として、やはりとらえなければならぬ部分があると思うのです。

というのは、前に地元の協議会の中で出された問題として、そのようなことに対しての懸念もあって、騒音の測定に対してのお願いをしたわけですが、去年、それが来るということになって実際に総務課にお願いしたわけですが、騒音器を

そろえて、町独自で騒音の測定をするということに至らなかったわけですが、その経過についてちょっと聞かせてほしいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

飛行機、あるいは航空機等の騒音、それから砲撃音も含めて、町といたしましてはそれらの対応につきましても、国としてきちっと住民の安心・安全を確保する観点からも、国としてそういったものに対する対応、北海道については北海道防衛局が中心となって対応するべきものであって、しているとも理解しておりますし、町が独自に測定をしたり云々ということについては、その必要性は私としては感じておりませんし、求めてもいないところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それに対しては、全く関知しないという言い方ですが、町として安全対策に対して言及はしていませんけれども、町において地域防災計画の中にある航空機災害の対策の中に、ヘリコプター、小型飛行機等の墜落炎上により、搭乗者とともに住民等に影響がある場合、被害が発生した場合には、これに載せるというふうにあるわけですが、これとの整合性というか、そういうことについてはどういうふうに考えていますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、防災上の対応等については、民間機も含めて全てを網羅していることでございまして、今、ここでやり取りするような内容と、少し性格が違うのではないかなというふうに理解をするところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、次の質問に移りたいと思います。

町独自で情報収集の必要はないという思いだというふうに言っていますけれども、昨年、行われたノーザンヴァイパー、実働訓練の中でですね、米国の。その中でほかの自治体、これは演習場を持っている実際に訓練に載せられた演習場でのことなのですが、そこでは情報の公開として、恵庭市では日米の訓練の中でホームページで既に8月2日から、どういうことがどうなるふうになされたのか、市自体として、8月2日には要望を提出する、9日には緊急要請をする。その後、実際にやってくるということがあって、その中でも騒音の測定をしていたわけですが、その公表を11月

11日にホームページに載せています。そのときに、島松の駐屯地で78.4デシベル、市役所の上で75.0デシベル、これは目視のできる場所での騒音ということになっています。

また、千歳市では、それと同じように8月18日から28日まで、飛来したときと三沢を飛び立ったときの指数と、それらあたりをやはりホームページで公開しているわけです。ここ千歳でもやはり騒音の測定をしています。

そういうことを考えても、ほかの自治体では公開をしているわけですが、残念ながらうちの町ではそれらは全く行われなような状況にあるわけですが、我々も新聞紙上で知って、それを町に問い合わせるような状況の中でしか情報が得られないということに対して、非常に心配しているわけです。地域としても、それをどういうふうにか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、情報収集等におきましては、北海道防衛局を通じて情報を収集しているところでございまして、その情報を入手できるタイミングが早いか遅いかというのは、これは私どもでは常に情報を適正な正確な情報を、なるべく早く提供していただきたいということを常々申し上げております。そして情報公開をしていただきたいということは、特に昨年のノーザンヴァイパーについては、関係自治体を含めて改めて要望した経過もございまして、それらについては北海道防衛局においては、可能な限り情報を私どもの要望に応じていただいているというふうには私は理解しておりますが、ただ、現実には一定程度の期間を前もって情報は提供されている実態にあるかと申しますと、それは非常に私どもも、もっと早くできないのでしょうかと申し上げるような状況であるということは、私もそういう理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） ここにいろいろ実際にアップされて、そして我々もとれるようなものがあるわけです。ですから、こういうことから言うと、町が地域の人たちに、いち早くその情報を知らせるという方法を考えてもいいのではないかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員の御質問にお答えをさせていただきますが、既に昨年も北海道防衛局から寄せられた情報については、各地域協議会に即座に伝達をさせていただいているという状況だけは御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それらあたりが、地域の協議会の人たちも忙しいわけですよ。そうすると、個々の地域に線引きがされている、そうすれば個々の家庭にまでしっかり届くような方法でないと、非常に、たまたま自分が実際にあった話なのですが、隣のおばあちゃんが歩いてきて、お知らせしてくれたというようなこともあったりとかしているわけですよ。

そういうことからして、その方法についてももう少し安全とか、地域に寄り添うということを考えれば、それらあたりも行われてはいいのではないかというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 情報の提供について工夫の余地があると、あるいは地元の協議会の皆さん方と協議をした中で、改善が必要であるというものについては、改善していくことは全く異論がございませんので、それは今後、各地域協議会の皆さん方といろいろ意見交換をする中で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それらあたりについてももう少しきめ細かく、どのような不測の事態に至るかわからないような状況で、住民の人たちがいるということを考えていってほしいというふうに思います。

それと、一つ、ここに一つの言葉があるのですが、不作為という言葉があるのですが、これは成すべきことをしない、わざと積極的に行わないということ意味すると。知り得ていながら、将来問題が起こることを予見できるにもかかわらず、不作為な行動、これは倫理的にも許される行為ではないというふうに思うわけですが、行政の長として、この言葉をどう受けとめるか、町長、お願いします。

○議長（西村昭教君） 高松議員、質問の趣旨が違いますので、何度も注意していますが、注意してください。

答弁の必要ありません。

再質問ありますか。

○10番（高松克年君） ありません。

○議長（西村昭教君） なければ、以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月15日から21日までの7日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月15日から21日までの7日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時35分 散会

◎休 会 の 議 決

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成30年3月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 竹 山 正 一

署名議員 荒 生 博 一

平成30年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

平成30年3月22日（木曜日）

○議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 予算特別委員会付託
議案第 1号 平成30年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4号 平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 6号 平成30年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 8号 平成30年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成30年度上富良野町病院事業会計予算
第 3 議案第20号 上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
第 4 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
第 5 議案第22号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
第 6 議案第23号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 7 議案第24号 上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
第 8 議案第25号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
第 9 議案第26号 上富良野町国営土地改良事業負担基金条例を廃止する条例
第10 議案第27号 しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例を廃止する条例
第11 議案第28号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について
追加日程第1 議案第33号 財産の取得について
第12 議案第30号 上富良野町道路線の廃止について
第13 議案第31号 上富良野町道路線の認定について
第14 議案第32号 監査委員の選任について
第15 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）
第16 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（13名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	5番	今村辰義君
6番	金子益三君	7番	北條隆男君
8番	竹山正一君	9番	荒生博一君
10番	高松克年君	11番	米沢義英君
12番	中瀬実君	13番	村上和子君
14番	西村昭教君		

○遅参議員（1名）

4番 長谷川徳行君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	青地修君	会計管理者	藤田敏明君
総務課長	宮下正美君	企画商工観光課長	辻剛君
町民生活課長	鈴木真弓君	保健福祉課長	北川徳幸君

農業振興課長 狩野寿志君
農業委員会事務局長 北越克彦君
ラベンダーハイツ所長 大石輝男君

建設水道課長 佐藤清君
教育振興課長 北川和宏君
町立病院事務長 山川護君

○議会議務局出席職員

局長 林敬永君
主事 大井千晶君

次長 岩崎昌治君

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成30年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 御報告申し上げます。

初めに、予算特別委員会、村上委員長から、本定例会で付託されました議案第1号から議案第9号までの議案につきまして、審査報告書の提出がございました。

次に、議案第32号監査委員の選任につきましては、後ほど配付させていただきます。

欠席議員の報告をいたします。4番長谷川議員から、一身上の都合により本日の定例会におくれる旨の届け出がなされていますので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 高 松 克 年 君

11番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

◎日程第2 予算特別委員会付託

○議長（西村昭教君） 日程第2 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成30年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成30年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成30年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成30年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成30年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号平成30年度上富

良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成30年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号平成30年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成30年度上富良野町病院事業会計予算を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、村上和子君。

○予算特別委員長（村上和子君） ただいま上程されました予算特別委員会付託の件につきまして、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

平成30年3月22日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

予算特別委員会委員長、村上和子。

記。

1、審査の経過。

本委員会は、平成30年第1回定例会が開かれた3月7日に設置され、議案第1号から議案第9号までの付託を受けた。

3月15日に委員会を開催し、正・副委員長及び分科長を選出し、直ちに議案審査に入った。議案第1号から議案第9号までの各会計予算案の歳入歳出の疑問を、3月15日、16日、19日に行い、理事者の答弁を求め、二つの分科会でそれぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月20日に委員会を開催し、各議案の審査意見を集約して理事者に提出をし、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立により採決を行った結果、平成30年度上富良野町一般会計予算及び平成30年度ラベンダーハイツ事業特別会計予算などの審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、審査意見。

裏面の予算特別委員会意見書（平成30年度予算）については、御高覧いただいたものとして省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第9号までは、委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第3 議案第20号

○議長(西村昭教君) 日程第3 議案第20号上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の提案の要旨について御説明させていただきます。

当該条例は、第3次地方分権一括法を受けまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が北海道より町に移譲されることから、当該条例を整備するものです。

条例の制定に当たりましては、国において定めております基準省令から、従うべき基準及び参酌すべき基準を用い、北海道の条例及び平成27年に制定しました要支援者の居宅介護予防支援の基準を定めております条例等の整合性を図るとともに、地域の実情に基づいた内容の条例とするため、一部町独自の基準を盛り込むこととしたものであります。

次に、条例の内容ですが、第1章の第1条から第4条につきましては、総則としまして、趣旨、定義及び基本方針、申請者の要件を規定しており、この中で、独自基準として、上富良野町暴力団排除の推進に関する条例の基本理念を追加しております。

第2章の第5条から第6条につきましては、人員に関する基準を規定しておりまして、従業者の人数及び管理者の配置等について規定しております。

第3章の第7条から第32条につきましては、運営に関する基準で、利用の申込者等への説明及び同意、具体的取り扱い方針、運営規定の制定、勤務体制の確保、秘密の保持、苦情処理、記録の整備等を規定しております。

また、この中で、独自基準としまして、第22条第3項に、職員の資質向上を目的として、権利擁護、虐待防止、認知症ケア等の研修計画を作成し、実施すること及び第32条第2項に記録の整備の保存年限の延長することを追加しております。

第4章の第33条、基準該当居宅介護支援に関する基準につきましては、指定要件の一部を満たして

いない事業者であっても、市町村の判断で保険給付の対象とすることができる当該サービスにつきまして、本条例を準用する規定を定めております。

附則といたしまして、管理者の配置基準の経過措置を規定しております。

第6条第2項で規定しております管理者については、主任介護支援専門員の資格を持った者の配置を平成33年3月31日までとするものです。

施行期日につきましては、平成30年4月1日からとします。

ただし、第16条第20号で規定しております居宅サービス計画に定める訪問介護の回数に関する規定につきましては、平成30年10月1日を施行とするところとします。

以上、議案第20号上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の説明とさせていただきます。御審議賜りまして、御議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) ここで、地域の指定巡回だとかというのを、同一敷地内における支援だけではなくて、地域外にも支援計画を持って支援しなさいという形で書かれているかというふうに思いますが、この点は、現状では、敷地内の、いわゆる施設内だけで支援が終わっているという形の意味なのか、厳格にどのようになっているのかお伺いしておきたいと思います。

恐らく今回の定義でいいますと、緩和措置もあって、介護士あるいは看護師、あるいはケアマネジャー等が不足するという状況の中で、自分の施設内だけにとどまることなく、地域の要望があれば、地域でもそういった支援を各施設が行いなさいというような内容なのかなというふうに思いますが、この点はどのようになっているのか、お伺いしてきたいというふうに思います。

○議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(北川徳幸君) ただいま11番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の中で、地域へのサービスの提供への推進という趣旨の御質問だと思います。

うちの町の現状といたしましては、定期巡回というサービスはございませんが、訪問介護に限ってはいますと、社会福祉協議会とやまびこの2事業所があります。実態といたしまして、やまびこにつきま

しては、有料老人ホームを併用してございます。その利用実態といたしましては、基本的には、施設内の利用に今はとどまっているところでございます。

それらの趣旨につきましては、今、議員が述べたとおり、広くサービス提供地域、上富良野町全域に広く提供しなさいというような趣旨でございまして、そのような旨を、現状ではなかなか人員等は難しいと思いますが、趣旨は伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、現場で起こる問題点、上富良野にある、ないは別としても、介護全般にこれからかわる問題として認識されなければならない点だというふうに、今の部分もそう思うのですが。そうすると、介護職員等がない、不足するという状況の中で、こういった事例が、こういうことが明記されるという状況の中では、それに対応できないというのが実際にあるのではないかというふうに思っています。その点は、現状はどのように把握されているのか。

もう一つは、介護計画にかかわって、いわゆる訪問制限、サービス制限という形で今回出てきております。これは、恐らく今後、訪問回数等が、生活援助等が多くなった場合の規定基準を超えた場合、前にも質問しましたが、懸念されるのは、制限という形で生まれてこないのかと、使用制限です。確かに上富良野町でも他の自治体でも横だし、上乗せサービスというのがありますが、それはあるとしても、一番怖いのは、どんどん利用したい方が利用できないというような、サービスの制限が起り得る可能性があるのではないかというふうに思いますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま11番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の介護人材、全国的に介護人材の不足ということで、今回、私どものほうも一定程度介護人材の確保という点で予算も計上させていただいたところでございます。これらについては、先ほど言ったように、広く地域に提供されることが望まれますので、その制度とあわせて、事業所についても人材の確保にぜひ努力していただきたいと思いますと考えているところでございます。

2点目の訪問介護の回数についてですが、これは、実は先般も説明しましたが、10月までの経過措置がある事案でございます。特に、生活援助の部分の訪問回数につきましては、全国平均の統計を上回る部分については市町村に届けなさいというような

内容となっております。これにつきましては、制限というような形ではなくて、訪問の増の回数が妥当かどうか町のほうでも判断いたしまして、決して不利益になるようなことにならないようなことで対応したいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ不利益にならないようにしていただきたいと思っております。自治体の権限ということであれば、恐らく上部からの、上からの指導もあるかというふうに思います。国はこの間、サービスの提言は行わないと言いながら、いろいろな制限をつけてきている部分が見受けられます。やはりそういうものも含めて、自治体の裁量が生かせるところは、大いに上富良野に合った内容の生活援助だとか支援というのが僕はあってしかるべきだと思いますが、この点、確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

議員言われたような趣旨で、利用者の状況あるいは家族の状況を総合的に判断いたしまして、利用者がサービスを使えないことによって、不利益にならないような対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬実君） 9ページの勤務体制の確保というところの3番目、ここに書いてあります研修の機会を確保するための後に、「必要に応じて高齢者の権利擁護、虐待防止、認知症ケアの計画を作成し、実施しなければならない」、必要に応じてということになってはいますが、これらの事業所に入所する方については、こういったことは当然最初から考えられるような状態になると思っておりますけれども、必要がなければ、こういった計画を作成しないで、実行しないということの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま12番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

資質の向上のための職員の研修の機会ということで、必要に応じてという部分なのですけれども、多くは、あえて独自基準として町のほうで定めさせていただいた内容でございます。もともとの国の基準でいきますと、単に研修を実施しなさいというような内容に、特に今、課題である高齢者虐待であったり権利擁護であったりという部分を追加させていた

だいた経過でございます。必要に応じてという部分については、全部必要だと思うので、我々もこう表記はしておりますが、そういうような研修の機会を求めていくような考えでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第21号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第21号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案の要旨について御説明させていただきます。

当該条例につきましては、このたび介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が一部改正されたことによりまして、この省令に基づきまして制定している本町の三つの条例を一括して改正しようとするものでございます。

まず、第1点目の上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、サービスごとに説明させていただきたいと思えます。

第2章で規定しております定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてですが、まず、従業者の員数の見直しですが、当該サービスのオペレーターの配置に係る基準が緩和されたことによる改正。

また、介護・医療連携推進会議の開催頻度が年4回から年2回に緩和されたことなどが主な内容となっております。

次に、第3章で規定しております夜間対応型訪問介護ですが、従業者の員数の見直しということで、先ほど同様、オペレーターに係る配置基準の緩和されたことによるものでございます。

次に、第3章の2で規定しております地域密着型通所介護ですが、1点目は、共生型地域密着型通所介護のサービスの基準の追加です。共生型通所介護につきましては、介護保険法の改正によりまして、障がい者が65歳以上になっても使いなれた事業所において、サービスを利用しやすくするという観点から、高齢者や障がい者等がともに利用できる共生型サービスが創設されましたことから、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定するものでございます。

次に、2点目の指定療養通所介護につきましては、利用定員数を現行の9人から18人に引き上げる改正となっております。

次に、第4章で規定しております認知症対応型通所介護ですが、共用型認知症対応型通所介護について、その普及促進のため、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設の利用定員数を1施設当たり3人以下から1ユニット当たり、ユニットの入居者と合わせて12人以下に見直すものでございます。

次に、第5章で規定しております小規模多機能型居宅介護ですが、従業者の員数の見直しということで、事業所に併設されている施設の従事について、新たに施設に介護医療員を追加したものです。

第6章の認知症対応型共同生活介護及び第7章の地域密着型特定施設入居者介護についてですが、身体的拘束等のさらなる適正化を図るため、取り扱い方針を追加するものです。

第8章で規定しております地域密着型老人福祉施設入所者生活介護ですが、入所者の病状の急変等に対応するため、あらかじめ配置医師などによる対応方針を定めることを義務づけたものです。2点目は、身体拘束等の適正化を追加するものでございます。

第9章で規定しております看護小規模多機能型居宅介護ですが、サービス供給量をふやす観点から、診療所からの参入を進めるよう、宿泊室につきまして、診療所の病床についても活用できることとなったものでございます。2点目は、サービス供給量をふやす観点から、サテライト型の事業所の基準を創設するものです。

以上が、上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の主な改正点です。

2点目の条例改正の上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、この条例につきましては、地域密着型サービスの利用者で、要支援に該当する方についてのサービスの基準を定めた条例となっております。

そのようなことから、介護予防認知症対応型通所型介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の改正につきましては、先ほど説明した内容と同様の改正となっております。

3点目の条例改正の上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、この条例につきましては、要支援者の居宅介護予防支援事業所の基準を定める条例となっておりますが、1点目は、入院時及び平時における医療機関との連携をより強化するよう定めたものです。

2点目は、障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めることと定めたものでございます。

施行期日は、いずれも平成30年4月1日となっております。

以上、議案第21号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明とさせていただきます。御審議賜りまして、御協議決度させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 全般にわたってお伺いしたいのですが、まず第1点目の、新たに共生型の施設で障がい者の方も介護に該当するようになれば利用できるような、指定を受ければ利用できるという形の話だというふうに思いますが、ここで問題になってきたのは、利用者負担という形で、従来、障がい者の方が福祉施設を利用した場合、無料の部分だとか負担部分はあったと思いますが、多くは無料になっていたという形の中で、今回、介護制度に移行した場合、すぐ本人の1割負担が発生するという形の中で、そういう問題を少しでも、利用者の利便

を図りながら、その施設で可能な限り、指定を受けた施設であれば利用できるという形の内容だというふうに思いますが、障がい者が介護に移った場合の利用負担というのは従来と変わりませんか、その点、まず確認しておきたいというふうに思います。

それと、この施設要件の中で、従来も訪問介護等における、3年以上という要件がありましたが、1年以上業務に従事できるという形の緩和措置がとられました。巡回サービス等における、こういった共生型における要件も変わっておりまして、本来、経験を積んだ人が十分サービスを担って、そこでやはりいろいろな支援に当たるといった形がとられていたのですが、1年以上ということになれば、経験がそこそこなくても利用できるという形になるのかなというふうに思います。

もう一つは、1ページの190条と第16項、32条の3項中という形で、従来は、サービスを行う場合、同一敷地内におけるサービスを行う場合は、他の施設にサービスを行いたいという状況の中では、夜間の時間設定があつて、その部分は抜けることはできるけれども、それ以外は、サービスは制限しますという形になっていたというふうに思いますが、こういった時間設定が除外されるということになった背景というのは、同一敷地内で分管理、あるいは支援体制ができるという形の中で、こういう時間設定になったのかお伺いしておきたいと思えます。

そのほかに、9人から18人という形で、第59条のユニット型だとか施設の人員の9人から18人という形で、利用人数もふえたりだとかしておりますけれども、こういうものも含めて、今回、本文の改正に当たった趣旨の内容というのがちょっとよくわからないというふうに思いますので、この点、確認したいと思えます。恐らく施設が足りないという形の中で、一定程度利用できる施設は利用しようとして、病床においても一般の診療においても、そういう施設を1施設設ければ十分利用できるのだというような内容かというふうに思いますが、そこら辺についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま11番米沢議員の何点かの御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の障がい者が65歳以上になって、介護保険法を適用された場合の利用者負担についてですが、従来、障がい者につきましては、非課税世帯につきましては無料という形で各サービスを利用した経過がございます。その後、65歳以上になった場合は、通常の介護保険の1割負担ということ

で、この部分につきましては、先般法律が改正されて、平成30年4月1日からは、従来ずっと障害サービスを使っていた方が同様のサービスを介護保険サービスで使う場合については、障害福祉制度から給付されるということで、従来どおり無料というような形の改正となっているところでございます。

2点目の今回の改正の趣旨ですが、オペレーターの配置条件である3年以上が1年以上になったという経過なのですが、これについては、議員おっしゃるとおり、なかなかサービスが普及してこないということで、一定程度人員の配置を緩和しまして、より促進しようというような内容となっております。経験年数3年以上というのは、サービス提供責任者である者の3年が1年になったということで、サービス提供責任者でしたら、ある程度のスキルを持った方ですし、その部分については、1年以上でも大丈夫だというような判断で、緩和されたように理解しております。

あと、療育型通所介護等の人数の緩和、あるいは共用型認知症通所介護のニーズの緩和ということもございしますが、これについては、先ほど言ったように、なかなかこういうような施設があっても利用の促進が図られないということで、全体的に利用者のサービスが低下しない範囲で今回の法改正になっているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 共生型で障がい者の方が新たにサービスを利用するという形になった場合はどういうふうになりますか。従来のものではなくて、新たに発生した場合の利用負担。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま11番米沢議員の御質問ですが、共生型サービスを利用する場合においては、そのサービスにおいて、障がい者も高齢者も一緒に利用できるというような状況ですので、利用負担は、65歳以下の方は障害者サービスを使えますし、65歳以上の方は介護保険サービスというような形で、利用者負担は従来と変わらないというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第22号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

この条例改正につきましては、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画の策定に伴いまして、介護保険事業の安定的な運営を図っていくため、第1号被保険者の介護保険料の見直しを行うこととあわせまして、介護保険法の改正により所要の改正を行うことを主要内容としまして、本条例を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、まず、第1点目は、第1号被保険者の介護保険料の見直しであります。高齢化を背景とする1号被保険者、特に、75歳以上の後期高齢者が増加していく傾向にあり、その影響で認定者数も増加していくこと。あわせて第2号被保険者等の世代間負担の均衡を図るため、第1号被保険者の負担割合が、従来の22%から23%に引き上げられたこと。また、今回の介護報酬改定により、平均0.54%の増となったことにより、介護給付費の伸びが見込まれることから、基準額で、これまで年額5万4,000円から5万8,800円に、月額にして4,500円から4,900円に、約8.9%の引き上げをお願いするものであります。

介護保険料の設定に当たりましては、高齢者の生活実態も厳しい状況にありますことから、介護保険事業基金を最大限活用することにより、保険料の上げ幅を少しでも圧縮するよう努めたところでございます。

また、所得階層区分につきましては、第6期で実施していた10段階を引き継ぐ形で、国が示しております9段階に1段階追加して10段階に設定するものです。

各階層ごとの保険料額は、第1段階で、基準額に対する割合が0.5で2万9,400円となっておりますが、低所得者層への軽減策が継続実施されるこ

とから、引き続き0.05軽減されまして、0.45の割合で2万6,400円となるところです。第2段階においては0.65の割合で3万8,200円、第3段階では0.75の割合で4万4,100円、第4段階では0.85の割合で4万9,900円、第5段階では基準額で5万8,800円、第6段階では1.2の割合で7万500円、第7段階では1.4の割合で8万2,300円、第8段階では1.6の割合で9万4,000円、第9段階では1.7の割合で9万9,900円、第10段階では1.8の割合で10万5,800円にしようとするものでございます。

次に、第3条第6号から第10号に規定しております所得指標の見直しについてですが、介護保険料を算定する際の合計所得金額の算定についてですが、長期譲渡所得、短期譲渡所得については、従来、特別控除前の金額で算定することとなっていました。今回の介護保険法の改正によりまして、特別控除後の金額で算定するよう改正するものです。

次に、第3条第2項の改正ですが、先ほど説明しました所得段階第1階層の保険料の軽減策につきまして、引き続き平成32年度まで延長したものです。

次に、第19条の改正ですが、被保険者等に対する調査対象の拡大についてですが、今回の介護保険法の改正によりまして、従来、被保険者に対する調査の対象範囲が第1号被保険者のみに限られていましたが、今回、第2号被保険者も含めることとしたものです。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上、議案第22号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議賜りまして、御議決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） お伺ひいたします。確かに基金等を取り崩しながら、軽減という形になったかというふうに思います。この要素の中には、いろいろと介護報酬の改定や消費税増税部分だとか含めた中の、他の要素もろもろでの、今後、上富良野町で保険給付が伸びる要素があるという形の中で出てきたものだというふうに思います。

しかし、基準に対する負担割合というのは出ておりますけれども、所得に対する負担割合を見た場合に、所得の高い人ほどその負担割合は低くなるという逆転現象がこの中で見受けられます。

そうしますと、所得の低い方は負担が多くて、本来、所得の多い方については負担を求めなければならないのに、逆に軽減されているという実態が、計算してみたら見受けられますが、不平等ではないかというふうに思いますが、この点お伺ひいたします。

さらに、1号、2号被保険者の負担割合を同じにするということで、23%に今回なったというふうに思いますが、恐らくどの事業者においても、恐らく今の社会事情の中で、給与やいろいろな年金等の抑制の中で、資力がある人が本当にいるのかという形なのです。本来これは、こういった部分については、国が負担しなければならない部分を、結局、加入者等によって負担を覆いかぶせるというような状況になっているのではないかというふうに思います。私は、こういうことを考えたときに、負担をふやすのではなくて、こういった要素も含めれば、もっと軽減できると思いますが、どうか。

また、同時に、基金の積み増し、あるいは一般会計からの繰り入れを行えば、十分5段階の基準額を低く抑えて、さらに各段階の負担割合を低く抑えることが十分可能だと思いますが、こういった措置を私はとって、軽減を行うことが今求められているというふうに感じていますので、この点お伺ひいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま11番米沢議員の介護保険料の関係についての御質問にお答えします。

1点目の負担割合の件なのですが、所得に応じてそれぞれ0.45から1.8まで設定しているような状況でございます。これにつきましては、一定程度国の基準の中で、それを参酌しながらこの割合で、所得の多い方は負担割合が多いというような形で設定させていただきましたので、御理解願ひしたいと思います。

あと、第1号被保険者の負担割合が22%から23%になったということで、これは、先ほど説明したとおり、世代間人口の均衡ということで、国のほうで一定程度、第1号被保険者の負担割合をふやすということで、これについては、第1期から1%ずつふえているような状況でございますので、この総体的な負担総額を踏まえまして、所得段階によって、低所得の方は負担が低く、所得の高い方は負担割合が高いというようなことで設定させていただいているところでございます。

あと、介護保険料の減免についての御質問ですが、先般の予算特別委員会でも説明させていただきました。基金の積み増し、基金、現在6,900万

円残っておりまして、一定程度予備費で7,400万円程度の残額が現在あると理解しております。そのうち、最大限、6,000万円活用いたしまして、7期終了後には1,500万円ということで、これについては、一定程度の、今後、不測の事態も考えまして、1,500万円程度は残額を残したいというような考えで、基金については6,000万円が最大限、6期につきましては、3,000万円ということで、倍の基金を導入させていただいているところです。

あと、一般会計の繰り入れにつきましても、繰り返しの説明になりますが、介護保険制度、相互扶助の観点から、公費50%、保険料50%というような形で制度設計がされております。さらに、保険料につきましては、1号23%、2号27%という形で負担しておりますことから、このようなことから、ほかの世代との公平性の観点から、一般会計からの繰り入れは、町としては現在考えていないところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 負担割合については、基準額から負担割合を求めて、割合に応じて軽減措置、減額措置という形で率を算定しています。私の言いたいのは、例えば10段階の500万円以上の方が年額10万5,800円で、0.021%負担率が状況です。この方が、例えば第2段階になると、0.032%とふえるということの話をしているのであって、このことを考えたときに、逆転現象ではないかということを行っているわけですから、この点、基準額に対して率を設定したということではなくて、負担割合を求めているということは、確かに減少面では少なく見えますけれども、所得に対して、年額どうなのかと見た場合に、率が高くなるでしょうということなのですが、これは認めますか。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） 11番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

実態として、そういうような事象も出る階層もありますが、基本的には、国の基準等を参考にしながら、この負担割合が妥当だということで判断させていただきましたので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） この条例に関することで、先ほど課長の説明の中で、さまざま要因の中で、高齢化が進んでいくながら、後期高齢者が増加すると

いうことで、一定程度やむを得ないというところもあると思うのですが、この基準額を積算するに当たって、第7期に関しては、いわゆる認定率が14.9%ということの説明があったところでございますが、この間、比較的後期高齢者の増大というのは、平成22年から既に逆転現象が始まっていきながら、我が町においても前期高齢者よりも後期高齢者がふえている状態でありまして、その緩やかな曲線の中で、今回、認定率の伸び幅が、今までの6期の間の12%から13%台の想定から、14.9%というところとちょっと上げ幅が大きくなっているというところが、まず1点お伺いしたいというところと。

あと、これから2025年問題を踏まえた中で、当然8期、9期の計画を見据えた中で、第7期の上げ幅というものがあつたと思うのですが、その先を見据えた中において、今この上げ幅の中でいって、次に大幅に計画が狂っていくとかということは考えなかったのか。いわゆる施設型のユニットもふえまじ、居宅と施設になると本人負担も3倍程度大きくなりますし、それに伴って介護保険料、税の拠出というのは非常に大きくなっていくという計画があると思うのですが、その辺の考慮というのはどういうふうに考えられたのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま6番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成32年末で介護認定率14.9%というところで設定させていただいたところなのですが、これについては、認定者の9割は後期高齢者ということで、この後期高齢者と前期高齢者の率については、この3カ年でもさらに拡大するような状況から設定した部分も一つございます。

あと、もう一つの要因といたしまして、前回、第6期の時点、26年から27年にかけてまして、実は認定率がいろいろな状況がありまして下がった経過にございます。そこからのスタートでしたから、3カ年の認定率が一定程度横ばい、あるいは微増という形で抑えられましたが、今回については、そのような傾向というのは、後期高齢者がふえている中では考えられませんので、この14.9%というような予測をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 実数というか、ある程度、それこそ低く見積もってお金が足りなくなったということでは、とんでもないことになってしまうので、その辺もわかるのですが、町のこの間の計画の中においても、やはり重度化の予防であったりとか、それから発症率を抑えるという、そういった取

り組み、施策を多く取り組まれているところですが、その部分をさらに発展させていながら、ある程度見込みで抑えるということはできなかったのか、改めてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま6番金子議員の御質問にお答えいたします。

基本的には、第7期計画で示させていただきました四つの基本目標を着実に推進することで、介護認定率の抑制を図ろうというような計画を立てさせていただきました。

その中で、14.9%という部分について、これらの施策を展開することによって抑えられなかったのかという御意見もございますが、基本的には、先ほどの繰り返しになりますが、そういう部分、保健予防あるいは介護予防も並行しながら、あわせてその一方、後期高齢者の数がふえてくると、こういうようなことを総合的に判断いたしまして、今回、14.9%というような認定率を設定させていただきました。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第23号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第23号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第23号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成30年4月1日から施行されます持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）に基づき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号第11条）の規定改正によ

り、上富良野町国民健康保険条例について、「国民健康保険運営協議会」を「上富良野町国民健康保険運営協議会」に改正し、その協議会名称は、「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、委員定数について、新たに被用者保険等保険者を代表する者1名を追加し、現行9名を10名に改めるものがございます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第23号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「町が行う国民健康保険」の次に、「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「上富良野町国民健康保険運営協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章、町が行う国民健康保険の事務。

第1条中（見出しを含む。）「国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「定が」を「定めが」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章、上富良野町国民健康保険運営協議会。

第2条の見出し中「運営協議会の」を「事業の運営に関する協議会の名称及び」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定により町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、上富良野町国民健康保険運営協議会」に、「の委員の定数は次の各号の）を」とし、委員の定数は、次の各号に」改め、同条に次の1号を加える。

（4）被用者保険等保険者を代表する委員、1人。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上をもちまして、議案第23号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第24号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第24号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました議案第24号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成30年4月1日から施行されます持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条の2の規定が新設され、住所地特例の取り扱いが見直しされるため、改めるものでございます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第24号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町後期高齢者医療に関する条例(平成20年上富良野町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項又は第2項」の次に、「(いずれも法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上をもちまして、議案第24号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第25号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第25号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤清君) ただいま上程いただきました議案第25号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、改正の要旨を御説明いたします。

本議案につきましては、都市公園法施行令の改正に伴いまして、これまで都市公園に設ける運動施設の敷地面積に占める割合の上限が100分の50を超えてはならないとされておりましたが、改正により100分の50を参酌し、地域の実情に応じて条例で定めることとなったことから、上富良野町都市公園条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、都市公園に設ける運動施設の敷地面積に占める割合については、従来の基準が、都市公園としての機能を阻害することがないと認められることや、現在の都市公園の状況や今後の整備計画を考慮し、その上限を100分の50とするものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第25号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

上富良野町都市公園条例(昭和43年上富良野町条例)第15号の一部を次のように改正する。

目次中「(第2条の2・第2条の3)」を「(第2条の2-第2条の4)」に、「(第2条の4)」を「(第2条の5)」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(公園施設に関する制限等)。

第2条の4、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないこととする。

別表(1)の2(第2条の4関係)を別表(1)の2(第2条の5関係)に改める。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、議案第25号につきまして、提案の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第26号及び 議案第27号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第26号上富良野町国営土地改良事業負担基金条例を廃止する条例、日程第10 議案第27号しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例を廃止する条例を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま一括して上程いただきました議案第26号上富良野町国営土地改良事業負担基金条例を廃止する条例及び議案第27号しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例を廃止する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび、平成29年度末をもちまして、国営畑地総合土地改良パイロット事業しろがね地区事業負担金の償還が終了するため、関連いたします当該2本の条例の廃止をするものであります。

なお、国営土地改良事業基金の残金372万6,679円につきましては、附則において、上富良野町農業振興基金に振りかえといたします。

以下、議論を朗読し、説明といたします。

議案第26号上富良野町国営土地改良事業負担基金条例を廃止する条例。

上富良野町国営土地改良事業負担基金条例（平成12年上富良野町条例第28号）は、廃止する。

附則。

1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2、この条例の施行の際現に廃止前の上富良野町国営土地改良事業負担基金条例により積み立てられた基金は、上富良野町国営土地改良事業負担基金条例第2条及び上富良野町農業振興基金条例（平成2年上富良野町条例第14号）第2条の規定にかかわらず、上富良野町農業振興基金条例により積み立てられた基金とする。

続きまして、議案第27号しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例を廃止する条例。

しろがね土地改良区償還事業円滑化資金融資条例（平成16年上富良野町条例第10号）は、廃止する。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で、議案第26号及び議案第27号の説明といたします。御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第26号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第28号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第28号上富良野町公共施設整備基金の一部支消についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第28号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの平成30年度一般会計予算におきましては、町税において若干の伸びを見込んだものの、地方交付税の減少などにより一般財源総額の減少が見込まれる中で、増加していく社会保障費への対応など、財政構造の硬直化が進む中においても、住みなれたこの町で安心して暮らせるよう各支援施策や地域の活性化施策に要する費用を確保し、予算編成を行ったところであります。

このような中でありまして、緊急性や必要性の高いクリーンセンター設備改修及び上富良野中学校外構整備に当たり多額の財源を必要とすることから、その財源に充てるため、公共施設整備基金の一部を支消することで、財源調整を図ったところであります。

このようなことから、公共施設整備基金の支消に当たり、公共施設整備基金条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第28号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1億500万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成30年度。

以上、議案の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

午前10時14分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加日程の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

町長から議案第33号財産の取得についての議案が提出されております。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号を日程追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案をお配りいたしますので、その間、休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩を解き、会議を再開します。

◎追加日程第1 議案第33号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第33号財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第33号財産の取得について。

上富良野町クリーンセンター管理用ブルドーザーの取得につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在使用しておりますブルドーザーにつきましては、昭和51年9月に、旧東中ごみ埋立地整備のため購入したものであり、使用年数は41年が経過しており、老朽化に伴い維持費量が増数しており、部品調達も困難な状況となっております。

今後においても、最終処分場のごみ転圧及び覆土整備、冬期間における雪捨て場の整備を効率的に取り進めることを目的とし、ブルドーザーを購入するものであります。

ブルドーザーの概要につきましては、年式は、2005年製。規格は、D6R。車両重量は20.8トン。契約は、1者随意契約により、900万円に

消費税を加算いたしまして、本議案の972万円とさせていただきます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第33号財産の取得について。

上富良野町クリーンセンター管理用ブルドーザーを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、上富良野町クリーンセンター管理用ブルドーザー。

2、取得の方法、随意契約による。

3、取得の金額、972万円。

4、取得の相手方、旭川市東鷹栖2線11号、日本キャピラー合同会社旭川営業所、所長、長謙太郎。

5、納期、平成30年3月30日。

以上、議案第33号財産の所得について、説明いたします。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、ブルの購入に対しての説明がありましたけれども、このブルは、湿地ブルなののでしょうか、乾地ブルなののでしょうか、それと、アワーメーターは何時間を経過しているのでしょうか、確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の御質問にお答えします。

このブルドーザーは乾地でございます。

あと、アワーメーターでございますが、使用時間につきましては、使用の経過は9,493時間というふうになっております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 時間と、それから乾地ブルということで理解しましたけれども、こういった関係の中古を購入する場合については、購入時に保証というのですか、こういった場合には保証はどれぐらいとか、そういった契約はあるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の御質問にお答えします。

新規で購入する場合につきましては、保証等についてはついてございますが、中古につきましては、全て購入までの整備計画報告も踏まえて購入するこ

とから、保証についてはついてございません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） それは契約の仕方だと思いますけれども、我々が例えば中古の機械を買うときに、最低何カ月、最低1年、そういった形での、もし万が一、メンテナンス上の非常事態が生じたときには、これは保証しますというような条項がつくのですけれども、今回はそういうことは全くないということですか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の御質問にお答えします。

本ブルドーザーの購入に当たっては、そのような保証の内容については、契約としては想定していないところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第33号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第30号及び 議案第31号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第30号上富良野町道路線の廃止について、日程第13 議案第31号上富良野町道路線の認定についてを一括して議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第30号上富良野町道路線の廃止についてと、議案第31号上富良野町道路線の認定につきまして、提案の要旨を一括説明申し上げます。

本議案につきましては、事業主体の北海道が実施している道営経営体育成基盤整備事業区域内の町道北17号道路を道営農地整備事業の一般農道整備により改良舗装を行うことで、農産物の円滑な運搬と品質の保持など、産業道路としての利便性と安全性を向上させるものであります。

本事業の条例は、都道府県道または市町村道の路

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第15 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第15 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番岡本康裕君。

○2番（岡本康裕君） ただいま上程されました発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年3月6日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、岡本康裕。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成30年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）等の一部を改正すること。

御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西村昭教君） 日程第16 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規

則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎退職 挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、今月3月31日をもって定年退職されます管理職の方から御挨拶をいただきたいと思います。

初めに、会計管理者、藤田敏明君。

○会計管理者（藤田敏明君） まずもって、最後の会計課3年間、この定例議会で1回も質問を受けることなく、この私に退職の挨拶の機会を設けていただいたことに対しましてお礼申し上げたいと思いません。

私は、昭和54年7月、カミホロ荘で採用となりまして、約39年間いろいろな職場で勤めてまいりました。この間、議員の皆様はもとより、役場の先輩や後輩、同僚、そして家族などの支えがあったからこそ、今ここで御挨拶ができるのかなというふうに思っております。

少し振り返ってみますと、カミホロ荘時代、私、3年間勤めさせていただきました。いろいろな経験をさせていただきました。風呂の掃除、ホールの掃除、そして、忙しいときには配膳、それに布団敷きということで、三助はありませんでしたけれども、ここでさまざまな経験をさせていただきました。朝早くから夜遅くまで働いた記憶がございます。今で言えば、ブラック企業ではないかと思われるぐらい、本当に働いたのかなというふうに思っております。

その後、農業委員会、3年を経験させていただきました。その後、私が30歳ちょっと過ぎになろうかと思っておりますけれども、私が一番行きたくない係、町民課の社会係ということで、主には、生活保護の担当ということでございました。その当時は、結構有名な方もおられまして、私が残業したら、夜遅くなってから来られたということで、すごくコミュニケーションがとれたのかなというふうに思っておりますけれども、そんなことで、私の家にも夜遅く来て、ドアもばんばん蹴っ飛ばされて、模様みたく今も残っておりますけれども、本当にそのような経

験もさせていただきました。

それと、行旅死亡人といって、行き倒れ、私、町民生活課に4年間在籍しておりましたけれども、そのうち、ニアミスも含めて、3年間実是对応させていただきました。1件目が、十勝岳で亡くなられた方だったのですけれども、その方のお通夜、お葬式、そして骨拾いをやって、そして宅急便で送ったと。本来だめなのですけれども、遺族の方がどうしても来られないということでございまして、当時、宅急便ということで送らせて……。やれやれと思って、次の年、警察から電話が来まして、あと二、三日わからなかったら、またおろすからということで電話を受けたところなのですけれども、それについては、おかげさまで二、三日に間に身元がわかったということで、やれやれと思ったら、また次の年、また警察から電話が来まして、今度、遺体があるからとりに来てくれということで、奥田花屋さんに電話しまして、ちょっと霊柩車頼むということで、2人で警察の本署に行きまして、安置所がありました。そこでアルコールで体を拭いて着物を着させて、そしてお棺にみんなで入れるぞということで、私、嫌なものですから足のほうを持っていたのです。その手の感覚が今でも残っていますけれども、入れて。おかげさまでその方も、焼く前に身元がわかったということで。本当にいろいろな経験をさせていただきました。

それと、昭和61年に、中国残留孤児、富樫さん一家が41年ぶりに日本に帰国したということで、本町にも1年ぐらい滞在しておりましたけれども、そのときのお世話もさせていただきました。

それと、まだ記憶に新しい、もう古いですね。昭和63年12月24日に、御存じのように十勝岳が噴火しておりました。私はちょうど家庭で家族と一緒にクリスマスイブを楽しんでいましたけれども、招集がかかりまして、すぐ飛んできました。車を使うより走ったほうが早いと思って走っていましたけれども、そうしたら、すぐ上高の避難所へ行けということで上高の避難所へ行かしまして、そこで一夜を過ごしたということで、懐かしい、私、39年間の間で社会係というのが一番濃かった時期かなというふうに思っているところでございます。

また、議会では、通算4年半ということで大変お世話になりました。1年半につきましては、中川議長、そしてあとの3年につきましては西村議長ということで、大変お世話になったところでございます。特に、道外の視察研修ですとか委員会の研修視察ということで、私も一緒に同行させてもらって、いろいろな楽しい思い出も実はございました。しかし、残念なことに平成26年ですけれども、私、公

用車で交通事故を起こしてしまいまして、それに同乗されていたのが米沢議員で、前小野議員と2人同乗してまして、あれは申しわけなかったということで、米沢さん、済みません。本当に申しわけございません。

だらだらといろいろな話をさせてもらいましたけれども、このようにいろいろな経験をさせていただき、また、たくさんの人に支えていただいて、改めてこの席で挨拶できるのかなということで、本当に感謝したいと思います。

これからも上富良野町で住み続けたいと思いますので、どうかこれからも今まで以上に御指導、御鞭撻、さらには叱咤激励をいただければ幸いですというふうに思っております。

最後になりますけれども、議員皆様のますますの御活躍、そして御健勝を御祈念いたしまして、最後の挨拶とさせていただきますと思います。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、町立病院事務長、山川護君。

○町立病院事務長（山川 護君） 第1回定例会の貴重な時間に、西村議長の御配慮により、このような場を設けていただき本当にありがとうございました。

42年間役場の生活を送れましたのも議員の皆様と、また、西村議長には18歳のころから御指導いただき、感謝申し上げます。ありがとうございました。

私は昭和51年に税務課に配属されまして、税務課というのは大変おもしろいというか、びっくりしましたけれども、工作中に輪ゴムが飛んでくるのです。何かかなと思ったら、先輩が机の中から割り箸鉄砲でハエを撃ってくるような、あの当時は本当に自由というか、40年以上も前の職場だなというふうに、今さらになって思います。

22歳のころからは企画課で勤務しておりました、またこれも40年前近くの話ですけれども、町にはいっぱいスナックがございました。行くと、各課の残りのボトルがありまして、それを出してくれと言ったら何ほども出してくれまして、次の日に先輩に「あれいただきましたよ」と言うと、「そうかそうか」というぐらいの感じで許された優しい時間でもございました。

28歳のときは農政課に勤務になりまして、昭和62年のころから十勝岳は活発的な活動を繰り返しました。平成元年、火山活動も少し落ちついた5月ごろ、富原の農業試験場に、転作の仕事をしている私のところに、当時、町会議員であった中川一男さんが来られまして、農政課の僕に、町長と、当時、

助役というのですけれども、助役には話がついている。お金も用意しているから、十勝岳の噴火で沈んでいる町民をイベントで盛り上げてくれと。また、お手伝いいただいた自衛隊や国や道の関係者が楽しめるようなことを計画してほしいということで、このため若い町の人たちが夜に何度も会議を開きまして、実行委員会を立ち上げまして、平成元年7月1日、島津球場で復活祭を実施させていただきました。この復活祭で町の人たちの交流も始まり、長谷川議員は当時から御神輿の徳神会の頭で、復活祭の会議に出席され、一緒に実行していただきました。あれから30年御指導いただいております。

33歳のときは商工観光課のリゾート対策係に配置になりました。当時、白銀荘の杉山管理人から、十勝岳山岳警備隊の有志に、十勝岳の活発な火山活動で、18年に廃業した吹上温泉が湯温が上がっているということで連絡があり、私も警備隊に所属しているものですから、40年以上手つかずだった吹上温泉を、あの通路を警備隊がチェンソーと草刈りで入浴できるまでにしました。こっそり、吹上の湯ということ仲間内で楽しんでいたのですけれども、当時、高橋英勝商工観光課長の耳に入りまして、すぐ車を回して現地に案内せよということでした。湯船に手を入れた途端、高橋課長の心に火が付きまして、北向リゾート対策係長と私に、環境庁の許可を取って、この湯を活用せよと命令がありまして、平成3年、吹上の湯がオープンとなりました。

今から4年前、北向課長がこの議場で退職の御挨拶のときに、3階で蛇を飼っていたという話をしました。あの話にはまだ続きがありまして、蛇を飼っていたのではなくて、蛇の卵を持ってきて3階の一番奥の部屋で、僕と北向さんでふ化しまして、卵をかえたのです。30匹以上の卵、朝行くと固まっていて、それにマグロとかをやっていたのですけれども、それが酒匂町長の耳に入りまして、呼ばれまして、あの方は怒るとべらんめえ調になりまして、「おまえら、何にやってもいいけど、蛇だけは飼ったらだめだぞ」ということでがつつりやられました。酒匂町長は、有名な大正5年の辰年会の、五辰会の会員だったのですけれども、蛇が嫌いだということは全然知らなかったです。そんなような思いでもございます。

あわせて、当時、白銀荘の周りの湯温が上がりましたものですから、当時の商工観光課長、白銀荘の建てかえを計画して、平成9年、白銀荘のオープンにまでつながりました。

話はまた変わるのですけれども、平成2年ごろです。日本画家の後藤画伯が道内の数カ所で大規模な展覧会を開きました。札幌、旭川、釧路で開きまし

た。その旭川のレセプションで後藤先生が、これから北海道を拠点としたアトリエをつくりたいということでお話しされた。それを小玉医院の小玉先生が聞きまして、高橋商工係長に伝えました。すぐ命令で、候補地を探せと。何のルートだったのでしょうか、すぐ後藤先生も来られまして、何カ所か僕らがピックアップしたところを御案内申し上げました。ところが、全然その日は首を縦に……、全然だめだったのでしょね。やっぱり役場の職員の発想では話にならなかったのだと思うのですけれども、それが、カミホロ荘で後藤先生は泊まれまして、帰りに車で吹上の道路からおりてきて、4線に曲がったところで「車とめてください」と、いきなり、「ここに建てます」この一言です。土地代とか水がどうだとか一切関係ない。ということで、僕ら役場の職員の発想といましようか、本当に乏しいものだなということを実感しました。後藤先生のアトリエの場所は、今の美術館に決まりまして、最高の景観を僕たちが認識していなかったかなと思います。平成3年に旧美術館とアトリエが完成いたしました。

37歳のときは畜産係長でしたので、牛のブルセラの検査がありまして、初めて牛舎に入って牛をつかまえて、もくしをかけるのですけれども、初日に、右側にロープを二重巻きにして、牛ぐらいつかまえたってとめられるだろうと思いましたが、そのまま牛に引っ張られまして柱にぶつかって、右手の親指を骨折して、畜産関係者に笑われましたけれども、次のときから随分うまくなった記憶があります。

当時、今の旭野で、今もありますけれども、かみふらの牧場がございました。かみふらの牧場は、あの当時は株式会社だったのです。株式会社で運営していると、あの当時は、ガットウルグアイラウンドで相当国は補助金を突っ込みました。株式会社では一銭もいただけませんものですから、あの当時は大郵支配人だったのですけれども、今の大郵社長は、株式会社の大郵支配人だったのですけれども、大郵支配人に、有限会社に変えて生産法人を全面に出したら補助金が当たるといふことでの話をしましたところ、1カ月たたないうちに会社の変更をされまして、それから、まず、増頭計画で行き詰まっていたのですけれども、ふん尿処理が完全にできましたので、それから一気にあのような規模の養豚ができていった経緯がございます。

40歳のときは建設課の管理係長でした。あの当時、排雪というのは、年2回の予算でぎりぎりまで踏ん張ってやっていたのですけれども、夏と同じぐらいきれいに排雪していましたので、排雪するとい

うことで看板を上げるのです、何日に排雪。そうすると、その日になると倍ぐらいの雪がまた敷地から出てきていましたので、こんなことをやっていたら切りがないから、車幅と歩道を確保するだけのカット排雪をやるうということ、当時初めてやりました。2回の予算で3回できるようになりました。このカット排雪は今もやっていたりまして、大変おもしろかった時代でした。

42歳のときは教育委員会に出向になりました。当時は、高橋英勝教育長で、高橋教育長は、企画課、商工観光課でも使っていただきました。人間的にも魅力があって、憧れであり、うれしくてたまりませんでした。高橋教育長には、仕事のおもしろさと人とのかかわり合い、相手の懐に入るタイミング、気の使い方やスピーディな仕事のやり方を近くで勉強させていただきました。このネクタイは、平成18年7月1日に亡くなりました高橋教育長の形見分けのネクタイを何本かいただいたのですけれども、1本です。相当使われていたのですが、3階に上がってくるときは、いつもこのネクタイだったのですけれども、誰も気がついてはくれていなかったと思います。ただ、なんかこのネクタイを締めたいなという気持ちで、古い人間なのでしょう、締めておまして、ここは本当に薄くなっています。高橋教育長は、なにかいつもいるような気がしておりましたので、仕事で何かを組み立てたりするときに、あの方だったらどんなことをやるかなということをいつも思っていました。

平成28年に議場で議決いただいた薬剤師の初任給調整手当、僕は7万円ぐらいでいけるかなと思っていましたけれども、高橋教育長ならトップまで持っていこうと思って、10万円まで上げさせていただきました。そうすると、こんな小さな町の小さな町立病院に薬剤師の方が来ていただいています。もう高橋教育長に相談することはなくなりましたので、天国でゆっくり麻雀でもしていただければなというふうに思っております。

高橋教育長みたいな人間になりたいと思ってずっと追いかけてきましたけれども、あの背中、いつも同じ距離で、近くにはなれなかったなというのが実感でございます。自分の退職の挨拶なのに、まるで高橋教育長の挨拶みたくなりまして、申しわけございません。

平成17年、47歳のとき、町立病院へ行っても、このような人間関係のつくり方というのは本当に勉強になりました。常勤はもとより、旭川医科大学のドクターとも人間関係を構築できましたし、他の病院関係者からもうらやましがられるほどの良好な関係を維持しております。

平成17年には、病院会計の現金は1,300万円しかなかったです。当時、起債の返済、ボーナスの返済には一時借入金を起こしておりましたが、平成20年、療養病床から老健に転換して、先生方の努力もあって、入所者、入院患者がふえまして、今は本当に潤沢な資金の中で運営をさせていただいております。

町立病院は職員50名、臨時職員50名、委託15名、115名の大所帯です。この人たちを束ねるおもしろさや、スピーディな企業会計は自分に合っており、病院の13年間も本当に楽しい時間でした。あと6日で役場の生活が幕を閉じます。もう3階に上がってくることはなくなりましたので、あしたからこのネクタイはたんすの奥に大事に保管します。

役場生活を一言で言うと、議員の先生方、また、先輩、同僚、後輩たちに、周りの人たちに恵まれた、楽しかった役場人生です。これから私は役場の再任用職員としてももう少し勤めさせていただきます。皆様に御迷惑をおかけするかもかもしれません。

42年間の感謝とお礼ということで御挨拶させていただきます。

今後、議会議員の皆様の御活躍を御祈念申し上げまして、最後の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ所長、大石輝男君。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 第1回上富良野町議会定例会の貴重な時間に、西村議長の御配慮によりこのような場を設けていただき、ありがとうございます。

昭和52年4月1日付で採用されて以来、水道課を初めといたしまして、計11回の異動がありまして、12の課の業務に携わってまいりました。通算41年間になります。

中でも一番思い出に残っているのは、初めての異動でカミホロ荘に勤務したときのことです。3年3カ月間勤務し、毎日温泉に入ることはできましたけれども、勤務先で寝泊まりをしていたことから、自宅に帰って眠れる幸せを改め痛感したことを覚えております。藤田さんと同じように、1年間一緒に勤務しておりましたけれども、フロント業務、そして売店の販売、包んでお客様に売るといような作業もしていましたし、布団敷きもしておりました。三助は本当に私もしていませんけれども、同じような経験をさせていただきました。私がここにいるのもカミホロ荘での経験が大きな支えになっているかなというふうに思っております。

また、平成3年4月に教育委員会のほうに異動が

ありまして、社会教育課に異動したときには、国の事業でありますジェット事業ということで、英語指導助手の招致がありました。行ったときにはまだ英語指導助手がいなくて、当時、英語指導助手を何とか町のほうに呼びたいということで手を挙げたところ運よく当たりまして、カナダ出身の英語指導助手を招くことができました。準備に当たっては、いろいろ契約書の関係とか、東中中学校の当時の川口先生に勤務の内容なんかを、日本語で書いたものを英訳していただいて、一緒に協力してもらったことを覚えております。受け入れ準備も大変だったのですけれども、お部屋を借りまして、中学校のそばに高橋建設が当時建てていました住宅を、当時の山崎課長が、建てている最中に目をつけまして、中学校のすぐそばですので、そこをあらかじめ借りるようにしておりまして、備品や何か全て町内の業者からそろえて準備したのを覚えております。

また、当時、ジェット事業に携わる場合には、ホームシックにかかって、自宅に帰ったら失踪するという件が多々ありましたので、当時の西口教育長のほうから、いろいろフォローしてあげてくれるということで、夜は一緒にスナック通いをトムとして、某スナックに通っている時期がありました。

当時、私が町立病院のほうに異動になってからなのですけれども、英語指導助手のトム君が、カナダに戻りますという前の日に一緒に飲みに行って、本当は千歳空港まで送る予定だったのですけれども、思い切り飲んでしまい、朝まで飲んでしまって、運転できなくなりまして、うちのかみさんに運転してくれということで、一緒に同乗して帰ったのを覚えております。途中、キタキツネのカフェレストランが芦別の手前にあるのですけれども、あそこで気分が悪くなって吐いてしまったのを今でも覚えております。

それで、保健福祉課に行きまして、初めて主幹になりました、学校教育班の主幹を経ました。その当時は、すくらむかみふというものを作成する仕事がありまして、何とか作成までこぎつけて、ラベンダーハイツに異動するような形になりました。

ラベンダーハイツに行ってから、議員皆様も御存じのとおり、いろいろなことがあったのですけれども、自分なりにそれぞれ違った苦勞を、主幹になってから、それまでもありましたけれども、同じように苦勞がありました。向山町長を初め、諸先輩方、上司の皆さん、同僚、そして後輩、その他の皆さんに本当に支えられて、そして、西村議長初め議会の皆さんにも支えられて、本当にここまで来ることができました。本当にこの場をかりまして改めてお礼を申し上げます。

4月1日からは、自由の身、無職となりますけれども、自分のこれからのことをゆっくり考えていきたいと思っております。まだどういふふうにするかということは決めておりませんが、4月1日になって、恐らくまた考えが新たに始まるのかなというふうに思っております。

4年間大変お世話になりました。そして、これからもよろしく申し上げます。

結びになりますが、町並びに町議会の皆さんのますます御発展、御健勝を祈念いたしまして、これまでの4年間に対するお礼の言葉、感謝の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

◎町 長 挨拶

○議長（西村昭教君） 本年最初の定例会でありますので、町長から御挨拶をいただきたいと思ます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 議長のお許しをいただきまして、第1回定例会閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げたいと思ます。

まずは、平成30年第1回定例会におきまして、私ども新年度に向けましての予算を含め、御提案させていただきました全ての議案について、皆様方から御議決を賜りましたこと、まず、心から感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

また、先ほど、この3月末をもって定年退職を迎えられます3名の課長から御挨拶がございましたけれども、このお三方につきましても、本当に長い間、町の発展のために頑張っていたこと、私の立場からも感謝を申し上げる次第でございます。

この第1回定例会を通じまして、皆様方とさまざまな意見交換をさせていただきました。改めて皆さんと私どもが向かう方向は全く同じだと、明るい将来に向けた上富良野をしっかりと、一步一步前進させていこうということを改めて確認できたのではないかなというふうに理解をしたところでございます。

4月1日から平成30年度が始まります。上富良野の将来が、子どもたちに夢と希望を与えられるような、そういうまちづくりに改めて意を用いてまいりたいと決心しているところでございます。引き続き皆様方の御支援と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、1定の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございます。

◎議 長 挨拶

○議長（西村昭教君） 私のほうからも一言、皆様にお礼を申し上げたいと思います。

まず、3月の第1回定例会ということで、長丁場にわたりまして、30年度の予算が皆さんに御承認いただき、議決されましたことに改めて厚くお礼申し上げます。

また、あわせて委員長、副委員長には、予算特別委員会の中で御苦勞いただきましたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。

今、3名の管理職の方々、退職されるわけでありますけれども、人生の長い役場勤務生活の一端を述べておられました、苦しいことも楽しいこともいろいろあったのだらうと思いますけれども、やっぱりそういう中で、自分の人生でやはり大きく影響を与えたということも結構あったらうと思います。そういうつらさ、あるいはうれしきときもあったと思いますが、そういうつらさに、ひとつめげないで、大きく仕事への励みにして頑張っておられたということだらうと思います。長い間の勤務、改めて心からお礼を申し上げますとともに、これからの長い人生、若いときの人生よりも、これからの人生は夢も希望も余り高齢者にとってはないのですけれども、ひとつめげず、希望を持って頑張っていたきたいと思いますし、特に健康には留意をして過ごしていただきたいなと思います。改めて厚くお礼を申し上げます。

また、議会の皆さん方には、今いろいろな形で、地方分権ということで、地方にいろいろな権限が首長に与えられ、また、議会もある面では少しずつ、条例改正や法律の改正になってきておりますが、今一番抱えているのは、議員のなり手不足だということであります。できれば、今、管理職の方々も、来年は町議会選挙でありますので、意欲を持って出馬をしてもいいのかなと思っております。

今、議会で検討して考えていかなければならないことに、議会の議決事項ということで、もう少し検討する必要があるだらうと思いますし、それからもう一つは、災害が起きたときの議会の対応というのが、うちの町はまだ何も議会としては制度化されておきませんので、これに向けても、やはりきちっとしていかなければならない事柄だらうと思いますし、また、先般の議会懇談会のときに質問のありました、議会の定数の関係もあろうかと思ひます。どこの町も、そういう意味では検討はしております。特に、来年度、選挙を控えている関係上、議会としても一つの考え方をきちっと議論していく必要はあるのかなと思ひているところであります。

30年度の予算それぞれ決まりましたが、またこれを柱に、うちの町が力強く歩むことを皆さんと

もに誓って、一言御挨拶にしたいと思ひます。また1年どうぞよろしくお願ひします。

今回の定例会に向けて、本当にありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成30年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時33分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成30年3月22日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 高 松 克 年

署名議員 米 沢 義 英